令和８年

富士川町議会９月定例会会議録

令和８年　９月　４日　開会
令和８年　９月１８日　閉会

山梨県富士川町議会

令 和 8 年

富士川町議会９月定例会

9月　4日

令和８年第３回富士川町議会定例会（１日目）

令 和 ８ 年 ９ 月 ４ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１　議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　報告第　７号　令和７年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第　５　報告第　８号　富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について
日程第　６　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度富士川町一般会計補正予算（第２号））
日程第　７　議案第４３号　富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第４４号　富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第４５号　令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）
日程第１０　議案第４６号　令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議案第４７号　令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第４８号　令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１３　議案第４９号　令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５０号　令和８年度富士川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第５１号　令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第５２号　令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第５３号　公の施設の指定管理者の指定について
日程第１８　議案第５４号　町内小中学校における１人１台端末の導入業務契約の締結について
日程第１９　認定第　２号　令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２０　認定第　３号　令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について
日程第２１　認定第　４号　令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について
日程第２２　認定第　５号　令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について

２　出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	平　田　桃　子	２番	樋　口　正　彦
３番	山　本　和　志	４番	宇田川　朱　恵
５番	深　澤　一　幸	６番	小　林　和　良
７番	秋　山　　仁	８番	望　月　　眞
９番	小　林　有紀子	１０番	齊　藤　欽　也
１１番	堀　内　春　美	１２番	鮫　田　洋　平

３　欠席議員

な　　し

４　会議録署名議員

７番	秋　山　　仁	８番	望　月　　眞

５　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９人）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	樋口和仁	会計管理者	小林　恵
政策参事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡辺成昭
財務課長	井上　誠	管財課長	望月奈緒美
税務課長	依田文哉	防災交通課長	西川修司
町民生活課長	芦澤晶子	福祉保健課長	小河内菜美
子育て支援課長	秋山　綾	産業振興課長	小林喜文
土木整備課長	井上勝彦	都市整備課長	杉田　進
上下水道課長	齋木直人	教育総務課長	大久保公生
生涯学習課長	齋藤栄治		

６　職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	海野公哉
書記	井上鮎奈

午前１０時００分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。

議場内での上着の着用は、自由とします。また、本日と定例会最終日は「ゆずにゃんクール」の実施日として、ゆずにゃんポロシャツを着用して本会議を行います。なお、本日は、町長のあいさつ終了後から、執行部においてもゆずにゃんクールの服装で会議に臨むこととしております。これに伴い、議員章及び執行部職員の町章については、着用を省略する取扱いとしておりますので、あわせてご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

富士川町告示第６２号をもって招集されました、令和８年第３回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和８年第３回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は、富士川ＣＡＴＶが、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますので、ご了承願います。

○議長（鮫田洋平議長）

これから、本日の会議を開きます。第３回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。今年の夏も、全国的に厳しい暑さとなり、山梨県内においても、記録的な高温となる日が続きました。９月を迎えましたが、まだ厳しい残暑が続くことも予想されております。町民の皆様におかれましては、引き続き、熱中症などに十分にご注意いただき、健康にお過ごしいただきたいと思います。

さて、現在の我が国を取り巻く情勢に目を向けますと、景気は緩やかに回復しているものの、食料品をはじめとする物価上昇や、エネルギー価格の動向などにより、町民生活や地域の事業者にとりましては、依然として、厳しさを感じる状況が続いております。国においては、賃金上昇を物価上昇に負けないものとして定着させることや、中小規模事業者の生産性向上、適正な価格転嫁、地方経済の活性化などに取り組む方針が示されております。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、地方創生をはじめ、持続可能な地域社会をどのように築いていくかが、これまで以上に重要となっております。こうした国の動向は、富士川町の行政運営や、町民生活にも深く関わるものであります。議会といたしましても、社会経済情勢の変化を的確に捉え、町民の皆様や、地域の声に耳を傾けながら、本町の実情に即した政策が進められているか、しっかりと議論していかなければならないと考えております。

また、９月は防災について改めて考える時期でもあります。 近年、全国各地で地震や豪雨

などによる災害が相次いでおります。犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。富士川町においても、大規模地震への備えはもとより、富士川の増水氾濫や内水対策、集中豪雨による土砂災害、中山間地域における集落の孤立など、本町の地域特性を踏まえた備えが必要です。町民の皆様にも、日頃から避難場所や備蓄品などを確認していただき、防災への意識を高めていただければと思います。

さて、議会の取り組みについて申し上げます。本年７月３１日には、この議場において、第２回となる富士川町こども議会を開催いたしました。今回は、中学生１人、小学生７人合わせて、８人の子ども議員に参加していただきました。子どもたちは、自分たちが日頃感じていることや、富士川町をより良くするための考えを、自分自身の言葉で堂々と発表してくれました。こども議会は、議会を体験するだけではなく、自分たちの住む町について考え、自分の意見を持ち、それを人に伝えるという主権者教育の大切な機会でもあります。 私たち議員にとりましても、こどもたちの率直な意見や柔軟な発想に触れ、町民の声に耳を傾けるという、議会の原点を改めて考える貴重な機会となりました。

また、１０月には、長野県松川村への行政視察を予定しております。小水力発電や土地開発公社の取り組みについて調査するとともに、災害時の相互応援協定を結ぶ自治体として、両町村両議会のさらなる連携につなげてまいりたいと考えております。そして今定例会では、議会の新たな取り組みとして、初めてのゆずにゃんクールを実施しております。この取り組みは、暑い時期における、働きやすい服装や、省エネルギーへの意識を高めるだけではなく、ゆずにゃんを通じて、富士川町の魅力を議場から発信し、町民の皆様に議会をより身近に感じていただく機会にもつなげてまいりたいと考えております。

今後も、こども議会をはじめとするさまざまな取り組みを通じて、町民の皆様に開かれた、親しみのある議会づくりを進めてまいりたいと思います。

さて、今定例会には、町民生活に関わる重要な議案が提出されております。今定例会でも、一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、１階町民ギャラリーにテレビモニターを設けますので、ご利用ください。

本会議では、令和８年度補正予算、条例改正をはじめ、令和７年度決算などについて審議をお願いすることとなります。 決算の審査については、決算特別委員会を設置し、分科会方式で審議し、その後、全体会で討論することを予定しております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な議論をお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により７番秋山仁議員及び８番望月眞議員を指名します。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２「会期決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から１８日までの１５日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（　異議なし。の声　）
異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から１８日までの１５日間と決定いたしました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第３　諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。
議長から報告します。
本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。また、岡本昭二代表監査委員には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
今定例会までに受理した請願は、先に配布しました請願文書表のとおりです。
請願第１号平田桃子議員の辞職を求める請願書は議会運営委員会に、請願第２号こどもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書はひとづくり常任委員会に、それぞれ付託しますので審査をお願いします。
本日は、提案説明にとどめ、質疑につきましては、８日の本会議で議事日程により審議をお願いします。
なお、報道機関から、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。
以上で、諸般の報告を終わります。
ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。
望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

今定例会の所信表明に先立ちまして、皆様に報告と謝罪をさせていただきます。過日の報道でご承知のことと存じますが、県内自治体において議会の議決を経ずに損害賠償額の決定及び支払いが行われていた事案が明らかになったところです。
本町におきましても同様の事案があり、全容把握に努めております。全容を把握した後には、議案として、議会の皆様にもお示しし、適切な手続きを進めてまいります。
このような状況に至っていたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。
本日ここに、令和８年９月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから町政推進のため、格段のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。
はじめに、令和８年熊本地震、令和８年８月千葉豪雨、８月下旬の北陸地方での豪雨と、災害が立て続けに発生しました。これらの災害で、お亡くなりになられた方々にお悔み申し

上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い平穏な日々の到来、そして復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

本町では、熊本県の地震により甚大な被害を受けた八代市と氷川町を支援するため、ふるさと納税による災害支援金の代理受付及び受領証明の発行事務に取り組んでいます。また、震災義援金の募金箱を役場庁舎１階、町立図書館、道の駅富士川に設置し、皆様からのご支援をお受けしているところです。さらに、応急対策職員派遣制度に基づき人的支援の要請があったことから、県内自治体と合同で、９月１７日から、１週間、本町の職員１名を熊本市へ派遣し、罹災証明の発行事務を行います。

本県におきましても、６月２６日に最大震度６弱の地震が発生し、本町においては震度５弱を観測しました。このたびの地震を教訓として、地震や集中豪雨などの自然災害に対する備えを、さらに強化してまいりたいと考えています。

それでは、今定例会に提出しました案件のうち、主なものにつきまして、その概要と、主要な事業への取り組み状況を説明します。はじめに、令和７年度の決算に伴う財政状況についてです。令和４年度の財政シミュレーションでは、将来負担比率が、令和７年度には、１１１．３％となる予測でしたが、令和７年度の決算における将来負担比率は、６２．１％となり、全体の努力によって財政の健全化を図ることができました。令和６年度の５４．４％と比べ、７．７％増加している要因といたしましては、将来負担比率の算定にあたり、分子となる町の地方債残高の増加や、一部事務組合の将来負担見込額などの増加によるものです。分母では、普通交付税の増加による標準財政規模が拡大したことが減少要因として挙げられるものの、令和１１年度に向けて増加するという、シミュレーションによる傾向のとおり、分母以上に分子が増加したことから、将来負担比率は増加となりました。また、令和７年度は、富士川中学校新校舎建設事業や、増穂小学校 給排水管改修工事などの大型事業の実施により、基金を取り崩し、事業を執行したところです。

本年度も、予測されていた比率よりも良い方向に向かえるよう、あらゆる施策と工夫を駆使して、ふるさと納税の増加など歳入確保に努めるとともに、歳出削減に努めながら、財政の健全化を図っていく所存です。

次に、フィリピンのラプラプ市との姉妹都市提携についてです。本町では、次代を担う子どもたちが、グローバル化する社会において活躍できるよう、国際的なコミュニケーション能力の育成を重要な課題と位置付けています。こうした考えのもと、令和５年度からラプラプ市との姉妹都市提携に向けた交渉を進めてまいりました。このたび、交渉の準備が整ったことから、姉妹都市提携の締結について、具体的な協議を進めることとなりました。こうしたことから、今定例会にラプラプ市との姉妹都市提携の準備に係る所要の経費を計上しています。

次に、アニメクラシックス アニソン花火 富士川公演についてです。観光振興事業として、公民連携による、観光業の持続的な発展と地域活性化を図るため、２回目となるアニメクラシックスアニソン花火富士川公演を開催する運びとなりました。今回の公演は、桜の花と花火を掛け合わせた富士川町の春花火と題して、大法師さくら祭りと同時期の３月に開催します。２つのイベントを同時に開催することにより、交流人口の増加や地域の活性化を図り、

賑わいを創出します。本事業は、ふじかわまちづくり公社と連携して進めるとともに、費用はふじかわゼロプロジェクトとして、企業版ふるさと納税を活用します。こうしたことから、今定例会に本事業に係る所要の経費を計上しています。

次に、ガバメントクラウドファンディングを２件、計画しています。まず、令和４年１２月に包括連携協定を締結した、一般社団法人クリーンファイターズ山梨を応援するため、昨年に引き続き実施するものです。本年１２月５日に、東京都の秩父宮ラグビー場でクリーンファイターズ山梨の公式戦が開催されることから、富士川町からスポーツの力を届けようプロジェクト第２弾として、応援グッズを作製します。タオルなどの応援グッズに、富士川町の文字を入れることで、ラグビーを応援する町・富士川町の知名度を向上させ、観光、ふるさと納税のＰＲにつなげます。

次に、富士川町に伝わる昔話を後世に紡ぐ絵本プロジェクトについてです。本町に伝わる昔話全２０話を、首都圏富士川会のご協力をいただきながら製本し、広く後世に伝えてまいります。こうしたことから、今定例会に本事業に係る所要の経費を計上しています。

次に、物価高騰に伴う国の交付金を活用した事業についてです。緊迫する国際情勢などの影響により、物価高が続いています。こうした中、町民の皆様への影響を緩和するため、水道料金の減免事業を実施します。この減免事業は、１１月分水道料金を請求する際に、一般家庭で多く使用されている、水道メーター口径１３㎜での基本料金と水道メーター使用料金の合計額を、当月分の請求額から差し引く方法で減免します。また、町営水道を利用していない世帯につきましては、町営水道の契約者が受ける減免と同額を、申請方式により支給します。なお、この申請の受付は、１１月上旬から開始し、１２月末まで行います。こうしたことから、今定例会に本事業に係る所要の経費を計上しています。

次に、富士川町保健福祉支援センターの指定管理者の指定についてです。保健福祉支援センターは、現在、健康診断をはじめ、会議やデイサービスなど、地域の福祉事業を推進する重要な拠点として活用されています。このたび、施設の適切な管理運営を維持するため、富士川町社会福祉協議会から指定管理の申し出がありました。これを受け、富士川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条第１項第２号の規定に基づき、公募によらない指定候補者として富士川町社会福祉協議会を選定いたしました。こうしたことから、今定例会に公の施設の指定管理者の指定について上程しています。指定期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間を予定しています。併せて、現在、富士川町社会福祉協議会の事務所として使用している地域健康福祉センターは、建物や設備の老朽化が進んでいることから、明年１月に、保健福祉支援センターへの移転を予定しており、今後も安定した福祉サービスの提供に努めてまいります。

次に、町内小中学校の１人１台タブレット型端末の購入契約についてです。１人１台タブレット型端末は、国の教育改革 GIGA スクール構想で整備したものです。故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数を迎えることから、山梨県による共同調達を活用して新たにタブレット型端末を購入することとし、先般、７月９日に仮契約を締結したところです。こうしたことから、今定例会に備品購入の契約について上程しています。

次に、富士川中学校 新校舎建設工事の進捗についてです。これまで基礎工事、躯体工事が

完了し、現在は「内装・外装工事」に着手しています。７月に行われた「鉄骨記名イベント」では、生徒たちが新校舎の屋根を支える鉄骨の梁に、自らの名前を記名し、貴重な体験を得ることができました。生徒たちが安心して伸び伸びと学べる環境を実現するため、新校舎の完成に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、クビアカツヤカミキリの緊急防除対策についてです。特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが、７月に県内で初めて確認されました。県では、県内全域での緊急防除対策を実施しており、峡南地域においても、峡南農務事務所や、JA など関係機関を中心に、農地にあるモモ、スモモなどの樹木を対象に、薬剤散布を行っています。本町では、公園や学校をはじめとする公共施設や、地域、民間施設など、農地以外の土地にある、サクラなどのバラ科樹木を対象に、薬剤散布による防除に向けた取り組みを進めています。こうしたことから、防除対策が短期間で完了できるよう、所要の経費を専決処分し、取り組んでいます。

次に、危険鳥獣対策についてです。全国でクマなどの危険鳥獣による人身被害が多発していることを受け、昨年、鳥獣保護管理法が改正され、緊急銃猟制度が創設されました。本町では、有害鳥獣対策協議会をはじめ、関係機関と協議を重ね、クマなどの危険鳥獣対策に向けた体制整備を進め、先般、危険鳥獣対策実施要領と、緊急銃猟対応マニュアルを策定しました。今後は、この実施要領やマニュアルに基づき、危険鳥獣による被害拡大防止の対策を進めてまいります。

次に、工業団地の整備に向けた、産業集積用地整備実施計画策定の進捗についてです。現在、周辺環境調査をはじめ、土地権利関係や関係法令の確認など、計画策定に必要な基礎調査を、県や各関係機関と連携を図りながら行っています。実施計画の策定後は、これに沿って事業の概要を定めるとともに、用地の選定、測量設計などを進めてまいります。

以上、今定例会に提出しました主な案件と主要な取り組みについて説明しました。なお、今定例会に提出しました案件は、報告案件２件、専決処分承認案件１件、条例改正案件２件、補正予算案件８件、指定案件１件、契約締結案件１件、決算認定案件４件、合わせて１９件です。

提案理由は、議案ごとに申し上げることとしておりますが、よろしくご審議の上、ご議決あらんことをお願い申し上げ、あいさつといたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長の「あいさつ」を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩　午前１０時２７分

再開　午前１０時３２分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

日程第４　報告第７号　令和７年度決算に基づく、富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

を議題とします。

町長から、本案について報告を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

―――――　提案理由の朗読説明―――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第７号について補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

それでは、報告第７号令和７年度決算に基づく、富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明をさせていただきます。

タブレット３ページをお願いいたします。 令和７年度決算に基づく、富士川町財政健全化判断比率の状況についてであります。項目比率､早期健全化基準についてご説明いたします。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じておりませんので、横棒で示してございます。次に、実質公債比率は９．６％で、早期健全化基準は２５％であります。前年度は９．９％でしたので、０．３％の減となったところでございます。将来負担比率につきましては、６２．１％で、早期健全化基準は３５０％であります。前年度は５４．４％でありましたので、７．７％の増となったところでございます。続きまして、下の表の令和７年度決算に基づく、富士川町財政健全化、資金不足比率の状況についてであります。すべての会計におきまして、資金不足が生じておりませんので、横棒で示しております。

なお、経営健全化基準は２０％であります。

以上、報告第７号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの報告並びに、担当課長からの補足説明が終わりました。

次に、監査委員から令和７年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に対する意見書が添付されておりますので、岡本昭二代表監査委員から報告を求めます。

岡本昭二代表監査委員。

○代表監査委員（岡本昭二代表監査委員）

本日は大変お疲れ様です。議長から指名をいただきました。代表監査委員の岡本でございます。 よろしくお願い致します。ただいま町長及び担当課長から報告説明がございました。令和７年度富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎数値について審査を行いました。その結果についてご報告いたします。タブレット４ページをお開きください。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（以下、令和７年度富士川町財政健全化審査意見書、令和７年度富士川町公営企業（水道事業）財政健全化審査意見書の朗読）

以上で、令和７年度富士川町財政健全化等審査意見についての報告を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第５　報告第８号　富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について

を議題とします。

教育長から本案について報告を求めます。

樋口和仁教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

――――――　提案理由の朗読説明――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第８号について補足説明を求めます。

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

それでは、報告第８号の補足説明をいたします。タブレットは、８ページから報告になっております。まず、目的と制度の概要を説明いたします。目的の部分につきましては、１１ページへお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、教育委員会は、毎年、主な事務事業につきまして、管理及び執行状況を自ら点検、評価し、その結果を議会に報告するとともに、公表することとなってございます。こうしたことから、令和７年度に行いました主な事務事業につきまして、点検評価を行いましたので、今定例会に報告するものでございます。

次に、点検評価の方法ですが、第２次教育大綱及び第２次教育振興計画に掲げます各政策の項目のうち、教育委員会の権限に属する事務について、自己点検と評価を行いました。報告書につきましては、１教育委員会の活動に、教育委員会各課において執行した事務事業として、大まかに分類して表記してございます。続いて、次の１２ページをお願いいたします。１２ページから１４ページにかけましては、教育委員会の構成とともに、初めの１２ページでは、教育委員会の開催の回数、また、それに伴い、審議いたしました議案件数などを挙げ、委員会の活動報告の経過をまとめてございます。タブレット１５ページをお願いいたします。１５ページからは、教育委員会各課である教育総務課と、生涯学習課、その各課において、執行した主な事務事業の成果と課題を、教育振興計画の目標ごとにまとめて報告するものでございます。今回の点検、評価の結果を踏まえまして、課題の解決に向けて、本年度以降の事務事業に反映させるとともに、よりよい教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第８号の補足説明を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、教育長からの報告並びに、担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第６　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度富士川町一般会計補正予算（第２号））

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、承認第１０号について、補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

それでは、承認第１０号の補足説明をさせていただきます。タブレット３７ページをお願いいたします。

（　以下、専決処分書の朗読　）

歳入歳出予算補正につきましては、第１表でご説明申し上げます。なお、詳細につきましては、４２ページ以降の事項別明細書をご参照いただきたいと存じます。次の４０ページをお願いいたします。歳入、歳出ともに款項の区分、補正額の順に申し上げます。歳入、１６款県支出金２項県補助金５２５０万円、２０款繰越金１項繰越金９万６０００円。歳入は以上となります。次の４１ページをお願いいたします。続いて歳出となります。こちらも款項の区分、補正額の順に申し上げます。歳出、２款総務費１項総務管理費９万６０００円、４款衛生費１項保健衛生費５２５０万円。

以上で、承認第１０号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第７　議案第４３号　富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第４４号　富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の２議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第４３号及び第４４号について、補足説明を求めます。

まず、議案第４３号について、補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

それでは、議案第４３号、富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット４５ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、デジタル社会形成基本法等の一部が改正されまして、本文中の名あて人のあての記載を、ひらがなから漢字の宛てに改めるものであります。

タブレット４９ページの新旧対照表をお願いいたします。第１５条、聴聞の通知の方法について、第３項を第３項と第４項に分割いたしまして、次のページをお願いいたします。５０ページになりますが、コンピューターを備えた機器、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどによる閲覧を追加しております。次のページをお願いいたします。５１ページになりますが、第２２条では、第１５条第３項及び第４項の分割に伴う改正を行ったところでございます。タブレット４６ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。また、この次のページにわたりまして、経過措置を適用するものでございます。

以上、議案第４３号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第４４号について、補足説明を求めます。

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

それでは、議案第４４号の補足説明をさせていただきます。タブレットの５３ページをお願いします。今回の条例改正の内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用法令の項ずれが生じたため、改正を行うものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

次のページをお願いします。富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表です。第１４条第２項中、第３項を第４項に改めるものです。前のページに戻っていただき、附則につきましては、この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するとしております。

以上、議案第４４号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第　９　議案第４５号　令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）

日程第１０　議案第４６号　令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１１　議案第４７号　令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第４８号　令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１３　議案第４９号　令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５０号　令和８年度富士川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第５１号　令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第５２号　令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算（第１号）

以上の８議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

―――――　提案理由の朗読説明　―――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第４５号から第５２号までについて、補足説明を求めます。

まず、議案第４５号について、補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

タブレット５６ページをお願いいたします。議案第４５号、令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）の補足説明をさせていただきます。次の５７ページをお願いいたします。

（以下、令和８年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

歳入歳出予算補正につきましては、第１表でご説明申し上げます。なお、詳細につきましては、６２ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

（以下、第１表歳入歳出予算補正朗読）

また、人件費に異動がありましたので、８２ページ以降に給与費明細書を添付してございます。ご参照ください。次の６１ページをお願いいたします。次に、第２表繰越明許費についてご説明いたします。

（以下、第２表繰越明許費朗読）

繰越明許費は以上となります。以上で、議案第４５号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

ここで、暫時休憩します。

休憩　午前１１時１１分

再開　午前１１時２０分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

次に、議案第４６号及び第４７号について、補足説明を求めます。

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

それでは、議案第４６号及び第４７号について、補足説明をさせていただきます。タブレットの９３ページをお願いします。議案第４６号、令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号)。次のページをお願いします。

（以下、令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

歳入歳出予算補正につきましては、第１表でご説明いたします。なお、詳細につきましては、９７ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

（以下、第１表歳入歳出予算補正朗読）

なお、タブレット１０１ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、ご参照ください。以上で議案第４６号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４７号の補足説明をさせていただきます。タブレット１１２ページをお願いします。

（以下、令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読）

歳入歳出予算補正につきましては、第１表でご説明いたします。なお、詳細につきましては、１１６ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

（以下、第１表歳入歳出予算補正朗読）

以上で、議案第４６号及び第４７号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第４８号について、補足説明を求めます。

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

それでは、議案第４８号の補足説明をさせていただきます。タブレット１１９ページをお願いします。令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算第２号。次のページをお願いします。

（以下、令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

歳入歳出予算補正につきましては、第１表でご説明いたします。なお、詳細につきましては、１２３ページ以降の事項別明細書をご参照ください。次のページをお願いします。

（以下、第１表歳入歳出予算補正朗読）

１２８ページからは、給与費明細書となりますので、ご参照ください。以上で、議案第４８号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第４９号について補足説明を求めます。

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

それでは、タブレット１３９ページをお開きください。議案第４９号令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算第１号の補足説明をさせていただきます。次のページを

お願いいたします。

（以下、令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算の朗読）

歳入歳出予算補正につきましては、第１表でご説明いたします。なお、詳細につきましては、タブレット１４３ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

（以下、第１表歳入歳出予算補正朗読）

以上で、議案第４９号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第５０号から第５２号までについて、補足説明を求めます。

齋木直人上下水道課長。

○上下水道課長（齋木直人上下水道課長）

補足説明の前に、水道事業会計補正予算第１号について、一部訂正をお願いいたします。タブレットの１６６、１６７ページの事項別明細書になりますが、タブレットの１６４、１６５ページの事項別明細書と同じ内容のもので、二重掲載となっておりましたので、訂正し、お詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議案第５０号から議案第５２号の補足説明をさせていただきます。タブレットの１５７ページをお開きください。

（以下、富士川町水道事業会計補正予算の朗読）

詳細につきましては、タブレット１６３ページから１６５ページの事項別明細書をご参照ください。

（以下、令和８年度富士川町水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明）

なお、詳細につきましては、タブレット１６３ページから１６５ページの事項別明細書をご参照ください。また、１６８ページ以降は、補正予算キャッシュ・フロー、給与費明細書、貸借対照表となっておりますので、合わせてご参照ください。以上で、議案第５０号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、タブレットの１８２ページをお開きください。議案第５１号、令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算第１号。次のページをお願いします。

（以下、令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算の朗読）

なお、詳細につきましては、タブレット１８６ページ、１８７ページの事項別明細書をご参照ください。

（以下、令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明）

また、１８８ページ以降は、補正予算キャッシュ・フロー、給与費明細書、貸借対照表となっておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第５１号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、タブレットの２０２ページをお開きください。議案第５２号、令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算第１号。次のページをお願いします。

（以下、令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算の朗読）

なお詳細につきましては、タブレット２０６ページ、２０７ページの事項別明細書をご参

照ください。

（以下、令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明）

また、２０８ページ以降は、補正予算キャッシュ・フロー、給与費明細書、貸借対照表となっておりますので、合わせてご参照ください。

以上で、議案第５０号から議案第５２号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１７　議案第５３号　公の施設の指定管理者の指定について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第５３号について、補足説明を求めます。

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

それでは、議案第５３号公の施設の指定管理についての補足説明をさせていただきます。タブレット２２３ページをお開きください。管理を行わせる公の施設の名称でありますが、富士川町保健福祉支援センターになります。指定管理者となる団体の名称につきましては、山梨県南巨摩郡富士川町長沢１９４２番地の１社会福祉法人富士川町社会福祉協議会会長、深澤文治であります。指定の期間につきましては、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間となっております。

以上、議案第５３号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの提案理由並びに、担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１８　議案第５４号　町内小中学校における１人１台端末の導入業務契約の締結について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

―――――― 提案理由の朗読説明 ――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第５４号について、補足説明を求めます。

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

それでは、議案第５４号の補足説明をさせていただきます。タブレットの２２４ページをご覧ください。物品名は、町内小中学校における１人１台端末の導入業務でございます。納入場所は、富士川町最勝寺及び天神中條地内でございます。物品の概要ですが、令和２年度からＧＩＧＡスクール構想で整備した１人１台タブレット端末の故障やバッテリーの耐用年数を迎えることなどから、新たな端末３４０台を購入するものでございます。入札の方法につきましては、山梨県が実施した令和８年度山梨県公立小中学校における１人１台端末の導入業務の共同調達に係る契約者が、富士川町随意契約ガイドライン第２号７に該当することから、随意契約としております。金額は、税抜き１６５２万７４００円、契約金額が１８１８万１４０円で、予定価格に対する見積率は９９．６％であります。契約の相手方は、甲府市太田町９番７号、株式会社エーティーエルシステムズ、代表取締役佐藤公紀でございます。なお、次のページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。以上、議案第５４号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの提案理由並びに、担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

なお、再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時００分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

日程第１９　認定第２号　令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　認定第３号　令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第２１　認定第４号　令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について

日程第２２　認定第５号　令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について

以上の４議案は、決算認定案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、決算の概要説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

―――――― 「令和７年度決算について」を朗読 ――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、認定第２号から第５号までについて、補足説明を求めます。説明者は、簡潔明瞭な説明をお願いします。

まず、認定第２号について補足説明を求めます。

○会計管理者（小林恵会計管理者）

それでは、認定第２号令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。タブレット２６４ページから、一般会計及び特別会計の総括表を掲載しておりますので、こちらの総括表でご説明いたします。２６４ページをお開きください。

（以下、令和７年度富士川町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表朗読説明）

なお、歳入歳出決算書、決算附属書類として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などは各会計ごとに掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上、認定第２号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、認定第３号から第５号までについて補足説明を求めます。

齋木直人上下水道課長。

○上下水道課長（齋木直人上下水道課長）

それでは、認定第３号から認定第５号の補足説明をさせていただきます。はじめに、認定第３号、令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について、補足説明をさせていただきます。タブレットの５２３ページをお開きください。

（以下、令和７年度富士川町水道事業決算報告書朗読説明）

５３０ページ以降は、令和７年度富士川町水道事業報告書及び富士川町水道事業決算附属書となっておりますので、ご参照ください。

次に、認定第４号、令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について、補足説明をさせていただきます。タブレットの５４６ページをお開きください。

（以下、令和７年度富士川町簡易水道事業決算報告書朗読説明）

５５４ページ以降は、令和７年度富士川町簡易水道事業報告書及び富士川町簡易水道事業決算附属書となっておりますので、ご参照ください。

次に、認定第５号、令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について、補足説明をさせていただきます。タブレットの５６９ページをお開きください。

（以下、令和７年度富士川町下水道事業決算報告書朗読説明）

５７７ページ以降は、令和７年度富士川町下水道事業報告書及び富士川町下水道事業決算附属書となっておりますので、ご参照ください。

以上で、認定第３号から認定第５号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長からの決算概要説明並びに担当課長の補足説明が終わりました。ただいま議題となっております認定第２号から第５号については、委員会条例第６条の規定により、決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

したがって、認定第２号から第５号の決算認定については、決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

ここで、委員名簿を配布します。

（　書記が特別委員会名簿を配布　）

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任については、委員会条例第７条第３項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

したがって、決算特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

ここで、暫時休憩します。

決算特別委員会の委員は、正副委員長互選のため、議員控室にご参集ください。

休憩　午後１時４４分

再開　午後１時４６分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。決算特別委員会の委員長に深澤一幸議員、同副委員長に齊藤欽也議員がそれぞれ互選されました。議案付託表については、本日の議会終了後、配布しますので、ご了承願います。

○議長（鮫田洋平議長）

５番　深澤一幸議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を提出します。

○議長（鮫田洋平議長）

１０番　齊藤欽也議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

ただいまの深澤議員の決算審査に必要な資料の提出を求める動議に賛成します。

○議長（鮫田洋平議長）

ただいま、５番深澤一幸議員から、決算審査に必要な資料の提出を求める動議が出されました。この動議は、１人以上の賛成者がありますので成立しました。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を議題とします。

ここで、動議提出者から、提出理由の説明を求めます。

○議長（鮫田洋平議長）

５番　深澤一幸議員。

ここで、書記に提出資料一覧表を配布させます。

（　書記が提出資料一覧表を配布　）

○５番議員（深澤一幸議員）

決算審査にあたり、ただいまお手元に配布されました一覧表にある３７件の資料を参考にしたいので、提出を求めるものであります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、提出理由の説明が終わりました。深澤一幸議員、自席へお戻りください。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を採決します。

お諮りします。

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を、決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査に必要な資料の提出を求める動議は可決されました。

提出資料については、本日の議会終了後、配布しますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和７年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計、水道事業会計等の決算審査に対する意見が添付されていますので、岡本昭二代表監査委員から報告を求めます。

岡本昭二代表監査委員

○代表監査委員（岡本昭二代表監査委員）

まず、報告に入る前に、このたび実施いたしました決算審査におきましては、町長をはじめ関係職員の皆様には、大変お忙しい中ご協力をいただき、日程どおり終了することができました。ありがとうございました。

それでは初めに、一般会計、特別会計、公営企業会計、水道事業会計等の決算審査に対する意見書について、一括して報告をさせていただきます。なお、時間の関係もありますので、１ページと２５ページの結びのみ、朗読させていただき、報告に代えさせていただきます。中ほどは省略させていただきます。ページにつきましては、ご確認をお願いいたします。タブレット２３０ページをお開きください。

（以下、令和７年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計（水道事業会計等）決算審査意見書１ページ、２５ページ朗読説明）

以上で、令和７年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計、水道事業会計等の決算審査意見についての報告といたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、代表監査委員からの決算審査に対する意見書の報告が終わりました。

岡本代表監査委員、誠にご苦労さまでした。深くお礼申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。お疲れさまでした。

散会　午後　２時０２分

令 和 ８ 年

富士川町議会９月定例会

9月　7日

令和８年第３回富士川町議会定例会（２日目）

令和８年９月７日
午前９時００分開議
於　　議　　場

１　議事日程

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　一般質問

通告　１番	８番	望　月　　眞	議員
通告　２番	７番	秋　山　　仁	議員
通告　３番	２番	樋　口　正　彦	議員
通告　４番	６番	小　林　和　良	議員
通告　５番	１番	平　田　桃　子	議員
通告　６番	９番	小　林　有紀子	議員
通告　７番	５番	深　澤　一　幸	議員
通告　８番	３番	山　本　和　志	議員

２　出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	平　田　桃　子	２番	樋　口　正　彦
３番	山　本　和　志	４番	宇田川　朱　恵
５番	深　澤　一　幸	６番	小　林　和　良
７番	秋　山　　仁	８番	望　月　　眞
９番	小　林　有紀子	１０番	齊　藤　欽　也
１１番	堀　内　春　美	１２番	鮫　田　洋　平

３　欠席議員

な　　し

４　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	樋口和仁	会計管理者	小林　恵
政策参事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡辺成昭
財務課長	井上　誠	管財課長	望月奈緒美
税務課長	依田文哉	防災交通課長	西川修司
町民生活課長	芦澤晶子	福祉保健課長	小河内菜美
子育て支援課長	秋山　綾	産業振興課長	小林喜文
土木整備課長	井上勝彦	都市整備課長	杉田　進
上下水道課長	齋木直人	教育総務課長	大久保公生
生涯学習課長	齋藤栄治		

５　職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	海野公哉
書記	井上鮎奈

開会　午前　９時００分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

令和８年第３回富士川町議会定例会２日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１　諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔にお願いします。

また、富士川ＣＡＴＶが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますので、ご了承願います。

併せて、報道機関より議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますのでご理解をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２　一般質問

質問の通告者は、８名であります。

これから、通告順に一般質問を行います。

それでは、通告１番　８番　望月眞議員の一般質問を行います。

８番　望月眞議員。

○８番議員（望月眞議員）

８番議員、望月眞です。通告にのっとり一般質問を行います。まず、１項目の質問になります。再生可能な電力エネルギー源の自給率の向上と、緊急時における電力源の確保についての質問です。ホルムズ海峡の紛争状況に伴い、化石燃料が滞り、電力エネルギー源の確保にも、支障が生じかねない状況です。熊本地震の発生においては、長期間に及び、停電となり、避難生活に大きな影響が生じました。有事や大災害に備えて、再生可能な電力エネルギ

一源の自給率の向上と、緊急時における電源の確保は持続可能なまちづくりに関わり、必要な課題であることから、質問を行います。３月定例議会において、第３次富士川町総合計画に提示されているエネルギー源の地産地消に関わり、小水力発電の可能性について質問したところ一部事業者と協議して、開発の可能性を検討しているとの回答を得ています。

そこで、（１）の質問になります。町内の河川等を活用した小水力発電開発の進捗状況について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。小水力発電施設につきましては、電力供給網が脆弱な山梨県内において、本町に安定した電力を供給できる非常に魅力的なエネルギー源と考えております。

こうした中、本町では、これまで小水力発電を取り扱う２社の事業者から提案を受け、現地調査および事業内容の説明を受けたところであります。事業者からは、詳細な事業スケジュールなどは示されておりませんが、水量については問題ないと伺っておりますので、出資者等からの資金調達や関係機関等の調整が整えば、事業進展するものと考えております。なお、事業着手前には地域住民の皆様ならびに水利権の方々に対しまして、事業説明を開催させていただく予定であります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

再質問をお願いします。ただいま２社からの提案があり、協議を進めている状況であるということをお聞きしました。

大月市では、県有林活用事業と連動して、一部業者と地域協力協定を締結し、真木川上流に県内で初めて小水力発電所を設置し、本年４月２３日より稼働しています。先日、樋口議員と共に、真木川水力発電所を見てきました。発電所上流の堰堤に落ち葉やれき等を除去する取水設備を設置して水を取り込み、延長８０３メートル、落差７８メートルの圧力導水路を敷設し、発電所に送水し、高効率ペルトン水車で最大出力１９９キロワット、通常一般家庭２８１戸分に供給可能な電力を発電しているとのことです。発電した電気は、東京電力に売電されますが、有事には、市役所に配置された１０台のポータブル蓄電池により、地域の電力源として活用されるそうです。長野県北安曇野地域にある大町市、白馬村、小谷村、松川村では、落差の大きい地域内河川や用水路等を活用して、小水力発電を稼働していきます。こうした事例を参考にして小水力発電設置に向け、さらに検討してほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。再生可能エネルギーの活用は、カーボンニュート

ラルの目標達成や災害時のエネルギー供給の観点から、非常に重要であると認識しておりますので、しっかりと検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

よろしくご検討をお願いいたします。議会では、本年度の行政施策において、松川村の小水力発電の視察も行う予定であります。

次の質問になります。令和７年度第２回定例会において、バイオマス発電の可能性について質問したところ、バイオマス発電については、有効性や費用対効果の課題もあり、ハードルも高く可能かどうかについて、検討を進めていく旨の回答を得ています。

そこで、（２）の質問になります。町内における間伐材、駆逐材、廃屋材等を活用したバイオマス発電のその後の検討状況について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただいまのご質問にお答えいたします。バイオマス発電につきましては、以前、先進地の事例などを参考に、実現の可能性について調査研究してまいりますという答弁もさせていただきました。

こうした中、あの全国でも先進的な取り組みを進める岡山県真庭市とのつながりを得たことから、先月、視察に行ったところであります。真庭市は、林業が盛んな地域でありまして、本町のおよそ７倍以上になる広大な森林を有し、木材流通を通じて、地域全体が森林資源を活用した持続可能な循環型産業に取り組んでおりました。また、中でも木質バイオマス発電事業は、市内の電力需要を賄えるほどの発電量でありました。

こうしたことから、本町といたしましても、真庭市が行っている木材産業の流通システムや木質バイオマス発電施設の導入が可能であるかどうか、引き続き研究してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

先ほどの一般質問で、真庭市のバイオマス発電についてご紹介した経緯があります。町長が今回視察に行ったということで、その状況を詳しく見ていると思いますので、ぜひさらに検討していただきたいと思います。

次の質問になります。ソーラーシェアリングとは、農地の上に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行うとともに、農業生産を高める取り組みです。

（３）の質問になります。町内の遊休地を活用したソーラーシェアリング営農型太陽光発電の可能性について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。営農型太陽光発電は、農地の一時転用許可を受け、農業生産を継続しながら発電を行う事業であり、発電した電気は、環境に配慮した再生可能エネルギーとして、有効に活用することができます。農業者は、作物の販売収入に加え、電力の自家利用や売電収入を得ることから、農業経営の改善にも非常に有効であります。

しかしながら、近年は、発電事業のみを目的とした一時転用により、営農が適切に継続されない事例が散見されていることから、国は一時転用の許可基準を厳格化しております。

こうしたことから、町としましても、適切な営農の確保を前提として、農業生産と発電事業を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿を考慮した上で、慎重に判断してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

再質問お願いします。ただ今の答弁の通り、営農型太陽光発電をするためには、農地の一時転用許可の申請と手続きや電力会社との協議が必要となります。また、地域の環境面にかかわっての課題もあると認識しておりますが、千葉県匝瑳市では、行政と民間団体、市民エネルギー市場が連動して、大規模ソーラーシェアリングを展開しています。小田原市でも、行政援助を受けて、ソーラーシェアリングが行われています。南アルプス市でも、民間事業者が参入して、ソーラーシェアリングが行われています。根菜類やほうれん草、ネギ、ナス、イチゴなどの農作物の栽培に適しているようです。ソーラーシェアリングが可能になれば、遊休地の再活用になり、農作物の自給率の向上にもつながります。また、農業後継者の育成や農業希望移住者の誘致にも期待が持てます。検討に値する施策だと思います。まちづくり公社の事業として成り立つかどうかも含めて､鋭意検討を続けることができないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。営農型太陽光発電ソーラーシェアリングにつきましては、遊休農地の活用と再生可能エネルギーの推進を両立させる有効な手段として評価されておりますが、第一に営農の継続が大前提でございまして、作物の生産性の維持や安全性の確保などの課題をクリアする必要がございます。

こうしたことから、先進地の事例を参考にしながら、遊休地の再活用や農業後継者の育成、農業希望の移住者誘致も考慮するなどまちづくり公社との連携も含めソーラーシェアリング事業につきましては、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

福島原発事故被害者体験者の有志がエネルギーは原発に頼らないで、自給するしかないと考え、農業復興を目指して取り組んだのがソーラーシェアリングです。二本松市の支援を受

け、二本松営農ソーラー株式会社を立ち上げ、ソーラーシェアリングを展開しています。先ほど、例に挙げた農業産物のほかに、パネル用の高い支柱に針金を張ったぶどう棚を作り、それを利用してシャインマスカット、巨峰など７種類のぶどうを育てて販売を続けて、利益を得ているということを紹介しておきたいと思います。

（４）の質問になります。熊本地震においては、長期的な停電状態が続き避難生活や復旧作業に大きな支障が生じました。災害発生時に備え、最も重要なライフラインである電気の確保に努める必要があります。特に、対策本部となる役場庁舎の電力源確保は、最重要課題になります。緊急停電事態に対応する役場庁舎の電力源の確保について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本庁舎では、停電時に備え非常用発電機とその燃料として、地下に３０００リットルの軽油を確保しており、非常時に必要となる照明、通信機器などの設備機器への電力供給を７２時間確保できる体制を整えております。さらに、太陽光発電設備と蓄電池を設置するとともに、ガスヒートポンプ空調など省エネルギー性能の高い設備を導入しており、電力消費を抑制することで１週間以上にわたり、庁舎機能を維持できる体制としております。

このように、非常用発電機、太陽光発電、蓄電池など、複数の電源と省エネ設備を組み合わせ、緊急停電時においても、災害対応や行政機能を継続するために必要な電力を確保できる環境を整えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

役場庁舎においては、一定期間電力源確保ができることがわかりました。しかし、基本的にどのくらい停電になるかという状況も考えることが必要だと思うので、さらなる電力源の確保に取り組んでほしいと思います。避難場所となる公共施設等の電力源確保も必要です

（５）の質問になります。緊急停電事態に対応する避難所となる公共施設の電力源の確保について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。町では、避難所となる公共施設などの電力源を確保するため、非常用発電設備や太陽光発電設備などを備えた施設を順次整備しているほか、ポータブル発電機を備蓄しているところであります。

こうした中、緊急停電時におきましては、これらの設備を備えた施設を優先的に避難所とするほか、設備のない施設については、ポータブル発電機で対応することを考えております。しかし、町のポータブル発電機だけでは、すべての避難所に対応することは、難しいことが、考えられます。

こうしたことから、地区の避難所等につきましては、地区で保有する発電機の活用をお願いしてまいります。町といたしましても必要な設備の整備を進めるとともに、ポータブル発電機などの備蓄の充足に努めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

よく理解しました。中長期的な避難所となる公共施設の電力源を確保するために、先ほど課長の答弁になりましたが､大型発電機や蓄電池あるいはEV車等の電力源として活用できるということを聞いておりますが、そういった電力源確保を計画的に整備していく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。町としても災害など不測の事態に備えるため、避難所となる施設の状況を把握し、必要な整備や備蓄品の購入を計画的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

真木の小水力発所の視察の際、案内をしていただいた方から最後に伺った言葉が印象に残っています。企業である以上、利益を得ることを目的にしていますと、投資額に対する利益が得られるかまだまだ不透明です。今は、カーボンニュートラル社会を目指し、再生可能自然エネルギー源を生み出していることに、ポリシーを持って取り組んでいますと話されました。再生可能エネルギー源の自給率の向上を図ることは、カーボンニュートラル脱炭素社会を目指す大切な取り組みにもつながります。以上で、１項目の質問を終わります。

２項目、本町における主権教育の推進についての質問に移ります。本町に限らず、全国的に若者の政治離れや地方議員の人手不足が課題になっています。課題を克服し、社会参画を進めていくための主権者教育の推進が求められます。文科省も県教育も主権者教育の推進を重視しています。

（１）の質問です。教育委員会の指導を働きかけにより、本町の小中学校の学習指導計画に系統的な主権者教育を位置づけることが可能か伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口和仁教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

ただいまのご質問にお答えいたします。小中学校の指導計画に系統的な主権者教育を位置づけることは可能です。学習指導要領において、社会科や道徳科、特別活動などを中心に、発達段階に応じた主権者教育の指導内容が示されております。学校や地域の特色を生かして、カリキュラムを工夫し低学年から中学校まで一貫した計画を立てることで、民主的な社会の

作り手として、必要な資質能力を段階的かつ系統的に育成していくことができると考えております。今後、校長会等を通じて、系統的な主権者教育が実施できるよう促してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

大変前向きなお伺いをいただきました。再質問をお願いします。学校の多忙化が問われている中、新たなことや特別なことを強制する必要はないと思います。答弁にあったように、小学校低学年における生活課、特別な教科、道徳、学級活動から中学３年生における社会科、道徳、総合的な学習、生徒会活動など特別活動で取り扱われている内容まで、主権者教育に当たる学習活動や体験活動を発達段階に応じて検討し、系統的に学習指導計画を編成すればよいと思います。大切なことは、先生方が意識を高めて、指導に当たることだと思います。地教委として、教育職員に対応する主権者、教育推進の研修を開催できないかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご指摘の通り、社会の作り手として、主体的で対話的な姿勢を育む主権者教育への教職員側の意識を高めることは、極めて重要なポイントであると捉えております。

こうしたことから、まずは月１回定期的に開催しております町内校長会において、すべての教育活動において、行うべき主権者教育の重要性について、周知徹底を図り、校長から全教職員への意識啓発が確実に浸透するよう、具体的に指導してまいりたいと考えております。なお、現段階で悉皆を含めました各種研修会との関連上、主権者教育に特化した新たな研修会の単独開催は困難ではありますが、県教委主催の関連研修等の周知や共有を積極的に図り、町内教職員の資質向上と充実した指導体制確保に努めてまいります。教育委員会として、主権者教育に系統的に取り組むことで、何よりも児童生徒に、将来の社会参画への素地を着実に培ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

期待しております。（１）の質問に関連して、（２）の質問になります。富士川町議会では、子どもたちに議会活動について、理解を深めてもらうことと、子どもたちの考えや思い、意見を大切にして、町や社会に発信してもらうことを大きな目的に、子ども議会を開催しています。今年度も７月３１日に開催された子ども議会では、９名の子どもたちが参加して、子ども議員として、大変良い意見を提起してくれました。子ども議会をさらに充実していきたいという思いからの質問です。議会が推進している子ども議会の開催と連携して、議会、学校、町が一体となり、子どもたちの意見表明権を育み、社会参画推進の取り組みができないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員、先ほどの発言の中で、子ども議員は今回は８名です。９名でなく、訂正をお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

失礼しました。私の頭の中では９名だったですが、８名に訂正させてください。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質問にお答えいたします。子ども議会と連携した社会参画の取り組みは、子どもたちの意見表明権を保障し、主体的で民主的な町民を育むために、非常に有効でございます。例えば、子ども議会の開催にとどまらず、事前学習として、地域の課題を調べるワークショップや子どもたちが模擬条例案を練り上げるプロセスを導入することで、自分たちの声で社会が変わるという体験を提供することができます。これらを通じて、子どもたちの政治への関心を高め、持続可能な社会参画の基盤を築くことが可能になると考えます。

こうしたことから、学校と連携して、このようなカリキュラムが実施できるかどうか、協議してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

ご回答ありがとうございます。再質問をお願いします。関連した再質問になると思います。富士川町子どもの権利条例第１０条では、子どもは発達段階や個性に応じて、自分に関することや身の回りのことに自由に意見を言うことができますと、子どもたちの意見表明権をうたっています。意見を述べるということは、自分の思いや考えを整理して、相手や周りの人に伝えることになります。同時に、他人を傷つけたり、中傷したり、うそを言ったりしないようにしなければなりません。意見表明権を育むということは、正しい状況判断力や思考力を育むことになり、子どもたちが主権者に成長する後押しをすることになります。意見表明権を育むことは、学校教育の大切な役割と言えます。町内小学校には、主権者教育を推進するために、子ども議会にもっと積極的に参加してほしいと思っております。例えば、学級活動や、児童会活動、生徒会活動で町や大人社会に対してお願いしたいことや提言したいことなどの意見交換会を実施する。先ほどの課長の答弁にも同じような内容のことが言われていましたが、みんなで子ども議会を視聴して、感想を語り合う場面を設定するそういったことが考えられます。学校においても、子ども議員のなり手を育成する取り組みをしていただきたいと思っております。教育委員会として、子ども議会への学校の積極的参加をさらに働きかけできないかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご指摘の通り、子どもたちを権利を行使する主体と捉え、意見表明権を保障していくことは、非常に教育的価値があると捉えております。また、本年度の町内小学校の教育課程においては、子ども議会を開き、町の問題解決のための提案を考え話し合うことを通して、自分と政治の関わりについて、表現する指導を行っているところでもあります。

こうした中、子ども議会形式の学習活動を発展させ、代表が子ども議会で発表するなどの取り組みを含め主体的に社会参画する基礎を養うため、学校と連携して積極的な参加を促してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

よろしくお願い致します。再質問になります。まちづくり施策推進の視点として、子どもたちの考えや意見を尊重し、大切にすることが重要です。提案したことが１つでも実現すれば、子どもたちの励みになり、社会参画への積極性が増します。子ども議会における子どもたちの提言に関する町としての対応について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。子どもたちの意見や提案をまちづくりに反映させることは、非常に重要であると考えております。引き続き、子どもたちが意見を表明しやすい環境づくりに努めるとともに、提案内容を精査をする中で、実現可能な提案につきましては、事業の改善や新たな施策に取り入れてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

よろしくお願いします。（３）の質問になります。主権者教育の推進については、選挙管理委員会の取り組みも必要と考えます。財務課は選挙管理委員会の事務局を担っていますが、選挙管理委員会主導により、子どもたちや若年層に向けた選挙啓発活動をさらに推進できないかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。本町におけます主権者教育の推進につきましては、町内各校における児童会生徒会役員選挙において、記載台や投票箱を貸し出し、実際の選挙さながらの形態で実施しており、子どもたちが選挙を身近に感じることができる有意義な活動となっていると考えているところであります。また、明るい選挙推進協議会では、県選挙前にゆずにゃんを動員いたしまして、町内のスーパーマーケット店頭で幅広い世代をターゲッ

トに選挙啓発に努めているところであります。

こうしたことから、今後もこれらの活動を効果的に実施するとともに、教育委員会や学校と連携し、さらなる選挙啓発について協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

再質問になります。取り組みをさらに強化していく方法として、例えばですね学校からの要請に応じて、選挙管理委員会が学校への出前講座のような取り組みができないかどうかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。本町の選挙管理委員会におきまして、出前講座のような授業ができる環境は整っておりません。しかし、山梨県選挙管理委員会におきまして、選挙の仕組みや投票参加の意義について、理解を深め若い世代の政治参加を促すきっかけとなるよう出前授業というものを行っておるところであります。本授業を活用いたしまして、これまで平成２５年度でありますが、鰍沢中学校で出前授業を行った経緯があります。しかし、その後は本町の学校では実施しておりません。

こうしたことから、県の選挙管理委員会が行っております出前授業について、教育委員会や学校と取り組みが可能であるかということについて、調整をしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

大変失礼な言い方になるかもしれませんが、選挙管理委員の皆さんの意識を高めるためにも、こういった取り組みを推進していただきたいというふうに思います。以上で、２項目目の質問を終わります。

３項目目、富士川河川敷場外離着陸場の整備についての質問になります。令和７年第２回定例会での宇田川議員の一般質問も踏まえて質問を行います。町では、場外離着陸場の公共用ヘリポート化を目指して整備と取り組みを進めていますが、ヘリコプターの運航に関しては、近隣住民の関心も高いことから質問します。

（１）の質問です。３月議会で株式会社ふじかわまちづくり公社の経営に関する報告では、まちづくり公社が場外離着陸場運航管理事業を委託され、令和７年度に４件の着陸があったと報告されましたが、この４件の運行内容について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年度に利用のありました４件の運航内容につきましては、すべて民間事業者によるインバウンド観光客の旅客輸送や遊覧飛行を目的とした利用でありました。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

再質問です。ただいまのご回答で、インバウンド外国人観光客の利用が４例着陸したということのようですが訪れた人たちは、本町の観光地と言われるようなところを散策しているのかどうか伺います。ただ来ただけなのか、それともあの観光地を散策したりしたのか、その点について、もしわかったら、お伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど富士川町の観光につきましては、ヘリコプターで着陸後、陸路にて十谷方面へ向かい、古民家等を観光したといったケースがございました。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

そういう点で考えると、場外離着陸場の活用が多くなると、本町の観光振興につながる可能性も出てくる。観光地を訪れたり、あるいは買い物をしたりとそういう効果も期待できるのではないかと理解していますが、（２）の質問に移ります。

報告では、公社の経営と今後の見直しに観光振興と、地域資源活用の１つとして、場外離着陸場を活用した観光事業を挙げていますが、その計画内容について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、まちづくり公社では、場外離着陸場を観光面での活用を図るため、ヘリコプター運航会社、遊覧会社、自家用ヘリコプター所有者などに情報提供を行い、利用促進に努めております。また、ヘリコプターによる遊覧飛行をふるさと納税の返礼品として扱っており、観光、ふるさと納税の両面からの活用を進めております。さらに、民間事業者と連携しヘリコプター遊覧による観光コンテンツの造成、周辺地域との広域観光連携、インバウンド観光への活用などさまざまな計画の実施に努めているところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

観光客の誘致と場外離着陸場の活用度を高めようとしていることがわかりました。場外離

着陸場が公共用ヘリポートに昇格できれば、運航手続き等が容易になり活用度も高くなることが期待されます。

（３）の質問になります。町では、ヘリコプター運航を誘致し空からの観光事業を振興していくための公共用ヘリポート化を目指していますが、公共用ヘリポート化の取り組みと見通しについて伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在の場外離着陸場から公共用ヘリポートへ移行するには、国の許可基準に基づいた着陸帯、照明設備、安全柵などの十分な施設整備や環境影響調査のほか、河川敷内の課題などがあります。

こうしたことから、当面は場外離着陸場としての利用を行い、今後も公共用ヘリポート化の課題についての検証を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

公共用ヘリポートは、全国で４例ぐらいしかないというようなことを聞いていますが、かなりハードルが高いのではないかという環境面の整備だとか、あるいは住民の理解を得るというようなことが課題になっていることと思います。住民の中には、不安視する声も全くないわけではありません。

最後の質問（４）になります。公共用ヘリポート化が実現する際には、地域住民の理解と協力が必要不可欠と考えます。環境整備や運航計画について、今後住民説明会等を開催する予定があるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。公共用ヘリポート化については、実際の運航や施設整備などに当たり、地域住民の皆様の理解と協力を得ることや手続き内において、住民説明会の開催が必要となります。

こうしたことから、公共用ヘリポートとして、具体的に計画する段階になった場合には、住民説明会を開催してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

公共用ヘリポート化していくためには、環境整備や運航計画等について、理解を得るための住民説明会の開催が不可欠であると理解しました。地域住民の中には、先ほど申しましたように騒音等の環境悪化や航空路の安全性について危惧する声もあります。町の振興に資する公共施設は、近隣住民からの理解と協力を得ることが必要です。場外離着陸場の整備は、

リバーサイド構想の一環であると理解しています。６月１４日にオープンしたスケボーパークについては、オープン前には、地域住民の中には、環境悪化や安全性を危惧する声もありました。しかし、若者や子どもたちが一生懸命練習している姿を見て、なかなかいいね、見るのも楽しみだよ、応援していきたいよ、という声も聞けるようになりました。場外離着陸場のあり方も含めて諸整備をしっかり整備して、町民から愛され応援されるようなリバーサイドパーク構想を推進していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問が終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告１番　８番　望月眞議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告２番　７番　秋山仁議員の一般質問を行います。

７番　秋山仁議員。

○７番議員（秋山仁議員）

それでは、通告に従いまして、大きく分けて３つほど質問させていただきます。まず、最初の１番としまして、道路整備についてということで質問させてもらいます。町道青柳３２号線について質問を行います。令和３年度に未着工部分があり、なかなか完成しない旨の質問をし、それから５年ほど経過しております。ここで、青柳３２号線の場所を説明したと思います。中部横断自動車道増穂インターチェンジ入り口交差点から、町道青柳長沢線東側の農道までの約１４０メートルの道路でして、平成２９年から事業開始し、これまでに用地買収が一部進まなかったこともあり、地元の方々もいつになったら開通するのかと心配しております。すでに９年ほど経過しております。この３２号線が完成しますと、周辺が農地のため、道路がすべて農道規格で狭いので、３２号線を整備することで、大型車両が通行可能になり、また、土地利用の選択肢が広がり企業誘致の計画が進みやすくなると、当時見解を当局が示しています。しかし、いまだに１期工事１４０メートルですね。この開通が見込めない状況です。

（１）としまして、今後の開通の見通しを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上勝彦土木整備課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。町道青柳３２号線につきましては、平成２９年度から事業を開始して、これまでに１期工事区間の用地買収が完了し、農道から国道５２号に向けて工事を進めてきたところであります。現在、残りの工事区間となっております国道５２号との接続工事につきましては、明年度に工事を予定しており、明年度中の開通を見込んでいるところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

来年度に工事と開通を見込んでいるということですが、一刻も早い開通を望んでいます。

次に（２）のですね。質問に進みたいと思います。事業を行うのにですね補助金活用すると思いますが、今後交付金の申請予定の見通しを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。町道青柳３２号線の道路事業につきましては、これまで、国の社会資本整備総合交付金を活用して、整備を行ってきたところであります。しかしながら、近年では防災減災などを重視した予算配分となり、町道整備への交付金の配当が少なくなってきたところであります。

こうしたことから、現在、内閣府の所管となります地域創生の取り組みを支援する地域未来交付金などを活用し、明年度中に第１期工事区間が開通できるよう、交付金の手続きを進めているところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

再質問ですが、災害などを重視した配分のために、町道整備への交付金が少なくなっているというふうな答弁でしたが、交付金の申請手続きは、これまでどのように行ってきたか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまのご質問にお答えします。交付金の手続きにつきましては、事業を実施する前年度に国からの要望額の調査がありますので、必要な交付金額を要望し、その後、同年度に国から内示額が提示されますので、これを受けて補助金を申請する手続きとなっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

再質問ですが、この事業においては、国の社会資本整備総合交付金を活用し事業を進めましたが、交付金の配当が少なくなり、地方創生の取り組みを支援する地域未来交付金の申請準備を進めているということですが、この地域未来交付金は、何種類のメニューがあるようですが見通しを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまのご質問にお答えします。交付金につきましては、地域の活性化に向けて、人材育成やイベント開催などのソフト事業と施設整備事業と道路整備事業などのインフラ事業

を組み合わせた取り組みを国が交付金で一体的に支援する地域未来推進型で進めているところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

そうしますと、国の交付金で地域の課題解決に合わせて、地方の人口減少に歯止めをかけ、改善策を後押ししてくれていることかなと思われます。道路事業は、用地買収が絡むことから、青柳３２号線は買収が終了の場所から工事を行ったということですが、この青柳３２号線については、地権者の事情により延びた場所もあります。このように、１０年近くも工事がかかるのは、やはり長すぎるかなというふうに私は思います。来年度は、必ず開通することを願い、また町民も一刻も早い開通を願っています。

次に（２）の質問に入ります。富士川町歴史文化館塩の華の運営についてということで、この質問は、昨年の１２月に望月議員が質問をしましたが、歴史文化館塩の華は、交流センター塩の華でしたが、中部横断自動車道が新東名高速まで延伸したことにより、また、国道５２号線の通行量の激減などにより、営業を一旦終了しました。それから、令和５年２月改修を経て、富士川舟運歴史や町ゆかりの人物を学ぶ歴史文化施設として運営しております。今後、運営におけるさらなる観光客増加や企画展などの充実が望まれます。

（１）の質問としまして、道の駅富士川は、年間会計通過者において約６１万人でして、来店者数も何百万、２００万、３００万であり、売上高も約８億円であります。この道の駅富士川のお客さんを仮にですね、５％でも塩の華に来店してもらうことがあればと考えます。そこで、観光コースを設けることで、来館者増加ができないかと思います。それにより、富士川舟運の当時の物流の拠点や３河岸、鰍沢、青柳、畔沢など、大いに栄えた歴史を学ぶことができます。また、本町の歴史文化館においても、町内出身者に多数の著名な方々がいますので、塩の華観光コースを設けることで、集客増加になると考えますがいかがですか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質問にお答えします。富士川町歴史文化館塩の華ですけど、富士川舟運や日本世界で活躍した先人たちの人生を学べる重要な施設でありますので、町および教育委員会としましても、さらなるPRをしていきたいというふうに考えております。

こうしたことから、道の駅富士川でのさらなるPR、パンフレットのさらなる活用、ふじかわまちづくり公社や道の駅富士川を通じての旅行業者へのツアー企画の働きかけなどを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

昨年の回答よりも少し踏み込んだ回答かなというふうに思われますが、先ほどですねえ、まちづくり公社や道の駅富士川に働きかけを行うということですが、具体的にはどのような

働きかけを行うかを伺います。例えばですね、半日コース、１日コースの観光コースなどで、町の歴史や文化を触れていただくように歴史館展示を見ながら、舟運時代の甲斐の国と駿河方面を結んだこと、また、交通の要衝として発展した様子など、そして町内などで昼食してもらい、年間を通じ、季節感を味わってもらいながら、町内の著名な方々の生きた功績などを見てみてもらうコースなどはどうかというふうに考える次第ですけど。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまのご質問にお答えします。具体的なPR方法や旅行業者の働きかけにつきましては、これから検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

これから検討するということですけども、ぜひスピード感を持ってすべきかなというに考えます。

（２）の質問に入りたいと思います。２階に企画室がありますが、年間の利用者件数が数件と聞いております。利用頻度を上げるのに企画展を２階で行っていますが、今後もシリーズでの町ゆかりの著名人、紹介人物一覧表でいきますと、３０人ほど載っているわけですけれども展示ができないか伺います。例えば、昨年も開催しましたが、第５５代内閣総理大臣石橋湛山さんですね。それから、女性自由平等を訴え論客としての望月百合子さん、将棋士の米長邦男さんなど、他にも町内ゆかりの方がですけども。やはり展示会を行うこのことがどうかなという考えますが、いかがですか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまのご質問にお答えします。塩の華の企画展につきましては、毎年度話題性の高いものを取り上げて開催し、好評を得ているところでございます。また近代人物館で紹介している方々につきましては、多くの資料が揃っております。

こうしたことから、著名人の企画展について、積極的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

積極的に検討するということでお願いします。

再質問ですけれども、地域の方々が使った生活用具や農具、衣装、地域の行事など、歴史を伝える資料などは展示しないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質問にお答えします。現在、町の民俗資料館の修理をするために、施設内の展示物や保管資料こういったものを施設外に移設をしているところでございます。富士川町の歴史文化や民俗資料館について、さらに知っていただくため、郷土や文化財等にも興味を持っていただくために、良い機会となると考えておりますので、民俗資料館の展示物それから保管資料について、企画展にて展示解説することも検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

民俗資料館ということで、検討ということでお願いします。歴史文化施設には、本町ゆかりの方たちが３０人ほど紹介されています。この方たちのシリーズ展を積極的に行いたいと思います。質問の通告には、これはありませんが、企画室の使用料が、若干高いのかなということも聞いております。ぜひ検討すべきと考えます。

次に通告の３番目になりますけれども株式会社ふじかわまちづくり公社の運営に

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員（３）が残っています。

○７番議員（秋山仁議員）

すいません（３）がありました。そうでした。失礼しました。

（３）の質問に移りたいと思います。富士川舟運は３００年続きました。甲州から米を下げ、駿河から塩を上げ地域の暮らしと経済を支えましたが、現状歴史館に展示されている船は渡し船でして、舟運で使われた代表的な高瀬船の建造がこの時代を知る上で、非常に大事です。この高瀬舟は、川の浅い場所でも進めやすいように、底が平らな細長い形の川船で、流れのある川で、荷物を運ぶのに向いていると言われています。現状では、１／１０の模型がありますが、実寸大の高瀬舟を復元ですね。長さが１３．３３メートル、幅１．８２メートル、深さ０．８５メートルですが、来店者に舟運を実感してもらうような運営ができないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質問にお答えします。塩の華につきましては、富士川町の歴史と文化を次世代に継承していくため、必要不可欠な施設であります。

こうした中、実寸大の高瀬舟を復元した場合、館内のスペースに限りがあるため、舟運に関する資料の展示や見学者の動線確保に支障をきたすところでございます。

こうしたことから展示されている渡し船や床にかたどられた実寸大の船形模様をガイドの説明とともにご覧いただく中で、舟運時代に思いをはせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

本来であれば、費用もかかりますが、実寸大のものが私はいいかなというふうに考えます。再質問ですが、いろいろ経費抑制ということですが、集客効果を図る上で、歴史館の目玉となるようにやっぱり考えます。それで、県の観光支援の補助金や、国の船舶支援など補助金は考えないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質問にお答えします。船舶についての補助金ということでございますけれども、営業用ですとか、通学用といった船舶についての補助については、確認できておりますが、展示用の船舶についての補助については確認できておりません。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

やはり今後その辺もぜひ確認をすべきと思います。再質問ですが計画的にですね、基金を積み立てとか考えてですね、数年後に高瀬舟の建造は考えないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質問にお答えします。先ほどの質問でも、答弁させていただいた通り館内については、スペースに限りがある。それから、見学者の動線確保が難しいといったことから、展示されている高瀬船や船形模様をご覧いただく中で、集う時代に思いを馳せていただければ、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

この歴史文化館塩の華は、補助金の施設ですが、これだけ多額の補助金を投資したのに、集客がままならない状況では、ここで思い切って活気が出るように高瀬舟など復元すべきと思います。先日も歴史館付近を通っていましたが、看板がありますが、非常にわかりにくい。塩の華の看板ではなく、舟運歴史館、近代人物館このような看板が何枚か必要ではないかと思います。静岡方面から、鬼島の元の駐在所ですか。そこに１か所ありますけども、非常にわかりにくいです。甲府からですと、看板が私の確認するところではないです。旗も歴史館の階段のところに数本です。やはりお客さん寄ってもらうには、看板、旗などの施設の手前に、手前というのは入る手前という意味ですね。そこに、やっぱり整備すべきかなというふうに思います。日夜、有償ボランティアのガイドさんの皆さんが、歴史ある富士川舟運のガイドを行い感動する案内をしています。この文化継承の場として、学芸員の採用も検討すべきと思います。県外のお客さんで東京、神奈川、静岡、長野県ですね。そのお客さんが、こ

のような施設があるというのは、非常に素晴らしいと絶賛しています。富士川町また、富士川舟運のファン増加のためにも、もっと充実した施設運営をすべきと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時　９分

再開　午前１０時１８分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。秋山仁議員。

○７番議員（秋山仁議員）

次に、通告の３番に移りたいと思います。株式会社ふじかわまちづくり公社の運営についてということですけれども。公社は令和５年９月に町の出資資本金２５万円で設立され、ふるさと納税を重要施策と位置づけており、町の持続的な発展を目的に活動する組織であり、ふるさと納税事業や町づくり支援を中心に魅力や資源を生かして、地域活性化と将来につながる仕組みづくりを進める会社です。ふるさと納税額について言いますと、令和４年度約９６００万、令和７年度約２億７０００万と推移し、令和８年度２億８０００万の計画であると理解しております。

そこで、１番目の質問をさせていただきます。地域の課題の解決に向けた取り組みとして、人口減少や高齢化に伴い、増加している空き家対策として、遠方に住む持ち主の代わりに、空き家の見守りや管理を行うということで、空き家管理サービス事業を開始しましたが、ほとんど実績がないかなと思われます。町はこの事業をどのように位置づけ、今後どのように連携していくのか、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。ふじかわまちづくり公社が本年度から開始した空き家管理サービス事業につきましては、遠方にお住まいの所有者に代わって、空き家を管理し、地域の安全や景観の維持に貢献するとともに、空き家の適切な管理を促進するための空き家管理不全防止事業と位置づけております。

こうした中、今後は、空き家所有者への情報提供と啓発活動を強化し、空き家バンク登録制度と連携させ、さらなる利活用にもつなげ持続可能な地域社会を実現してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

再質問ですけども。先ほども出ましたけれども、空き家管理サービスの事業のですね、PRの周知方法をこれをどのように意識しているか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回実施したPRの周知方法でありますが、固定資産税評価通知書の中に空き家管理事業の案内を町外者１５００通発送したところでございます。すいません。納税固定資産税の納税通知書になります。よろしくお願い致します。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

納税通知書に１５００通発送したということで、非常にいいことかなというふうに思われます。

再質問ですけど、空き家管理事業の現状の問題点は何ですか。これはよく言われるのは、先ほども出ましたけれども、ホームページに載せていますが、PR不足、費用負担、サービス内容の差などと言われていますが、それはいかがですか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。多くの空き家が所有者の盆暮れの集合場所、親族の集合場所とか荷物が置いてあるなどの中で、また仏壇をそのままにしているということがありまして、その部分が空き家バンクサービスへの登録につながらない要因であるというふうな認識をしております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

確かに盆暮れですね。そういう時に帰るためにということはありますけれども、でも全国では、やはり結構その辺を改善して対策練っているところはあるかなと思われます。

（２）番の質問に移りたいと思います。公社では、主要事業に観光振興を掲げていますが、観光振興は地域の持つ魅力を観光という形で生かし、地域経済や社会に新たな活力の取り組みだと言われています。また、地域の特性を最大限に生かした観光戦略を通じて、持続可能な経済成長や雇用の創出を実現することと思われます。そこで、道の駅富士川に来店した観光客を町内に周遊してもらい、地域経済の循環を生み出すような方策について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。道の駅富士川は、県事業によるフラッグシップ道の駅として、民間企業と連携し峡南地域の新たな商品展開を行っています。

こうした中、ふじかわまちづくり公社では、付加価値の高い体験型観光コンテンツを創出し、持続可能で収益の高いビジネスモデルを構築するため、昨年度は、観光庁の補助金を活

用して、酒蔵と落語家を核としたツアーを試行したところであります。本年度は、このツアーの継続販売に加え、町指定文化財鰍沢ばやしの和太鼓体験や郷土食みみづくり体験を盛り込んだ宿泊プランを開発する予定であり、インバウンド向けの体験型観光コンテンツの拡充に取り組んでおります。このように、観光DMOであるまちづくり公社が、地域の資源を生かした新たな価値を創造し、町の魅力を発信していくことが観光客の町内の周遊と地域経済の循環につながっていくものと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

先ほども出ましたけども、鰍沢ばやし、みみこのようなことは非常にいいことかなというふうに思われますので、是非実行をしてもらいたく思います。

次に（３）番に入りたいと思います。本町も財政が厳しい中ですが、町が１００％出資し、運営費補助金等の公的資金により運営されていますが、財政負担の軽減を考える上で、まちづくり公社の経営における自立性を高める観点から、公社独自の収益確保が必要と考えますが、町の認識を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。ふじかわまちづくり公社につきましては、ふるさと納税と観光振興の２本柱で事業を進めており、ふるさと納税は、まちづくり公社の設立以降、約９０００万円から２億６０００万円まで伸び、本年度の目標は２億８０００万円と定めたところであります。

こうした中、設立から３年が経過し、まちづくり公社独自の収益の確保を図るため、ふるさと納税にかかる町とまちづくり公社の事務手続きの流れ、制度等を見直す検討を進めているところであります。

こうしたことから、まちづくり公社の経営状況を踏まえた上で、検討結果を明年度の予算に反映させるとともに、本年度事業計画の基本方針に示しました３つの事業展開ふるさと納税事業の強化と地域ブランドの確立、新規事業の事業化による自主財源の確保、DMO機能を活用した観光振興と地域資源の活用を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

再質問ですが、そうしますと先ほどのことを聞いていますと、制度の見直しを検討するという答弁でしたが、これは補助金を減らすということも考えているということで、よろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。補助金を減らすことも含めて、検討中であります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

再質問ですけれども、決算書をちょっと見てみますと、２０２５年の２期、２０２６年３期の売上高が減少していますけれども、これはどのように捉えていますか？

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。２期から３期に売り上げが落ちているというご指摘でありますが、これにつきましては、２期に能登半島の復興支援ということで、グッズの販売をした経緯がありまして、この部分がなくなったことによる減というような形になっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

決算書のことで、ちょっと何点かお聞きしたいですけれども、再質問ですけども、やはり２期、３期において、販売管理費の中の役員報酬が増加しているんですけれども、その要因の把握はしているでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

通告に沿った質問をお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

そうしますとですね。公社経営におけるですね、運営上の計画、実績分析、この辺の検証作業は当局では行っているかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

だいまのご質問にお答えいたします。公社の経営方針等のチェック検証でありますが、年４回の取締役会のほか、毎月実施する経営会議の中で分析検証を行っているところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

やはり、事業をする上でですね、会社というのは、３年から５年ぐらいの計画をやっぱり当初の時に、本来であれば作るべきかなというふうに思われるんですけども、その辺は当局

はどのように捉えていますか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。公社設立から３年が経過しているところでありますので、ご指摘の通り中長期的な計画は重要であると考えておりますので、この中長期的な経営方針も今後公社の中で考える必要があると認識しております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

やはり本来ですと、公社を設立するときに、そのような計画１年目でないにしても、２年、３年目はやっぱり作るべきかなと思われます。公社は町長の肝煎りで設立されたと認識します。多くの取り組みの計画を行っていますが、その中で、ふるさと納税では確かに増加していますが、事業収益の明確な基本線が少し弱いのかなというふうに思います。やはり経営する上で、収益の行動を見極める。それから、指標でやはり管理する稼げる領域を考える。最初は小さいことから試す、このようなことかなと思われます。今後ですね、素晴らしい公社になることを期待します。これで終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告２番　７番　秋山仁議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告３番　２番　樋口正彦議員の一般質問を行います。

２番　樋口正彦議員

○２番議員（樋口正彦議員）

２番樋口正彦です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず、今回の熊本県熊本地方を震源とする地震により、被災された皆様、そして現在も不自由な生活を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地において、昼夜を問わず復旧復興に尽力されている皆様に深く敬意を表します。今回の地震について、報道や被災地からの情報を調べる中で、災害は地震だけ水害だけと単独で起きるものではなく、停電、断水、下水道の機能停止、猛暑など複数の困難が同時に生活を襲うものだと改めて感じました。特に、最高気温４０度にも達する猛暑の中での災害となったことで、これまでの防災対策では、十分に想定されていなかった課題も明らかになっています。近年の気象状況を考えれば、大規模地震と猛暑が重なる２重災害は、本町においても、決して他人事ではありません。そこで、私は町民の立場から、もしこれが富士川町で起きたらどうなるのかという視点で、本町の防災体制について改めて調査研究をしてみました。本町では、地域防災計画、避難所運営マニュアル、受援計画、備蓄計画、業務継続計画いわゆる BCP などが策定され、

さまざまな備えが進められていることは承知しております。今回は、現在の体制を改めて確認するとともに、今回の災害から得られた教訓を今後の本町の防災にどう生かしていくのか、という視点から質問をさせていただきます。

大きな１番の熊本地震の教訓を踏まえた、本町の防災体制のあり方についてです。

（１）の質問です。本町の地域防災計画は、本年３月に改定されたばかりであり、災害対策本部の設置や職員参集など発災直後の初動体制も定められています。しかし、今回の熊本地震で明らかとなった課題を踏まえ、初動体制について見直すべき点はあるとお考えか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。今回の熊本地震につきましては、現在、被災者への対応が行われている段階であり、国などによる検証結果が示されておりません。

こうした中、本町の発災直後の初動体制につきましては、本年３月に改正いたしました町の地域防災計画に基づき震度に応じた職員の参集基準や災害対策本部の設置について定めているところであります。また、地震発生時には、被災情報の収集や住民への情報伝達、県や防災関係機関との連絡調整を速やかに行うほか毎年度職員の参集訓練を実施し、初動体制の確認を行っているところであります。

こうしたことから、今後示される熊本地震の課題については、本町の計画と照らし合わせ、見直すべき点がありましたら、計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

再質問です。毎年度、職員の参集訓練を実施しているとのことですが、熊本地震では、度重なる余震により、職員自身が被災したり、庁舎や通信機能が十分に使用できないなど、想定を超える事態も発生しております。そこで伺います。本町においても、職員が十分に参集できない場合や、庁舎、通信機能が使用できない場合を想定した初動体制について、現在の訓練や計画の中で検証されているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。現在の計画では、初動体制の基本となる参集方法や行動が明記されております。また、訓練につきましては、特定の上位計画を想定して実施しております。しかし、議員のおっしゃるとおり、職員参集などに不測の事態が生じるおそれもありますので、今後示される熊本地震の課題も含め、想定される事態に対応できるよう、計画や訓練を見直していきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

初動体制については、想定を超える事態への備えも含め、今後の検証と見直しに期待をいたします。

それでは、（２）の質問です。熊本地震の被災状況を調査する中で、私が特に気になったのが、大規模地震と猛暑が重なった場合の避難生活のあり方です。本町の避難所運営マニュアルでは、災害発生時には指定避難所を開設し避難者を受け入れるという基本的な仕組みが定められていると承知をしております。しかし、近年の猛暑を考えますとすべての避難者を一律に同じ避難所へ受け入れるという、従来型の考え方だけでは、避難者の健康や安全を十分に守れない場合もあるのではないかと考えます。例えば、高齢者や乳幼児など暑さに弱い方、また空調設備のある施設とない施設などそれぞれの状況に応じて、避難先を細分化するといった考え方も必要ではないでしょうか。そこで伺います。大規模地震と近年の猛暑が重なる状況を想定し、避難者の状況や空調の有無など施設環境に応じて、避難先を細分化するなど従来の避難所運営を見直す考えがあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。現在、避難所となる施設のうち、空調設備が整備されていない施設もありますが、このような施設では、備蓄してある換気用の大型扇風機を暑さ対策として活用するほか、暑さに弱い高齢者や乳幼児などについては、空調設備のある施設へ移っていただくなど柔軟に対応することで、避難者の健康に配慮してまいります。また、主要な避難所となります小中学校の体育館につきましては、本年１２月には富士川中学校、来年度には増穂小学校、増穂南小学校、旧鰍沢中学校に空調設備を整備する計画です。今後も、近年の猛暑をはじめとする環境の変化に対応するため、避難所の環境改善と運営の見直しを随時行ってまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。今の答弁で柔軟に対応するとのことでしたので、確認をさせていただきます。災害が発生してから、その時の状況に応じて避難者を移動させるという対応ではなく、あらかじめ避難者の状況や施設の環境を踏まえ、どのような方をどの避難所で受け入れるのか。また必要に応じて、どこへ移動していただくのかといった避難所の振り分けを平時から具体的に想定しておくお考えはあるのか、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。緊急時では、遠くの避難所に行くということが、リスクとなることや避難所において、中心となって活動していただく地域の役員の方などが避難者を把握することが困難となることも考えられることから、近隣の避難所に避難することを基本として考えております。

こうしたことから、現在では避難所については、まず、地域の中の指定避難所を基本として避難いただき、長期避難が必要となる場合には、被災していない主要な避難所に移っていただくことで考えております。なお、自ら避難することが困難な高齢者や障害のある方については、避難先などをあらかじめ定める個別避難計画の作成を進めておりますので、必要な設備の整った避難所をあらかじめ設定し、地域の役員の方と情報を共有することを考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

それでは（３）の質問です。熊本地震では、停電による電源確保、断水による飲料水、生活用水の確保、そしてトイレ機能の喪失による衛生環境の悪化が大きな課題となりました。本町においても、災害時のライフライン確保は重要と考えますが、その中でも特に水の確保と供給について、どのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。町では災害時の水の確保として、町民１人あたりおよそ１．６リットルの飲料水を備蓄しているほか、上水道施設として保有する配水地は、地震

の際に貯水してある水を活用できるよう、耐震化を図っております。また、災害時生活用水協力井戸の活用に加え、生活用水として耐震性貯水槽の水も活用してまいります。さらに水道設備の復旧につきましては、指定工事店組合との協定により、早期復旧が図れるよう対策を講じております。今後も、飲料水の計画的な備蓄を図るとともに、水の供給体制の維持、充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

再質問です。今の答弁では、水を確保するためのさまざまな対策を講じているとのことでしたが、一方で大規模地震による水道管が被災し、各家庭への配水ができなくなった場合には、水を確保するだけでなく、確保した水をどのように地域まで運び、町民に供給するのかということも重要になると思います。そこで、町内の水源から水を運搬し各地域において、町民に生活用水を供給するまでの体制については、どのように想定しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。大規模地震が発生した場合、各配水地は耐震化されておりますので、緊急遮断弁が作動し、配水地内の水の流出が止まることから、配水地内の水の確保ができます。また、低区配水池には、自家発電装置を備えており、敷地内にある水源から取水が可能となっておりますので、給水タンクなどに配水池の水をためて、避難所などへ輸送することが可能となっております。さらに、町の給水車のみでは、対応が困難な場合には、日本水道協会山梨県支部との災害協定により、給水応援などの協力体制をとっているほか、日本水道協会の要請により全国から水道事業者や給水車が応援に駆けつけてくれる体制もとっております。

こうした体制により、確保した水を避難所まで運搬し町民の皆様の生活用水として活用していただくよう、体制を整えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

ただいまの答弁では、全国から水道事業者や給水車の応援を受ける体制が整えられているとのことでしたが、一方で、南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、県内全域さらには全国的に支援が必要となり、必ずしも本町を優先して支援を受けられ

るとは限りません。そう考えますと、応援を受ける体制と合わせて、本町自身が一定期間自立して給水できる設備を備えておくことも重要ではないかと考えます。例えば、１０００リットル程度の折りたたみ式給水タンクなどというものも現在ございます。そういうものを各区の給水拠点に配備し、それに給水車でピストン輸送することなどが、広域災害への備えとして有効ではないかと考えます。それらの方法もあるということを今後の給水体制を考える際に、検討していただければと思います。

それでは、（４）の質問に入ります。熊本地震では多くの方が避難所ではなく、車中避難を選択されました。中には痛ましい結果となってしまった事例の報道も見聞きしました。本町においても、同様の状況が想定されますが、車中避難者の把握、健康確認、支援物資の提供、情報伝達などの支援体制をどのように考えているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。車中避難者への支援につきましては、滞在場所の把握や健康管理が課題であると認識しているところであります。

こうした中、町といたしましては、防災行政無線や公式 LINE などを活用し、町が指定する場所へお越しいただくよう呼びかけるほか、滞在場所の把握や情報伝達に努め支援物資の提供につなげてまいります。また、健康面につきましては、エコノミークラス症候群の発症など健康への影響も懸念されることから、保健師などによる巡回を行ってまいります。

このような支援を進めるにあたりましては､地域の皆様のお力添えが欠かせないことから、地域の皆様と連携を図り、支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。今の答弁では、町が指定する場所へお越しいただくよう呼びかけるとのことでしたが、実際の災害時には、さまざまな事情で指定された場所ではなく、地域の駐車場や公園などそれぞれの場所で車中避難をする方も想定されます。そうした方々についても、確実に把握し必要な支援につなげるため、町としてどのような方法をお考えになっているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。地域の駐車場や公園など指定した場所以外で車中避難をされる方につきましては、行政だけで把握することは難しいことから、地域の実情に詳しい地区役員などと連携し、その状況の把握に努めてまいります。また、災害時の滞在場所などを把握できるスマホアプリなども現在出ておりますので、こうしたシステムなども今後、活用できるか、調査研究してまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

車中避難者も避難所に避難された方と同様に、必要な支援を受けられる体制を整えておくことが重要だと考えます。ぜひ、今後の取り組みに期待をいたします。

それでは、（５）の質問です。熊本地震では、停電や通信障害により必要な情報が住民へ十分伝わらない場面も見られました。本町では、避難所だけでなく自宅避難者や車中避難者を含め、災害時に必要な情報を町民へ確実に伝達する体制をどのようにお考えになっているのか、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。町では、防災行政無線や防災ラジオ、公式 LINE など多様な媒体を使用し情報伝達に努めているところであり、現在、公式 LINE の登録者数は６７１０人、防災ラジオの購入者数は８６７人となっております。災害時には、１つの手段に頼ることなく、防災行政無線、防災ラジオ、公式 LINE、広報紙など複数の媒体を重層的に組み合わせることが重要であると考えております。今後も引き続き、自宅避難者や車中避難者を含めたすべての町民の皆様に、確実な情報伝達に努めるほか有効な伝達手段について、調査研究してまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。では地震により停電し通信環境も大きく損なわれ、公式 LINE や防災ラジオなどが十分に機能しない場合について伺います。本町の町内放送については、庁舎の非常用電源を活用するとともに町内の受信設備にも蓄電機能があり、停電時にも一定期間町内放送による情報伝達が可能と伺っておりますが、この認識でよいのか伺いたいと思い

ます。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。町の防災行政無線につきましては、停電時におきましても庁舎の非常用電源により放送が可能であります。また、屋外に設置している放送設備にも蓄電機能を備えていることから、停電時にも一定期間防災行政無線放送による情報伝達が可能であります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

ありがとうございます。ここまで、本町の初動体制、避難体制、ライフラインの確保、車中避難者への支援体制について伺ってまいりました。今回の熊本地震の教訓の１つは、猛暑が重なる二重災害への備えです。停電による空調停止、断水による生活用水の不足、トイレ機能の喪失などここには想定されていても、それらが同時に発生すれば避難生活は一層厳しいものとなります。こうした状況は、本町にとっても、決して他人事ではありません。これまでの答弁から、本町でもさまざまな防災対策が進められていることは、理解をいたしました。しかし、新たな災害の形に備えるためには、さらに検討すべき課題もあると感じています。私は課題を指摘するだけではなく、具体的な提案につなげることが、議員の役割だと考えています。そこで、熊本地震の教訓と本町の地域資源を踏まえ、１つの試案をまとめてみました。最後は提案型の一般質問として、町のお考えを伺いたいと思います。

（６）富士川町ライフライン防災拠点構想についてです。熊本地震では断水や停電に加え、下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなり、避難生活に大きな支障が生じました。本町でも下水道管の耐震化は進められておりますが、大規模災害では広い範囲で管路が損傷し、下水道機能そのものが停止する可能性があります。ここで資料１をご覧ください。これは地震によって、下水道管が損傷した状況を示したイメージ図です。地盤の亀裂や沈下、管のずれ、破損、マンホールの浮き上がりなどにより、下水道が使用できなくなることが考えられます。そこで、私は通常の下水道機能が停止した場合にも備え、既存施設を活用した富士川町ライフライン防災拠点構想を提案いたします。ここで資料２をご覧ください。これは、その構想を示したイメージ図です。中心となるのは、釜無川浄化センターエリアです。浄化センターの近くにし尿を流すことのできる仮設トイレを整備すれば通常の下水道管を長距離にわたって使用する必要がなくなり、被災した管路の影響を受けにくい、衛生環境を確保で

きる可能性があります。また、隣接するまほらの湯の地下水や温泉水を入浴だけでなく、手洗いや清掃などの生活用水として活用します。さらに、浄化センターの広いグラウンドは、応援部隊の受け入れ支援物資の集積、仮設テントなどの設置など災害時の活動場所として活用できます。福祉センターについては、すでに福祉避難所として位置づけられていることから、高齢者や障害のある方など配慮が必要な方の避難支援拠点として活用します。大型発電機の整備や民間事業者との災害協定を事前に締結しておき、電源を確保し、電気、水、トイレという避難生活に欠かせないライフラインをこの一帯で一体的に確保するという構想であります。役場庁舎を災害対策の指揮拠点とし、浄化センター周辺を実際に応急対策や住民支援を行う現場の拠点として、既存施設を連携させる考えです。町民の皆さんが災害が起きても、あそこに行けば、電気、水、トイレなど、生活を支える機能が確保されていると安心できることが大きな防災力だと思います。こうした既存施設を利用した防災拠点構想について、町としてのお考えを伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。地域防災計画では、保健福祉支援センターや地域健康福祉センター、まほらの湯を福祉避難所として指定しているほか釜無川浄化センターのグラウンドを指定緊急避難所としております。これらの施設をはじめ避難所となる施設は町内に分散しており、災害時は被災の状況により、柔軟に運用することが重要であると考えております。

こうしたことから、現時点では、災害対策本部となる役場庁舎を中心に分散した既存施設を効果的に活用し、災害に対応することを想定しております。なお、災害時は、さまざまな状況が想定されることから、防災体制の在り方を考えるうえでご提案いただいた意見もその有効性や実現性について、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

ありがとうございます。私の提案は今すぐの事業化を求めるものではありません。しかし、今回の災害を教訓に本町の既存施設や地域資源を災害時に町民の命を守るため、どのように生かせるのかを考えることは、これからの防災にとって重要だと考えています。特に電源、水、トイレという災害時に欠かせないライフラインを一体的に確保するという発想について、前向きに調査研究していただきたいと思います。災害はいつ起こるか誰にもわかりません。

しかし、災害から得た教訓だけは、決して忘れてはならないと思います。

それでは次の質問に移ります。

○議長（鮫田洋平議長）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時　８分

再開　午前１１時１７分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

それでは、大きい２番、町道大椚大久保線完成に伴う交通安全対策についてです。町道大椚大久保線につきましては、計画段階からこれまで多くの議員が一般質問で取り上げ、交通安全の観点から、さまざまな意見や要望がなされてきた経緯があります。私もその経過は十分承知しております。そして現在、道路本体や交差点部の整備がほぼ完了し、実際に供用が始まったことで、現地の交通状況や見通し安全性を確認できる段階となりました。図面上で議論する段階から、実際に利用して、初めて見えてきた課題を踏まえ町民の安全確保という観点から質問をいたします。

（１）の質問です。町道大椚大久保線の全線完成に伴い、交通量の増加も見込まれますが、町道金手小林線との交差点について、町として現在の安全性をどのように認識しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上勝彦土木整備課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。町道大椚大久保線の安全対策につきましては、道路設計にあたって、交差点内のすみ切りを広く取り右左折時の見通し、向上を図ったところであります。さらに、県警察本部交通規制課とも協議を行い規制表示やカーブミラーなどを設置し、安全性の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、小中学校や鰍沢警察署などと合同で実施する通学路点検において、北側から進入する車両が見えにくいと意見があることは認識しております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

ただいまの答弁で、安全対策を講じているとのことでしたが、一方で通学路点検において、北側から進入する車両が見えにくいとの意見があることについては、町としても認識しているとのことでした。

こうした状況を踏まえて、（２）の質問に入りたいと思います。当該交差点の交通安全対策として信号機の設置が必要であると考えますが、信号機の早期設置に向け、警察、公安委員会へ要望をしていくお考えがあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。信号機の設置については、県内各警察署から上申された案件の中から、県警察本部交通規制課が交通状況等を勘案し、設置を判断することとなります。

こうした中、令和３年に実施した町と鰍沢警察署との交差点協議において、当該交差点の信号機の設置を要望し、鰍沢警察署からは、町道大椚大久保線の工事が完了した後、交通量や危険性を勘案し、県警察本部交通規制課へ上申するか、判断する旨の回答をいただいております。

こうしたことから、町といたしましては、町道大椚大久保線の工事が完了する本年１２月以降鰍沢警察署を通じて、改めて信号機設置の要望を行ってまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。ただいま本年１２月以降、鰍沢警察署を通じて、改めて信号機設置の要望を行っていくとの答弁をいただきました。一方で、鰍沢警察署からは道路工事完了後の交通量や危険性を勘案して、県警察本部交通規制課へ上申するか判断するとの回答であったとのことです。そこで、町としても工事完了後の交通量や交差点の危険性について、地元の意見なども確認しながら信号機の早期設置につながるよう鰍沢警察署と積極的に協議していくお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。町といたしましては、地元の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、当該交差点の交通状況や危険性を踏まえ、鰍沢警察署とともに信号機の早期設置を積極的に要望してまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

ありがとうございます。今回は実際にその交通状況や見通しを確認した上で、質問させていただきました。道路が完成したことがゴールではなく、実際に利用する町民が安全に通行できてこそ、道路整備が完成したと言えるものだと考えます。今後の交通状況を十分に注視していただき、信号機の早期設置に向けて、関係機関への要望を進めていただくことをお願い申し上げ、次の質問に移ります。

大きな３番町道天神中條４号線の雨水排水対策についてです。

（１）の質問です。金手小林線から富士川中学校の正門前を通り、西へと進み天神中條長沢１号線とを結ぶ、町道天神中條４号線は、道路側溝が整備されていないため、豪雨時には道路上を流れる水が道路の勾配によって勢いを増し、沿線の住宅敷地内へ流れ込む状況があり、これまで繰り返し浸水被害が発生してきました。その都度、町土木整備課にも対応をお願いしてきた経緯、経過があり、また地元区からも長年にわたり雨水排水対策を要望してまいりました。地域沿線住民にとって、この水対策は長年の悲願でもあります。昨年９月議会の一般質問において、町内の道路冠水や宅地への浸水が発生している区域を優先して、雨水対策事業を進めるとの答弁がありました。そこで伺います。町道天神中條４号線についても、これまでの浸水被害や地域からの要望を踏まえ、今後どのような整備方針で進めていくお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町では、これまでに道路の冠水や宅地への浸水が発生している区域について、増穂地区の東部から段階的に雨水対策事業を進めてきたところであります。天神中條においては、令和３年度に国から雨水対策事業の事業認可を受けたところであり、昨年度から順次整備を進めているところであります。町道天神中條４号線の雨水排水施設については、本年度から町道金手小林２号線より整備を進めていく予定であります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

今回具体的な整備方針と完成までの見通しを示していただいたことは、地域住民にとって大変心強いことであります。長年の地域の願いに応えていただけることに感謝を申し上げ、答弁いただいた整備期間に沿って、着実に事業を進めていただくことをお願い申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告３番　２番　樋口正彦議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告４番　６番　小林和良議員の一般質問を行います。

６番　小林和良議員

○６番議員（小林和良議員）

それでは、通告に沿って質問させていただきます。今回は、国民健康保険に特化してですね、質問させていただきます。これは、２つのテーマに分けて質問いたします。私たちは、病気や怪我をしたときに安心して医療を受けられるように、それぞれ公的な医療保険に加入しています。まずパネルで、このパネルをご覧ください。傍聴の方はお配りした資料で、まず上の方なんですね。これは富士川町の皆さんがですね加入している主な医療保険の加入割合を示したものです。大きく分けると、自営業の方や退職された方などが加入する国民健康保険これ１８．７％。つまり町民のおよそ５人に１人、それと７５歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度。これは２１．７％。そして会社などに勤めている方やその家族が加入する健康保険。これは５９．６％というふうに、割合は分けるとこういうふうなことになります。この中でですね。国民健康保険は、山梨県と富士川町が一緒になって運営しています。町は、加入の手続きや国保税の算定、徴収、健診や健康づくりなど加入者の皆さんに直接関わる仕事を担っております。こうしたさまざまな医療保険がある中で、今回、国民健康保険を取り上げるのは、国民健康保険が県と町が共同で運営し、町が国民健康保険税や健診、健康づくりなど加入者に身近な部分を直接担っている制度だからです。そして、今度下の半分ですね。次のパネルになりますけれども。これはですね。国民健康を支えるお金の内訳ですね。これを見ると、全部で１５億くらいの１５億８６２３万円、そしてその中で占めている割合が、国保税は１８％で、それ以外は県支出金や一般会計からの繰り入れ金などですねえになっています。そしてこれらのお金です。主に加入者の医療給付や県への納付金、特定健診などの保健事業に使われています。このようにですね、国民健康保険は、国民健康保険税だけではなく、さまざまな財源によって支えられていることがわかります。これ以降です

ね、国民健康保険については国保、国民健康保険税については国保税と簡略して呼ばせていただきます。このようにですね、国民健康を見てみれば、我々も加入している方が納める国保税だけでは賄いきれないと、結局は相当数が国とか県の支出金で賄っている様子がよくわかると思います。これがですね、他の例えば共済組合とか会社で入っているんだとなると、この分布はだいぶ変わります。それはここでは深くはしませんけど。こうしたですね。国保税の加入状況や財政の仕組みを踏まえながら、今回は、加入者が負担する国保税の仕組みや国保財政の状況、今後の安定的な国保運営そして加入者の健康を守るための取り組みについて伺います。

それでは、１のテーマですね。国民健康保険の運営について伺います。先ほどパネルでもお示ししましたが、国保の運営には、国や県からの支出金などさまざまな財源が使われています。その中で、国保加入者の皆さんが直接負担するのが国保税となります。国保税は、それぞれの世帯の所得や加入数などによって、負担額が異なりますが町民の皆さんにとっては、この国保税がどのように計算され、なぜこの金額になるのか、なかなかわからない部分もあると思います。そこで、まず基本的なところから確認させていただきます。

（１）国保税はどのような仕組みで算定され、町民一人一人の負担額が決定されているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。国民健康保険税は、世帯単位で計算され加入者の前年所得や加入人数等に応じて、町の条例に定められている保険税率等を組み合わせて算定しております。また世帯主が納税義務者となり、医療分後期高齢者支援金分介護分、そして本年度から新たに創設された子ども子育て支援金分を合算して、１年間の保険税額が決定されます。なお保険税率等の算定につきましては、加入者からの保険税収入のほか、国、県及び規定に沿った町からの繰入金を含む交付金など、財源全体を見込んだ上で国保財政が適切に運営できるよう精査し決定しているところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

再質問させていただきます。ただいまのご答弁でですね、国保税が所得や加入者数などをもとに算定され、それぞれの世帯の税額が決まる仕組みになっていることが分かりました。ではその算定の基礎となる税率等を町がどのように決めているのかもう少し伺います。県か

らはですね、市町村ごとに標準的な保険料水準を示す市町村標準保険料率というのが、示されています。これは町が実際に定める国保税そのものではありませんが、税率を決定し検討する上での１つの基準となるもの。そこで、本町ではこの標準保険料率をどのように捉え、実際の国保税率を決めているのか伺います。これ再質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。町では市町村標準保険料率を参考に、国保加入者の所得や世帯の状況等、総合的に勘案して実際の保険税率等を算出し、国保運営協議会に諮り決定しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

再質問ですけれども、県から示される標準保険料率と実際に国保税を決定する際の考え方について分かりました。では、次に本町の国保税が、県内でどの程度の水準にあるのか伺います。国保税は、所得割率や均等割率などで構成するために、単純に１つの数字だけで比較することは難しいと思いますが、町民の負担水準を考える上では、県外他市町村との比較も１つの目安になると思います。そこで所得割率や均等割額などを含め、本町の国保税率等は、県外他市町村と比較してどの程度の水準になるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。現在、県内での順位は、ほぼ中間ぐらいと予測しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。ほぼ中間くらいということでですね。

それでは、（２）の質問に入ります。（２）にはですね、国民健康保険を運営する上での県と町の役割について伺います。国保は、以前は市町村がそれぞれ運営していましたが、平成３０年度の制度改革によって、県も保険者となり現在は県と市町村が共同で運営する仕組みになっています。県が財政運営の中心的な役割を担う一方で、町も国保税の算定や徴収、加

入、脱退の手続き、健診など加入者に身近な部分では、引き続き重要な役割を担っています。そこで、改めて確認します。平成３０年度から国保は、県と市町村が共同で運営する仕組みになりました。現在、県と町は、それぞれどのような役割を担っているのかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。平成３０年度からの役割分担としましては、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営において、中心的な役割を担い国保の安定化を図っております。また、町は資格管理や保険給付、保険税率等の決定、賦課徴収や保健事業など加入者との身近な関係を構築し事業運営を担っております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。再質問ですけれども、現在は町が国保税率の決定や徴収など加入者に直接関わる役割を担っていることがわかりました。一方でですね、山梨県では、今後県内の保険料の水準の統一を目指しています。これは、将来的には同じ所得や世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても、同じ水準の国保税となる方向を目指すものと理解しています。そこで、伺いたいんですけれども、保険料水準の統一が進んだ場合、現在町が担っている国保税率の決定は、今後どのように変わっていくのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。保険税率統一後は、町におきましては資格管理や保険税の賦課、徴収、保険事業等の運営の現場を担う役割は残ります。また、保険税率は県で決定するため、財政運営的な部分は縮小すると思われます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。役割が多少変わってくるということのご回答です。

それでは、（３）の質問に入ります。（３）はですね、本町の国保財政の現状について伺い

ます。国保を安定して運営していくためには、加入者数や医療費、国保税収入、財政全体の状況を把握することが重要です。そこで、被保険者数、医療費、国保税収入、県への納付金、基金残高等を踏まえ、本町の国保財政の現状をどのように分析しているのか。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。町の国保の現状につきましては、社会保険の加入要件緩和や後期高齢者医療への移行により、加入者は減少傾向にあります。

しかしながら、医療費はやや増加傾向にあり財政への影響が生じやすい状況となっているため、引き続き注視する必要があると考えております。一方、国保税収入は、令和７年度の現年収納率が９７．０５％となり、安定した税収の確保ができているところであります。また、県への納付金は、近年、大きな変動がなく支出の抑制につながり、基金は一定額保有できております。

こうしたことから、現在の国保財政は安定していると分析しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。安定しているということで、皆さん頑張っていらっしゃるということだと思います。そこでですね再質問ですけれども、ただいまの答弁では、加入者は減少傾向にあると、一方、医療費は増加傾向ということでした。決算を見るとですね、国保加入者は前年度より１１４人減少している。そこで、本町の１人当たりの医療費は、どのように推移しているのか、また、増加しているのであれば、その要因を含めどのように分析されているのかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。近年、１人当たり医療費は減少傾向にありましたが、令和７年度には、高額な医療費がかかる事象があり増加となっております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。医療費おそらく年度ごとに大きく変動する場合もあるということだと理解しました。

それでは、４の質問に入ります。（４）はですね、国保財政調整基金について伺います。この基金はですね、家庭でいえば、貯金のようなものですね。医療費の増加などに備え、国保財政を安定して運営するために積み立てているお金です。基金は安定した国保運営のために、一定程度確保する一方、必要に応じて加入者の負担軽減に活用することも重要だと思います。現在、本町のですね、基金残高は３億９０９６万５０００円という基金があります。国保税負担の軽減や急激な税率上昇の抑制に、これを今後どのように活用していくのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。国保の基金につきましては、現在一定の基金残高を保有しており、この財政的な備えが保険税率等の上昇の抑制につながっているところであります。また、基金を直接取り崩してはおりませんが、財政運営にも余裕が生まれたため、令和６年度からの保険税率等の引き下げや、本年度から新たに創設された子ども子育て支援金分の負担増を保険税率等に反映しないよう調整しております。今後、高額な医療費の増加や感染症の流行など予期せぬ医療費の急増が生じた際には、基金を活用することで、保険税率等の急激な上昇を抑制し、加入者の負担軽減につながるよう適切な基金の運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。基金を活用してですね、税率等の引き下げや負担増の調整を行っていると、今後も加入者の負担軽減に活用していくという考えは分かりました。一方で、基金を適切に活用するためには、将来に備えてどの程度確保しどのような場合に取り崩すのかという考え方も必要だと思います。そこで基金として確保しておく水準や取り崩す場合の考え方など、基金活用について、一定の目安を定めているのかお伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。市町村の国保基金の保有基準につきましては、国や法律

等による一律の基準がありません。町としましては、保険給付費を目安に考え安定した国保財政を運営しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。国も一定の基準はないということですけど、基金についてはですね、医療費の先ほど申し上げましたように、急激な増加など不測の事態に備えて、一定額を確保しておく必要があることを理解しています。一方でですね、現在３億９０００万の基金があります。これまでも、保険税率等の引き下げや、負担増の調整に活用されているとのことですが、今後の安定した国保運営と加入者の負担軽減、この両方のバランスを考える上で、どの程度の基金を確保しておくのか、またどのような場合に活用するのか、町として一定の考えは、目安を整理しておくことが、私は必要だと思います。貯めればいいやということではないですね。どこまで溜まったら、これを還元するかというような目安は、やっぱりある程度決めておく必要があるのではないかと思います。これはご答弁は結構です。私の意見になるので、ご検討いただければと思います。

それでは（５）の質問に入ります。（５）は、町独自に取り組むことができる施策について伺います。国保は県と町が共同で運用しています。町独自の取り組みには、一定の制約があります。一方で、加入者の負担を抑え安定した国保運営を続けていくためには、町としてできる取り組みを進めることも重要だと思います。そこで、国保加入者の負担軽減や安定的な国保運営のため、町独自に取り組む施策について伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。国保加入者は、自営業者や会社を退職された方、非正規雇用の方など比較的所得が不安定な方が多く加入しており、保険税負担の重さや財政の安定性が大きな課題となっております。こうした中、国で示す保険税率等の県内統一等を踏まえ、県では令和１２年度を目安に、県内どこに住んでいても、同じ保険税率等となるよう統一を目指しており、各市町村で行う独自事業も今後検討を行う中で統一していく方向が示されております。

こうしたことから、医療費の適正化や健康づくりデータヘルス計画による検証や分析、保険税の収納率向上などを継続して実施していくことが、安定した国保運営につながるものと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

ありがとうございます。それは、再質問ですけれども、現在ですね。町独自の事業も行っていることがわかりましたけれども、そこで先ほどご説明になった令和１２年度に向けて進められている保険料水準の統一ですね。によって、現在の町独自で進めている事業のうち継続できなくなるものや、制約を受ける可能性のあるものは、現時点であるのかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。現在、本町が独自で行っている国保事業は、人間ドック受診者への補助や運動教室になります。統一後どうなるかというご質問ですけれども、先ほども答弁しましたけれども、今後検討をしていく中で、統一されていく方向が示されております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。今のところは、統一方針がはっきりしないのでということだと思います。できればですね町が独自で進めている事業は、そのまま進めていただければ一番いいかなと思いますけれども、それは統一が決まってから。

○議長（鮫田洋平議長）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

なお、再開は午後１時です。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

それでは、引き続き質問させていただきます。

大きな２番の質問に入ります。２つ目のテーマはですね、国保加入者の健康増進について、

ということになります。安定した国保運営には、財政面だけではなくて加入者の疾病予防や早期発見、重症化を防ぐ取り組みも重要です。医療費や健診などのデータから、加入者の健康状態や課題を把握することも大切になります。そこで、まず本町の加入者の健康状態や健康課題について伺います。

（１）ですね、１人当たりの医療費や疾病別医療費等から本町の国保加入者の健康状態や健康課題をどのように分析しているのか、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。国保加入者に対する健診や医療に関する情報は、山梨県国民健康保険連合会が構築し、運営しているデータベースシステムにおいて、一元的に集約を行い健康状態や医療費の分析を行っております。

こうした中、本町の国保加入者の１人当たり医療費は、全国や県平均と比較し高い水準にあり､加入者の年齢構成が高齢化してきていることが影響しているものと分析しております。また、疾病別分析では、糖尿病や高血圧などの生活習慣病に関する疾病が、医療費全体に占める割合の中では高いため、加入者に対する重要な健康課題として認識しているところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

原因要因まであの説明していただきましたので、だいたい高い要因はわかりました。それでは、（２）の質問に入ります。

（２）は、特定健診と特定保健指導について伺います。先ほどの答弁では、本町の１人当たりの医療費は、全国や県平均より高く、生活習慣病が健康課題となっているとのことでした。そこでですね、生活習慣病の予防や重症化を防ぐために、健診を受け、必要な方をその後の保健指導につながることが重要だと思います。そこで、特定健診および特定保健指導の実施状況とその結果を町としては、どのように評価しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。特定健診受診率につきましては、全国や県の平均を上回

る水準を維持しており、加入者の健康意識の表れとして高く評価しております。

しかしながら特定保健指導の実施率につきましては、全国平均を上回っているものの県平均はやや下回る状況にあり、町としても課題と受け止めております。特定保健指導の実施率が低い要因としましては、すでに病院を受診していたり、健診結果に対する保健指導の必要性が十分に理解されていないことが考えられます。

こうしたことから、特定保健指導の実施率を向上させる取り組みは、健康寿命の延伸と医療費削減を実現するための重要な課題であり、健診から保健指導そして生活習慣の改善に至る一連の流れを強化する必要があると認識しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

再質問ですけども、健診はですね、受けるだけではなく、その結果、生活習慣の改善が必要な方を保健指導につなげていくことが重要だと思います。そこで特定保健指導の対象となった方を実際の保健指導につなげる上で、どのような課題があると分析しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。保健指導の対象者は年々減少しており、すでに病院を受診しているため、指導の拒否や健診結果に対する保健指導の必要性が理解されていないことが課題と分析しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。それでは、（３）の質問に入ります。（３）はですね、年代別の特定健診の受診状況についてです。町のデータヘルス計画では、特に４０から５０代の特定健診受診率が低いことが課題として挙げられています。４０から５０代は、仕事や家庭などで忙しい年代ですが、生活習慣病の予防や早期発見のためにも、健診を受けることが重要と考えます。そこで４０代、５０代の受診率が低い原因をどのように分析し受診率向上に向けて、どのような取り組みを行っているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。国保の特定健診受診率は、県内でも高い水準にありますが、４０から５０歳代に限ると、他の年代と比べて低い状況となっております。この年代は子育てや仕事が多忙であるため時間が取りにくく、また、自覚症状がなく健診の必要性を感じにくいなど、健診への関心が相対的に低い傾向があるといった事情が、受診の妨げになっていると分析しております。

このため、平日に時間が取れない方のために、休日健診を設けるとともに、１２月には休日に追加健診も実施しております。また、本年度は、４０歳以上を対象とした運動教室を新たに実施いたします。この運動教室をきっかけにご自身の健康について関心を持っていただき、健診受診へつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

いろいろと４０から５０代の受診率が低い、原因は仕事とかですね。時間を取りにくいということに加えて、若いからなんですよね。必要性を感じないということでした。また、そのために、いろいろと休日の健診とかですねえ。働きかけをやられているという答弁がありました。これも非常に有効だと思うんですけども、健診のですね必要性を感じない方、おそらくずっと健康な方でしょうねえ、こういう方に別の働きかけでも必要だと思います。そこでですね、４０から５０代の方に対して、個別通知やもうやられているんですかね。個別通知とかLINEなどを活用して、生活習慣病のリスクを具体的に伝えると。対象を絞った受診勧奨をさらに強化する。お考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。すでに健診未受診者への受診勧奨通知は送付しており、１２月の追加健診に向けて、未受診となっている方に、電話連絡を行い勧奨をしております。なお、受診勧奨通知につきましては、３月末に翌年度の健診に向けて、新たに特定健診の対象になる４０歳の方と、４０歳から６５歳の男性未受診者に対象者を絞って送付しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。すでにいろいろと手を尽くしていらっしゃるということで、この辺を理解いたしました。

それでは、（４）の質問に入ります。（４）はですね、生活習慣病の発生や重症化を防ぐための取り組みについて伺います。先ほどの答弁でも、本町では生活習慣病が健康課題となっているとのことでした。健診によって健康上のリスクが見つかった方をその後の保健指導や必要な医療につなげて、発症や重症化を防ぐということが重要だと考えます。また、生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、現在どのような取り組みを行いその効果をどのように検証しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。生活習慣病の発症重症化予防は、国保加入者の健康寿命の延伸はもとより、医療費の適正化という観点からも国保事業における最重要課題の１つと位置づけております。特に糖尿病が重症化し、人工透析に至る前の段階での保健介入や受診勧奨が生命を守る上で、極めて重要と認識しております。

こうした中、令和６年度から県の糖尿病、重症化予防プログラムに基づき、糖尿病予防改善への取り組みを実施しております。具体的には、健診結果やレセプトデータをもとに医療機関未受診者、治療中断者、ハイリスク者を抽出し健診結果説明会において、保健師が直接説明や指導を行うことで、適切な支援と生活改善への動機づけを図っております。また、医療機関からの連絡票の確認や翌年度以降の健診結果の変化を継続的に追うことで、取り組みの成果を検証してまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

いろいろと努力されていることをよくわかりました。

それでは、（５）の質問に入ります。（５）はですね、保険者努力支援制度について伺います。この制度は、特定健診や国保税の収納などについて、国が定めた基準を満たすことで点数が加算され、その評価結果が国からの交付金にも反映される仕組みとなっています。点数だけで町の取り組み全体を評価するものではありませんが、町の課題を確認する１つの指標にはなると思います。令和８年度のですね本町の評価点は、４１２点で、県内でも下の方にですね、位置しているんですね。先ほど来いろいろ努力はされているんですけれども。この結果はですね、町としてどのように分析しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。保険者努力支援制度とは、町の取り組み状況を国が点数化し、その結果に応じて交付金を配分する制度であり、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防など健康づくりへの取り組みを財政的に評価支援する仕組みとなっております。

こうした中、本年度の評価点数が県内でも低い位置にあることは、重く受け止めております。今回得点が取れなかった項目につきましては、特定健診受診率の低下と国保税収納率の２項目であり、いずれも制度上の基準を満たさなかった部分になります。

しかしながら、この制度は前年度との比較や増加幅によって評価される仕組みとなっているため、すでに高い水準にある項目については、点数に反映されにくい構造となっております。

このため､評価点数だけでは必ずしも町の取り組み状態が評価に結びつかない部分もあり、やむを得ない側面があると分析しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。再質問ですけれども、ただいまの答弁ではですねえ、前年度との比較や改善幅ですねによって評価されるため、実際の取り組みが必ずしも点数に反映されない部分があるとのことですので、その部分は理解しました。結局、絶対値が高ければ、そこからの伸びはまあ鈍化するということですね。そうすると、そこから急激に伸ばすことは、だんだん難しくなって、点数に加算するものだと思います。しかしですね、県内の市町村は基本的に同じ評価基準で評価されていると、そこにその本町特有の事情が何かあるのか、評価点が伸びにくい要因をどのように分析しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。特定健診の受診率につきましては、令和４年度と５年度の受診率の比較となっておりますが、令和５年度は５８．９％で、加点基準である６０％をわずかに下回ったこと。また、保険税の収納率につきましては、令和５年度と令和６年度の比較となりますが、前年度比較で０．１ポイントの増にとどまり、加点に必要な１ポイントに届かず、評価点に反映されませんでした。

こうしたことから、いずれの項目につきましても現在の取り組みの積み上げを継続的に続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。なかなか厳しいところだと思います。

それでは、（６）の質問に入ります。（６）はですね、先ほどの保険者努力支援制度の評価結果を今後ですね、改善にどのようにつなげていくのか伺いたいと思います。評価点の向上も大切ですけれども、それに伴い評価結果から本町の課題を確認し、その後の取り組みの改善につなげていくことが重要だと考えています。そこで、評価項目のうち本町が特に改善すべき点と考えている項目について、今後どのように改善していくのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。保険者努力支援制度の評価項目のうち、低い点数となった特定健診受診率と国保税収納率の２項目について、重点的に改善すべきと考えております。まず、特定健診の受診率につきましては、現在、令和７年度の受診状況について、詳細な情報を漏れなく反映し、実態に即した受診率となるよう精査を行っております。次に、国保税の収納率につきましては、訪問徴収や電話による納付勧奨、窓口での丁寧な対応などきめ細やかな収納対策を継続し、加入者の状況に寄り添った対応を心がけ不公平のない国保税収納の確保に努めてまいります。

こうしたことから、いずれの項目につきましても現在の取り組みの積み上げが結果につながるよう、継続的かつ丁寧な対応を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。再質問ですけども、ちょっとわかりにくいところもあるので、もう一度お聞きします。先ほどの１の（３）ではですね、令和７年度の現年収納率は９７．０５％、税収は確保できているということだったんですね。一方で、その保険者努力制度では、収納率が改善すべき項目として挙げられてしまっていると、９７％を超える収納率でありながら、なぜ評価制度では、改善すべき項目になるのかちょっと町民にも分かりにくいところもあると思いますので、すみません、もう一度この違いについてお聞きします。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質問にお答えします。保険税の収納には、現年分と過年分があり過年分の収納率が低いため、この保険者努力支援制度での加点ポイントには届いておりません。

こうしたことから、現年と過年双方の収納を上げることにより、ポイントの加点になるよう徴収を強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました、現年と過年があるというところですね。両方を上げるということで、この辺についてはわかりました。最後にですね、国民健康保険はですね、現在の加入者だけでなく、将来、多くの町民が関わる可能性がある身近な制度ですね。そして、病気や怪我した時に安心して医療を受けられることはもちろん、健診や疾病予防などを通じて加入者の健康を守っていく上でも重要な制度です。加入者が減少する一方で、医療費は増加傾向にあり、年度によって変動する医療費の対応や制度改正、国保を取り巻く状況が変化しています。この中で、担当課も安定した国保運営に努力されていることは、十分理解いたしました。また、加入者一人一人がですね、自らの健康に関心を持ち健診を受け、疾病の予防や生活習慣の改善など健康づくりに取り組むことが、加入者自身の健康を守ることとともに安定した国保運営にもつながっていくものと思います。町におかれましては、安定した国保運営と今回確認した課題を今後の施策に生かしていただくことを期待しまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告４番　６番　小林和良議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告５番　１番　平田桃子議員の一般質問を行います。

１番　平田桃子議員

○１番議員（平田桃子議員）

１番平田桃子です。通告通り質問させていただきます。空き家対策についてです。現在町の課題はさまざまありますが、空き家の再生と活用の課題に関しましては、自然災害による倒壊の危険性または防犯上の危険性において、町民の皆様の安心安全な生活の維持にも深く

関わってくると考えます。また、人口の増加を目指す上では、移住定住の促進、町内での起業の希望者または新規就農希望者の後押しをする上でも、まず必要になってくる入り口の部分と考えます。

そこで質問になります。１番の空き家の現状に対して、町としてどのような課題があると捉えているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。少子高齢化や人口減少、家族形態の変化、相続などを背景として、全国的に空き家が増加しております。令和５年住宅・土地統計調査において、山梨県の空き家率は２０．４％であり、町内においてもそれ以上または同等の空き家があるものと認識しております。

こうした中、本町が平成２５年度から行っている空き家バンク制度につきましては、延べ９７件の登録があり、このうち６１件が成約したところであります。すべての空き家の解消には至っているところではございません。

こうしたことから、今後適切に管理されない空き家が増えますと、建物倒壊の危険性だけではなく、地域の安全や防犯さらには衛生面において支障課題が生じるものと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

再質問になります。空き家の現状の課題というふうに、お聞きしたんですけれども、今古民家のリノベーションなどが進められておりまして、１棟貸しの宿泊の施設なども結構多くなってきているように思われます。一方では、活用されることはすごく、とても有意義なことだとすごく感じているんですけれども、一方でですね、町外の企業の参入ですとか、２拠点生活の対象となるような、その集落やその地域の生活に直接関わりながら、町に根を張っていけるような活用と少し違う形に空き家が使われていくような事態に発展していく可能性を含んでいるのじゃないかなと考えますが、このような事例は、町としては空き家の課題として捉えられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

どの部分の再質問になりますか。

○１番議員（平田桃子議員）

課題の部分です。

○議長（鮫田洋平議長）

回答に対しての再質問をお願い致します。

○１番議員（平田桃子議員）

町として、それを課題としそのような事例は、課題として捉えていらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。空き家のリノベーション等を活用したホテルや宿泊施設などの事業展開をする企業さんからの提案等もございますが、うちの町内の空き家を増やさないという部分が初期の目的であると考えておりますので、その活用が得られるような空き家がございましたら、その部分について、企業提案等の検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

空き家の課題として、いろいろなことがあると思われます。

２番の質問に移りたいと思います。たくさんの課題を踏まえた上で、対策を進めていくためには、空き家の調査や所有者の方とのコミュニケーションにも継続的な取り組みが必要になってくると思われます。そこで、空き家対策に特化した地域おこし協力隊の雇用を１つの選択肢として考えられると思いますが、空き家対策に限らずでいいんですけれども、町が地域おこし協力隊を雇用する際に、課題に感じていることはありますでしょうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

通告には協力隊募集について伺うものですので、通告の通り質問をお願いいたします。

○１番議員（平田桃子議員）

募集について、町はどのように考えているでしょうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ご質問にお答えいたします。地域おこし協力隊は、首都圏など都市部から本町に移住し地域おこし活動に取り組む人材であります。他の自治体では、空き家相談や空き家状況の把握、移住相談などを業務とする隊員の募集も行われておりますが、地元の情報に精通した隊員の確保は、容易ではないと考えております。

こうした中、本町ではヘリコプターやドローンの資格を有する隊員が観光振興事業に取り組んでおり、今後は、特産品であるゆず産業の維持拡大に取り組む隊員の募集を検討しているところであります。

こうしたことから、空き家対策に限らず多方面で活躍できる隊員の確保について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

地域おこし協力隊に関しては、空き家に特化したところではないという募集と活用をしていくということで、町の見解は理解しました。ですが、空き家対策の大変なところはですね、地域の方とのコミュニケーションが、とてつもなく大きいことですねえ。すごく業務の内容は、ハードなことになるのではないかと思われます。空き家対策に特化した部分が、業務の内容に大きく影響するのではないかと私は考えます。空き家の調査や所有者さんへの空き家の活用方法の提案、あと地域での中でのコーディネートまたは移住促進フェアなどでの県外へ向けてのアピール活動、さらには、SNS などでの情報発信活動などとてもあの分量としては大きいものだと思います。空き家対策に特化した地域おこし協力隊の募集をぜひ検討していただきたい。そういう部分での検討はできないでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。空き家に特化したという提案も含めまして、今後、地域おこし協力隊の活動として、どんなものがいいかというのを多方面で活躍できるというような形で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

再質問になります。地域おこし協力隊の活躍で、県内でもなかなかの先進事例があります。小菅村、道志村、市川三郷町などでも空き家に特化した形の地域おこし協力隊の方が活躍していますね。お話を伺ったところですね。トライアンドエラーは、かなりあったとお聞きしましたね。そして、今の形が出来上がってきたということでした。こういった自治体などの事例を調査研究することは検討できますでしょうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員おっしゃる小菅村等の事例等も含めまして、検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

ありがとうございます。調査研究をぜひしていただきたいと思います。私の方でも、個人的には、いろんな方にお話を聞いたりして、伺っていきたいと思っています。

３番の質問に移りたいと思います。１年前の議員懇談会などではですね、空き家条例を制定してはという町民の声も上がっております。地域懇談会などでは、必ずと言っていいほど空き家対策というワードは、町民の皆さんの方から上がってくるワードになりますねえ。注目度はとても高い案件だと思われます。ただ、空き家対策の進め方というのは、どうしてもその行政がすべて担うという形になりがちだと、私は感じています。例えばですね、空き家の再生をしたとしてですね。その後、その１棟が地域の中でどのように活用されて、その地域にどんな影響が広がっていくのかということを考えるときには、その地域の住民の皆さん、町民の皆さんが再生作業や活用方法の検討などに関わっていくということは、すごく大きな意味があるのではないかと考えます。例えばですね、１つの空き家をモデルケースとして、地域の皆さん、建築や町づくりに関わる方々、例えばですね、大学で地域づくりや住民参加、移住促進などを研究している学生さん、町内外のさまざまな人たちの力を借りながら、参加型の空き家再生事業を開催できないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。空き家再生事業を町民の皆様と共に行うことは、空き家問題への関心を深め、地域の活性化につながるものと考えております。

こうした中、多くの課題が考えられ、具体的には物件の選定や所有者との交渉、老朽化の度合いによっては、修繕規模が大きく異なり、それに伴う費用も変動することが挙げられます。また、専門的な見地から建築士や不動産の専門家などと十分に連携する必要があり、再生した空き家の運営体制の責任分担を検討し明確化する必要があります。

こうしたことから、多くの課題を解決するとともに、持続可能な運営体制を慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

たくさんの課題もあの提示していただき、わかりやすくてありがとうございます。再質問になります。実際に事業化するとなると、確かにさまざまな課題をクリアしていかなきゃいけないことと、予算を確保するというのは、事業としてやるには当然の重要なことだと思われます。町の予算だけではなくて、例えば、クラウドファンディングなども地域の方にもさらに賛同を得ていただく趣旨にご興味を持っていただくような資金を募る方法ですとか、例えば県の空き家活用に関する補助金制度、そうした制度を積極的に活用していくですとか実際にこの活用している自治体の事例を調査視察するなど、町の負担を抑えながら実施する方法を探ることもできるのではないかと考えます。こうした資金調達や、他の自治体の事例なども含めて、実現するための方法を調査研究していくことに関しては、町はどうお考えでしょうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。資金調達等の部分は、議員がおっしゃった通りの部分ではあろうかと思いますが、本来この事業を運営していくためには、核となる専門家の方が重要ではないかと考えております。その部分で資金またはボランティアというような、お声掛けをする前に先ほど答弁させていただいた多くの課題を解決する中で、検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

課題は、すごく複雑であったりすることもあるかもしれないので、調査研究をしていって、１つでも多くつなげていただければなと思います。私の提案させていただいている内容はで

すね、１棟をすぐにこう再生していこうとか、そういうことだけではないと考えております。所有者さんにですね、空き家があることのデメリット、さらには活用することで、地域を明るくすることができる可能性、そういうことをお伝えする内容であったりとかですね、例えば、空き家の改修に興味のある方、DIY に興味のある方には、１棟を改修して、住まいや店舗に作り変えた方の記録やお話し会、質問できるようなそういった内容のワークショップのような形式のものをまずは、町の中の困りごとを身近に感じていただけるような働きかけとして、町民とともに作り上げる空き家再生事業の始まりの一歩というような形で小さいところから始めるようなことはできないかなと考えたりしています。町の見解はいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

再質問ですか。

○１番議員（平田桃子議員）

再質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。空き家の問題に関しましては、公社の方で管理サービスを今年度から始めていただきました。その事業と所有者様との連絡情報等を密に行いながら、改善に向けた検討も進めてまいりたいと考えておりますので、そこも含めながら、慎重に検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

平田議員。

○１番議員（平田桃子議員）

ありがとうございました。今回は、空き家対策について質問させていただきましたが、前回も私は申し上げたようにですね、これからのまちづくりにおいて、町民の皆様のお力を単に行政のサービスを受ける側というところにとどまらせずに、自分たちの暮らす町を一緒につくっているという当事者として、町に関わっていただけることが、ますます重要になると感じています。課題を感じながらも、なかなか進められないという現状は理解いたしました。その先に、どうすれば、次の一歩を進められるかを考えていくことが必要ではないでしょうか。行政が担うべきことは行政が担い、その上で、町民の皆さんが自分にもできることがあるですとか、ちょっと関わってみたいと思えるような場を行政と一緒に考えて、意見を交わしていくことができるような土壌を作っていくというようなことが、

行政の重要な役割の１つであると考えます。ぜひ１つでも小さくてもいいので、ワークショップのようなものをできればいいなと考えています。ぜひそういうことを期待したいと思います。よろしくお願いします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告５番　１番　平田桃子議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告６番　９番　小林有紀子議員の一般質問を行います。

９番　小林有紀子議員

○９番議員（小林有紀子議員）

まず初めに、７月の令和８年熊本地震、令和８年８月千葉豪雨、８月下旬の石川県、富山県、福井県など北陸地方での記録的な豪雨により、お亡くなりになられました方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。それでは、大きく２つの項目について質問させていただきます。

１つ目は、災害時における人的受援計画についてお伺いをいたします。我が富士川町においても、南海トラフ地震や大型台風による土砂災害、河川の氾濫など常に甚大な自然災害のリスクと隣り合わせにあります。万が一、大規模災害が発生した場合、町職員自身も被災者となり限られた人員の中で、膨大な災害応急対応や住民支援を行わなければなりません。私は先月、近隣の公明党議員とともに、令和６年、能登半島地震で被害を受けた石川県七尾市に行政視察に行ってまいりました。災害初期の混乱期に応援職員が到着したものの、指示を出す職員がいない受け入れ体制が整っておらず、応援を生かせないといったいわゆる受援不全が能登半島地震の現状であり、そもそも東日本大震災でも問題として、全国の自治体で課題となっています。そこで、本町が策定した受援計画が、災害時に文字通り動く計画になっているのか、応援職員を速やかに受け入れ、住民対応を停滞させない体制が本当に構築できているのか、以下、具体的に質問をしてまいります。

１番目の質問ですが、まず、本年３月に富士川町受援計画が策定されました。策定された基本的な狙いについてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。近年、各地で大規模な災害が発生しており、被災した自治体だけで、災害対応に当たることは容易ではないと認識しております。

こうした中、富士川町受援計画は受援の対象となる業務の整理を行い、大規模災害時に外部からの応援職員や支援を円滑に受け入れ、適材適所に配置することを目的として策定したものであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

外部からの応援職員をスムーズに受け入れて、適材適所に配置するための指針ができたことは、防災体制の強化に向けて、大きな一歩であると評価をいたします。しかし、計画は策定することがゴールではありません。能登半島地震で、甚大な被害が報じられた珠洲市や輪島市に比べると、私が伺った七尾市は、被害が見えにくく支援が集まりにくい状況でした。住宅被害で全壊した数は少ないものの、建物被害全体では七尾市が２万２０００棟以上と最も多く、断水世帯は市内の９６％が断水しました。そこに、北杜市のトイレトレーラーが支援に向かったわけですが、この惨状の中、避難所２７か所に避難者数は約２６００名。多くの自主避難者として把握できない状況が続きました。全国の自治体、民間企業から物資が届きましたが、一時的に市役所で受け入れ、３週間後に民間倉庫集積所としたそうです。当初はすべてにおいて人員が不足し、１月５日以降、応急対策職員派遣制度により、避難所運営や罹災証明交付の他県の自治体から人的支援が始まり、６月まで延べ約１万４０００名が活動したそうです。

２番目の質問になりますが、大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、被害調査、罹災証明書の交付、被災者相談など、平時を大きく上回る業務が発生します。また、自治体職員自身が被災し十分に参集できない可能性もあります。その際、応援職員の受け入れがどの業務に何人必要とするのかを事前に整理し速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援や配置できる体制が重要です。大規模災害が発生後の極めて混乱するフェーズにおいて、町に到着した応援職員を速やかに業務に割り振るための計画では、具体的にどのような体制になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。応援職員を速やかに業務へ割り振る体制につきましては、本町の受援計画において、２段構えの受援担当者を定めているところであります。まず、防災交通課を中心とする受援担当者が受け入れ窓口となり応援職員の受け入れを取りまとめます。具体的には、避難所運営や支援物資など応援が必要となる９つの業務ごとに、担当課と

受援担当者を定めており、受け入れ後の実務は、それぞれの業務を行う担当課が行うこととしております。

こうしたことから、受援計画による派遣については、あらかじめ必要となる業務や人数を見積もった上で、要請しますので、受け入れ時には、速やかにそれぞれの業務へ割り振ることができるものと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

２段構えということで、受援担当者を定めているということですけれども、あらかじめ必要となる業務や人数を見積もって要請しているから、スムーズに業務に割り振ることができるということで、ご答弁いただきました。再質問ですが、この体制の計画は、防災交通課だけでなく各業務この受援担当者も参加して、作成したものになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。本受援計画につきましては、各課それぞれに意見を聞きながら、受援体制が滞りなく体制が整うよう、計画を作成したものであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

各受援担当者の意見を聞いて、しっかり取り入れて作成されたということでお伺いいたしました。再質問ですけれども、このあらかじめ必要となるこの業務や人数を見積もって要請しているとのことですが、それぞれの業務について、発災後２４時間、７２時間、１週間といったような段階でも違うと思いますけれども、応援職員の要請人数については、どのようにして、見積もるのでしょうかお伺いしたい。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。要請人数の算定の考え方については、それぞれの業務に必要となる職員数から、発災時に動員できる職員数を差し引いて、応援の要請人数を見積

もることとしております。例えば、避難所運営では開設する避難所の数に１避難所あたりの運営に必要な職員数を掛け合わせて算定いたします。この算定は、実際に動員できる職員数をもとにするものでありますので、職員自身が被災し出勤できない場合も、反映される仕組みとなっております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

実際に参集できない場合もありますので、そういうこともしっかり考えて、見積もるということですけれども、本当に避難所の計画の中に、避難所は運営管理する行政職員数に関しては、受援計画の中に平時より、地域住民の方々と連携し運営体制を定めておくことにより、人数があらかじめ整理されると、計画の中に書かれております。これは、本当にとても大事なことだなというふうに思っております。平時よりあらゆる想定を検討して、町民の皆様と連携した全庁体制での計画が必要だと考えます。

そこで、３番目の質問ですけれども。

○議長（鮫田洋平議長）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　２時０４分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

３番目の質問ですが、石川県七尾市の危機対策課の担当者から伺った極めて深刻な教訓があります。それは、地震発生直後、避難所に住民が殺到したものの、役場職員が参集到着する前だったため、鍵が開いておらず住民が窓ガラスを割って中に大勢の方が避難所に殺到していたという実態です。大規模災害時、富士川町においても、職員自身が被災し道路の寸断等で、指定避難所へすぐに駆けつけられない事態は、容易に想定されます。住民がパニック状態の中、職員が来るまで、避難所が開かない体制では、住民の命を守ることはできません。そこで、能登七尾市の教訓を踏まえ、本町では、地域防災の核となる人材を育成するための地域防災リーダー養成講座を終了した方々に対し、講座終了後のフォローアップとして、町の総合防災訓練や避難所開設訓練等に参加していただき、災害時に職員がいなくても、一時避難所を自主開設できる体制を整えるとともに、外部からの応援職員が到着した際には、町

職員の受援を強力にサポートする存在、行政と住民のパイプ役として活躍していただけるよう訓練に参加していただいてはいかがでしょうか見解をお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。町では、防災リーダーの育成研修を実施するなど地域の防災力の向上に取り組んできたところであります。大規模災害時には、被災者への職員の対応が間に合わないことも想定されますので、地域に根付いた防災リーダーの活躍が重要であると考えております。

こうしたことから、防災リーダーの皆様には町の避難所開設訓練などにご参加いただき、災害時の町職員との連携について確認できる機会を設けたいと考えております。以上となります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

町の避難所開設訓練などへの参加をということで、ご答弁いただきました。ぜひとも地域防災リーダーの皆様には、町の防災対策にとって、本当に大変貴重な人材であり、町の人的財産であります。前向きなご答弁いただきましたので、すぐにでも実施できるよう、ぜひ１０月４日の開催予定の町の総合防災訓練に、ぜひご参加を呼びかけていただきたいと思います。職員が到着するまでの間、あるいは外部からの応援がスムーズに受け入れるためのこの地域の即戦力としてご活躍いただけるようこのステップアップの機会として、体制づくりを本当に急なことでありますけれども、ぜひ体制づくりをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、４番目の質問ですが、実際に、他県や他自治体から来た応援職員を現場の即戦力として動かすためのツールについて伺います。応援職員は、富士川町の地理もわからなければ、町の庁内システムや業務手順もわかりません。応援職員が到着して、すぐに戸惑うことなく動けるよう、また、今ご答弁であった地域防災リーダーとの連携をスムーズにするためにも、ただ計画書があるだけではなく、各業務、避難所運営、物資配分、罹災証明発行などのあの受け継ぎ用チェックリストや簡易マニュアルが、あらかじめ用意されている必要があります。これら現場レベルでの手引き書の整備状況についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。本町では、現在、受援計画の中で応援職員の受け入れにあたり、業務ごとの受け入れ手順などを整理しているところであります。一方で、応援職員が現場で円滑に業務を受け継ぐためには、避難所運営や物資配分、罹災証明書の発行といった業務ごとにより具体的な手引き書を整えておくことも、１つの方法であると考えております。

こうした中、過去に発生した東日本大震災や能登半島地震や今回の熊本地震から得られる教訓は、参考になるものと考えております。

町といたしましては、こうした知見や他の自治体の取り組み状況も踏まえ、現場で活用する手引書について、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

応援職員がすぐに業務に就けるよう、今後、各課が担当する業務ごとに、応援職員向けの簡易手順書の作成、アップデートを進めていただきたいと思います。いろんな東日本や能登、熊本なども参考にしていただけるということですので、ぜひよろしくお願いをいたします。七尾市の危機対策課の方のお話では、当時の状況は、市役所への電話や訪問者が後を絶たず、３日間は電話の前から離れられなかったと、発災後１週間は机で座ったまま寝て電話が鳴ると、何時でも対応したそうです。発災後、１週間は、夜中もデスクで電話応対などで、不眠不休の対応に当たっていたため、横になって眠れなかったこと、思うように対応ができなかったことがつらかったとおっしゃっておりました。自治体職員の負担軽減のためにも、いかに受援体制が整っていることが大事かと痛感をいたしました。ぜひともよろしくお願いいたします。

５番目の質問ですが、応援職員の衣食住、通信の確保についてです。見落とされがちなのが、応援に来てくれた職員の滞在拠点、宿泊場所や、寝泊まりするスペース、食事、水、そして業務に使う通信環境や車両の駐車スペースが確保されていなければ、応援職員自身が活動できなくなってしまいます。これらのスペースや備蓄をどのように想定しているのかをお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。大規模災害時の応援職員の滞在拠点につきましては、役場庁舎や公共施設の空きスペースを活用し、不足する場合は、被災していない近隣市町村の宿泊施設の活用も想定しております。また、食事や水につきましては、備蓄物資で対応するほか、通信環境や車両の駐車スペースは、災害対策本部を置く役場庁舎の設備や敷地を活用することを想定しております。以上でございます

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

令和６年の能登半島地震では、応援職員の執務スペースやネットワーク環境などが本当に課題になりました。国は執務スペースの確保手順や宿泊可能施設のリスト化などを受援計画に位置づけるよう求めております。再質問ですけれども、応援職員の宿泊場所について、平時から利用可能な施設は、リスト化をしているのでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。応援職員の宿泊先につきましては、災害の状況により大きく変わることが想定されます。

こうしたことから、特定の宿泊施設を現時点ではリスト化等はしておりません。しかし、緊急時に近隣にどのような宿泊施設があり連絡先はどこかなどのリストは必要であると考えております。

こうしたことから、今後リストについても整備していきたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

災害時にも実際に使用できるか、リスト化して定期的に確認をしていただきたいと思います。応援職員の受け入れが混乱すると行政内部だけの問題では済みません。窓口業務、被害調査、証明書交付相談対応が遅れ町民を待たせることになります。そのため、設備の有無だけでなく応援職員が到着してから速やかに住民対応が開始できるよう、時間も想定しながら取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

次に６番目の質問ですが、本町が締結している自治体間の災害時相互応援協定では、災害業務要請方法、連絡窓口、費用負担などが明確になっているかお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。町では、災害時相互応援協定を多くの自治体や民間事業者と締結し、その内容を町の地域防災計画に位置づけているところであります。中でも、東京都町田市、茨城県大洗町、長野県松川村といった遠隔地の自治体とも協定を結び広域的な連携を図っているところであります。これらの協定では、応援の対象となる業務や要請の方法、連絡窓口、費用の負担などについて定めているところであります。このため、協定の内容が実際の災害時に有効に活用されるよう平時から協定先と連絡を深めていくことが重要であると認識しております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

本町が締結している自治体は、県内の１２市町村と県外の東京都町田市、茨城県大洗町、長野県松川村この３市町村と災害時相互応援協定を締結しております。相互応援協定は締結しているだけにしない取り組みとして、協定自治体がある場合でも災害時に相手も被災していたり、派遣可能人数が限られたりすることがあります。内閣府の令和７年改定手引では、災害時応援協定が実際に機能するよう平時から点検すべき項目が追加されております。再質問ですが被害状況が完全に判明するまで待っていると応援要請が遅れる可能性があります。そこで、要請方法、連絡として誰がどの時点でどこに要請する手順となっているのか。協定締結後、担当者の連絡先や派遣可能な職種について等、定期的に確認をしているのかお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。本町の受援計画では、町内全体の受援担当者である防災交通課が被害の状況や職員の参集状況を踏まえ、山梨県に応援の必要性を伝え必要となる人数を取りまとめたうえで、町長の承認のもと要請を行うこととしております。議員ご指摘の通り、被害の全容の把握を待っていては対応が遅れる恐れがあります。このため、大規模災害時には、正確な人数の把握が難しい場合でも、その時点で必要と考えられる大まかな人数をもとに、速やかに要請を行うこととしております。次に要請のルートについてであります。県内市町村や全国的な広域応援など大規模な支援につきましては、山梨県が取りまとめ

ることになりますので、峡南地域県民センターを含む県を通じて要請をいたします。一方で、本町が独自に協定を結ぶ東京都町田市、茨城県大洗町、長野県松川村といった遠隔地の自治体とは、個別の連絡体制を整えております。また、この体制につきましては、毎年確認を行い担当者が変わりましても連絡体制が取れるようになっておりますので、こうしたことを使いながら、協定先と直接連絡を取り合って要請することとしております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）。

再質問ですが、夜間とか休日に発生した場合でも、この連絡先と要請手続が機能する状態になっているのでしょうかお伺いします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。こちらの連絡体制におきましては休日夜間においても連絡が取れるような体制をとっているところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

定期的な確認をよろしくお願いをいたします。

７番目の質問ですが、受援計画は防災担当課が保管しているだけでは機能しません。応援要請から、職員配置、業務指示、交代までを訓練する必要があります。協定自治体との情報伝達訓練や応援職員受け入れを想定した訓練の実施を行うべきと考えます。そこで、本町では、１０月に町の総合防災訓練が開催されますが、協定自治体との情報伝達訓練や人的受援訓練も合わせて実施できないかお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。町では協定自治体との訓練として、峡南地域県民センターや県防災危機管理課が実施する訓練において、県の防災行政無線やウェブ会議などを用いた情報伝達の確認を毎年行っているところであります。

こうした中、応援職員の受け入れの手順や協定先との連絡体制を確認する訓練につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

訓練の実施を検討していただけるということですので、ぜひとも、よろしくお願いをいたします。再質問ですが、受援計画の定期的な見直しが必要と考えます。国も受援計画の実効性向上のために、計画策定後の訓練や見直しの取り組みを推奨しています。訓練等で明らかになった課題を受援計画へ反映する、この仕組みがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。受援計画につきましては、本年３月に策定したものであります。

しかしながら、今回の熊本地震や過去に起こった東日本大震災、能登半島地震など災害の知見を生かして随時改定していくことが必要だと考えております。

こうしたことから、必要に応じ計画の見直しは行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

受援計画の本質は、この応援職員を優遇することではなく、応援職員の力を最大限に借りることで､富士川町の住民への支援を１分１秒でも早く停滞させずに届けることにあります。本町の限られた職員数で大規模災害に立ち向かうには、外部からの支援をいかに迅速かつ有効に受け入れるかが不可欠です。災害はいつ起こるか分かりません。本年３月に、せっかく素晴らしい計画を策定されたのですから、これを職員の皆様、そして地域防災リーダーをはじめとする町民の皆様と共有し、生きた計画として常にアップデートしていただくことを強く要望をいたします。応援職員を迷わせない体制をつくること、そして、地域が自主的に動ける体制を平時から作っておくことは、めぐりめぐって、私たちの富士川町の町民一人一人の命を救い、生活を一日も早く再建することに直結します。ぜひ、今後の訓練やマニュアル整備をスピード感を持って進めていただくよう、重ねてお願い申し上げ、１つ目の項目の質問を終わります。

次に２つ目の項目ですが、オストメイトの方のストーマー購入費助成についてお伺いをい

たします。本町に暮らす障害をお持ちの方々、とりわけオストメイトと呼ばれる病気や事故により、おなかにストーマ、人工肛門、人工ぼうこうを造設された方の切実な生活課題についてお伺いをいたします。ストーマ装具は、オストメイトの方々が社会生活を送り尊厳ある日常生活を維持するために一時たりとも欠かすことのできない命の生活必需品です。毎日使用し、定期的に交換し続けなければならないものであり、本人の努力や節約で消費量を減らせる性質のものではありません。本町において、富士川町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、ストーマ装具の購入費用に対する助成が行われております。

しかしながら、現在、この支給基準額が実態に伴っておらず、当事者の大きな経済的負担になっているという悲痛な声が届いています。現在、ストーマ装具の多くは、海外製でありメーカー各社は、ここ数年で何度も値上げを行っています。皮膚保護剤の改良などによる、製品の高度化も進み、実際にオストメイトの方々が必要とする基本的な装具を購入するだけでも、毎月の費用が町の定める基準額を大きく超過しているのが現状です。基準額を超過した分は、全額自己負担となります。課税世帯の１割負担だけでなく、本来負担が軽いはずの非課税世帯や、低所得世帯であっても、基準額を超えた分の値上がり額は、ダイレクトにのしかかっています。これは、障害を持つがゆえに生じる不条理な経済的負担と言わざるをえません。この日常生活用具給付等事業は、国の障がい者総合支援法第７７条に基づく地域生活支援事業であり、その実施主体は、都道府県ではなく他ならぬ富士川町であります。つまり地域の障害者の実態に合わせて、町の判断で支給基準額を独自に引き上げることが可能な制度設計になっています。全国を見渡せば、約８０％以上の自治体が、すでに物価高騰を見据え独自に基準額を月額１万３０００円から１万５０００円規模へと大幅に増額し、当事者の自己負担を減らす先進的な自治体が、つぎつぎと現れています。誰１人取り残さない社会、そしてこの富士川町で安心して、生き生きと暮らし続けられる環境をつくるためには、今こそこの物価高騰の実態に目を向け、財政支援の手を差し伸べるべきではないでしょうか。

そこで、１番目の質問ですが、現在、富士川町において、ストーマ装具の給付を受けている対象者数、および申請者のうち実際の購入額が町の基準額を超過し自己負担が発生している人の割合や実態をどのように把握しているのかお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。ストーマとは、病気や怪我で本来の排泄機能が難しくなったときにお腹に作る排泄の出口になります。ストーマ造設後は皮膚の保護等のため専用装具の利用が必要となります。町では、安心して日常生活を送るために、ストーマ装具の補

助について、支給基準額を定め非課税世帯は全額、課税世帯は１割の自己負担額を除く全額を助成しております。なお基準額を超えた分については、全額自己負担となっております。

こうした中、経済的負担は十分考えられますが、自己負担額につきましては、申請書に記載される金額でしか把握はできず、実態は把握できていない状況にあります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

実際に申請できる金額の分しか申請していないということで、実態は分からないということだということですね。私が伺った話では、本町では、現在消化器系ストーマ器具の基準額が月額８６００円で、これが約３０年間据え置かれたままで、その中、近年の物価高騰により、メーカーの値上げが相次ぎ町内の当事者の方は、装具が１箱１０枚入りで９７００円、剥離剤２５００円、皮膚保護リング３３００円、その他専用の備品が必要ですが、毎月平均１万５５００円以上かかっているとのことです。結果として、本来１割負担であるべき福祉制度において、毎月６９００円、年間約８万円以上もの過大な自己負担を強いられているとのことです。これは、実質４割負担であり、福祉の精神に逆行しているのではないでしょうか。さらに、深刻なのは、買い物のビニール袋を代わりに使ったり、ストーマーを洗って何度も使ったりしている実態もお聞きしております。経済的負担に耐えかね日々の装具の利用回数を限界まで控えているという痛ましい実態があります。排せつ管理に不可欠な装具の節約は、皮膚障害や感染症のリスクを高めるだけでなく、人間の尊厳を深く傷つけるものであります。この命に関わる困窮の実態があることを、ぜひとも分かっていただきたいと思います。

再質問ですが、ぜひともこのデリケートな問題だとは思いますが、アンケート調査などでも実態調査を行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。利用者の購入実態につきましては、必要な方法としましては、申請の手続き等の際にアンケートを実施することも検討できるかと思いますので、今後担当内で検討して進めたいと考えております。以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

ぜひとも、よろしくお願いいたします。

そこで２番目の質問ですが、基準額の見直しの必要性に対する認識についてですけれども、近年の物価高騰、円安に伴う装具の値上げが当事者の家計を圧迫している現状について、町として現在の基準額が現状に即していると考えるのか見解をお伺いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。ストーマ装具は、皮膚の保護や衛生状態を保つために特殊な装具となっており、体に合う製品を継続的に購入しなければなりません。また、近年の物価高騰の影響は、ストーマ装具にも及んでおり、利用者の経済的負担を招いている状況です。しかし、ストーマ装具の購入にかかる実際の金額の把握ができていないため、基準額が現状に即しているか確認できておりません。

こうしたことから、今後はストーマ装具の実態を把握し現状の確認を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

２００６年の障害者自立支援法施行により、国が示してきた基準額の目安は消化器系で月額８８５８円、尿路系で１万１６３９円程度とされて、この山梨県内では甲斐市とか笛吹市、大月市、上野原市、この市が基準額です。しかし、その他の県内の自治体は、わが富士川町でも消化器系が８６００円、尿路系で１万１３００円と、この約３０年間の長きに渡りこの基準額が凍結されたままになっています。是非、近年激しい物価高騰や円安の影響を全く反映しておりませんので、是非ともお願いをしたいと思います。また特に防災対策の観点から言っても、このオストメイトの方のストーマ装具は災害発生時に避難所や町の備蓄からすぐに配給されるものではありません。ストーマ装具は、個々の体型や排せつ物の状態に合わせて、オーダーメードのように選ばれるわけです。代替が利きません。だからこそ、国も当事者に対し、普段から使い慣れたものを多めに購入し自宅や車の中、親戚とローリングストック分散備蓄をすることを強く推進を推奨しております。ぜひ、日々の利用すら控えている当事者に災害の備蓄ができるような余裕が持てるようなそういう配慮をぜひ福祉的要配慮者が災害備蓄を備えられる、そういう実態であることをぜひ防災上もお願いをしたいと思います。

次に、３番目の質問ですが、本事業が町の裁量で決定できる生活支援事業であることを踏まえ、本町のオストメイトの方々が経済的な理由で装具の購入を控え健康を害することのないよう、町独自で支給基準額を増額改定する考えはないかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。オストメイトの方々にとってストーマ装具は、日常生活に必要な用具となっており、適正に使用されないとその方の健康や日常生活に影響を及ぼすことになります。また物価高騰による経済的負担は、日常生活全般で起こっております。

こうしたことから、支給基準額の見直しについては、実態把握や近隣市町村の状況も確認する中で慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

慎重にということでありましたが、ぜひこの本年７月に成立した医療的ケア児支援法の改正は、２０２７年４月施行予定ですけれども、本町でも重症心身障害者への地域生活支援の見直しや予算の組み替えが今後、必ず発生する法の改正になりました。障害福祉計画を見直すこのタイミングとして、ぜひこの長年据え置かれていたストーマ装具を含めたこの物価高騰および医療的ケア児支援法改正に伴う日常生活用具給付等事業の基準額見直しについて、ぜひ検討する時期ではないでしょうか。本当にこの国が７月に医療的ケア児支援法を改正いたしましたので、ぜひこの日常生活用具給付等事業、私は今回オストメイトの方からのお話で今回お話をさせていただきましたけど、この日常生活用具給付等事業の事業自体をぜひ金額を見直す時期に来ていると思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。時間もあれですが、本当に一人一人取り残さない住民福祉の充実こそ大事であると考えます。ぜひ、早急に実態調査を行い、令和９年度の予算編成に向けて、日常生活用具の基準額改定に踏み切るべきと考えます。ぜひご検討をお願いをいたします。日々の命を削り、災害への備えも容易にできない現状に寄り添い、国の財源を正しく配分し、医療的ケア児支援法改正の精神にのっとって、日常生活用具給付事業全体の基準額を時代に合わせて、一括して底上げする時期でもあると考えます。最後に、山梨県内に前例がないわけでありますけれども、だからこそ、この富士川町で、山梨県で最初の誰１人取り残さない防災と福祉の先進の町として、名乗りを上げるべきではないでしょうか。ぜひとも町長の英断を望みます。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告６番　９番　小林有紀子議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告７番　５番　深澤一幸議員の一般質問を行います。

５番　深澤一幸議員

○５番議員（深澤一幸議員）

それでは、通告どおり防災に関する質問を３つ含む計４つについて質問します。近年、各地で大きな地震が相次いで発生しており、いつどこで大規模な地震が発生してもおかしくない状況です。南海トラフ地震を心配している中、６月２６日には、山梨県東部富士五湖を震源とした地震が起き、富士川町も震度５弱を記録しました。また、７月２８日には、震度７を記録した熊本地震が発生しました。画面を通して見る限り、日常はすぐには戻らないということを痛切に感じました。ライフラインを強化することは、生命に関わる重大な問題と考えることから質問していきます。

質問事項１、災害時生活用水協力井戸のさらなる普及に向けて、令和６年３月第１回定例会において、大地震において水道施設が全く使えないという現実があり、生活用水の確保をどのように考えているのかを質問しました。その時の答弁では、トイレや洗濯等に使用する水については、雨水タンクの設置や井戸水を利用することが生活用水の確保だと考えられ、家庭の井戸を災害発生時に活用できるよう災害時生活用水協力井戸としての登録制度を実施していきたいと答弁していただきました。２度目は令和７年９月定例会において、マップを作成するまでの件数には至っていないので、今後、協力者を増やす考えはありますかという質問をしています。今回が３度目です。しつこいと思われるかもしれませんが、大事なことだと思っております。町のホームページによるお知らせ、特に広報誌には令和６年７月号、令和７年７月号、令和８年には、２月号、６月号と１つの事案について、４回も掲載され当局の意欲の高さが感じ取られました。

しかしながら、結果として数字が上がってきておりません。さぞかし歯がゆい思いをしているのではないでしょうか。

１番目の質問です。災害時生活用水協力井戸の登録件数が増えない現状をどのように考えているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。災害時生活用水協力井戸につきましては、現在１１軒の

ご登録をいただいており、広報紙への掲載やホームページによる周知を継続して実施しているところであります。また、登録時には町の負担で水質検査を実施するとともに協力井戸であることを示す看板を設置し、周知を行っているところであります。登録件数につきましては、伸びていない状況にあることから、引き続きより多くの皆様にご登録いただけるよう広く周知していくほか、所有者に登録していただけるようお願いをしてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

次の質問に移ります。井戸を持っているお宅に伺った時は、偶然に見つけたお宅の方にこの制度の話をしましたが、停電時にはポンプが動かないので使用できない。確かにそういうことですね。電気がなく、稼働できないのに登録することは難しいという話でした。昭和町の登録要件は、手動式ポンプであること、または自噴している井戸があることとなっていて、約３０軒ほどが登録されているそうです。地理的な要因はあると思いますが、富士川町では手動式ポンプ、自噴は少なくほとんどが電動ポンプで汲み上げている状況だと思います。

２番目の質問です。停電時の電源確保のためにポータブル電源発電機などの購入補助制度を新設する考えはあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただいまのご質問にお答えいたします。災害時生活用水協力井戸につきましては、その多くが議員ご指摘の通りですねえ、電動ポンプを使用していることから、停電時には水をくみ上げることができず、せっかくの井戸が活用できない状況となっております。

このため、停電時の電源確保において、ポータブル電源や発電機などは必要な設備であります。災害への備えを後押しする観点から、補助制度の導入は有効なものであると考えております。私が常日ごろ食料の自給率を上げていきたい。そして電力の自給率ですね。食料とエネルギーと水っていうのは、災害時必要だから、普段から上げていこうという取り組みをしようということで、掛け声をかけておるところでございます。

こうしたことから、町としましても制度の導入が可能か積極的に検討してまいりたいというふうに思います。以上となります。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

ぜひご検討のほどよろしくお願い致します。

次の質問に入ります。１の質問の時にもお話ししましたが、広報、LINE などで募集しても思うように数が増えていないんですね。登録時には水質検査の費用を出しますと情報提供しても大きな効果にもなっていない状況です。前回マップを作成するまでの軒数に至っていないという答弁がありました。目標は何軒かはわかりませんが、地区と氏名を公表することによって、井戸を持っていらっしゃる方に誰が登録しているのかと興味を持ってもらいながら、この制度を理解してもらうことも、募集の周知とはなるのではないでしょうか。

３番目の質問です。町民への周知及び理解を深めるためにも登録者のマップを作成できないか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただ今の質問にお答えします。災害時に協力井戸を活用していただくためには、あらかじめその位置をお知らせしておくことが重要であると考えております。

こうしたことから、今回登録井戸が一定数集まりましたので、井戸の位置が分かるマップを作成し、町のホームページに掲載してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

今パネルを提示させていただきました。先ほど登録井戸のお話は、先ほど来からしてるんですけれども掲示物ということで、標識についてのお話をさせてもらいます。現物がないので、印刷したものをパネルにしました。昭和町のサイズは、１５センチの３５センチ、中央市は２０センチの４０センチです。材質は、耐久性のあるプラスチックや塗料を使用しているとのことです。それとですね、私が今ここで手にしているのはですね、これは甲府市のものです。サイズはですね８センチの３０センチです。それと同じ、このパネルの左側にあるのが、富士川町の標識です。登録していただいているお宅のガラス戸に貼ってあるものです。同じ趣旨のもとに作成されていますが、具体的なサイズは別としてこのサンプルのようなですね、このくらいの標識はほしいものですね。ぜひ参考にしてもらえれば、ありがたいと思っております。

それでは、質問事項２、災害時の電源確保について質問します。まず、パネルをご覧くだ

さい。あの先ほどのと同じパネルです。上の方のポータブル電源の写真なんですけども、このポータブル電源をですね、使っている町民の方のものなんですけど、かなり年季ったらおかしいですけど、よく使われている方だと思うんですけど、災害時における電源確保は、生活を守るために、非常に重要な問題です。ご承知の通り今の世の中は電気がないと何も動かない、そういう時代になっています。災害時でも、スマホの充電、夜間の照明、給湯器、医療機器の電源、空調などと、普段の生活と同じでなければなりません。

このようなことから、大規模災害による停電が長期化した場合の避難所、家庭における電源の確保は、生命を守る意味でとても大事なことと考えます。

１番目の質問です。避難所及び在宅避難において、非常用の電源確保の重要性をどのように考えているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。近年、自然災害が激甚化頻発化する中、大規模な停電が発生した場合には、避難所及び在宅避難のいずれにおきましても日常生活に大きな影響が生じるものと考えております。

こうした中、町では公共施設に非常用発電設備を備えるとともに、ポータブル発電機を備蓄しているところであります。なお、町の発電機は数に限りがあることから、主に避難所での使用を想定しております。

こうしたことから、在宅避難におきましては、まずは各ご家庭において、日頃から電源を確保していただく自助の取り組みが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

住宅の安全が確保されている場合にはですね、すべての住民が避難所へ避難するのではなく、自宅で最低限の生活を続けられる環境を整えておくことは、避難所への集中を抑え、避難所の過密化を防ぎ居住スペースの確保ができて、本当に必要な人が利用しやすくなるのではと考えます。また、在宅避難のメリットとして、住み慣れた家で過ごすことによる数々のストレスの軽減につながります。在宅避難ができるようになるには、やはり電源が必要です。

２番目の質問です。災害時における一般家庭の電源確保のために、ポータブル電源発電機の購入補助制度を新設する考えがあるのか伺います。先ほどの問いと同じですけれども、先

ほどのは、井戸ポンプの方の電源ということで、今回は普通の家庭の電源をということで質問させてもらっております。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。一般家庭の電源確保のための購入補助制度につきましては、先ほど、町長が災害時生活用水協力井戸に関するご質問でお答えしました補助制度と災害時の対策という点で目的が同じであることから、同様の補助制度として検討してまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

重ねてご検討をお願いいたします。また、ポータブル電源を準備される方は、ソーラーパネルも備えてもらえれば、さらに充実した電源確保になると思います。

○議長（鮫田洋平議長）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩　午後　２時５５分

再開　午後　３時０４分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

それでは、質問事項３、学校体育館の避難所機能強化について質問をしていきます。パネルを見ていただくとわかると思いますけれども、ガスのバルク貯蔵と、それからどんなふうな利用をされているかというのが、一応パネルに表示されています。それでは質問していきます。GHP の燃料として、バルク貯蔵等で保管されているプロパンガスは、空調用燃料だけでなく、災害時の生活支援として、飲食や衛生面のケアに有効活用すべきだと考えます。近年、激甚化する自然災害に対し、温かい食事、入浴、シャワーなどの衛生面でのケアは、極めて重要なことと考えます。

そこで、１の質問です。GHP に用いるプロパンガスを災害時の炊き出しや風呂シャワーの熱源とする考えについて伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。町の GHP 導入施設で使用するガスにつきましては、現時点では、施設の空調を安定して動かすことを最優先として考えております。町では、平成２７年度に山梨県 LP ガス協会、LP ガス峡南地区会と災害時における LP ガスの供給等に関する協定を結んでおり、災害が発生した際には要請により優先的に LP ガスを供給していただくこととなっております。

こうしたことから、災害時には供給いただくガスを活用した炊き出しなどに使用することを考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

再質問です。学校体育館の GHP に用いるプロパンガスについて質問しましたが、体育館には、現在設置されていないということで、町の GHP 施設についての見解を防災交通課の答弁としていただきたいと思っています。町の施設とはこの庁舎を指しているものと考えます。さて、山梨県 LP ガス協会、LP ガス峡南地区会と災害時における LP ガスの供給等に関する協定は、非常に心強いものがあります。やはり地元が頼りになります。しかし、地元とはいえ避難所となる施設に常時設置されているプロパンガスと被災して道路事情も配送員の手配もつくのかわからない状況の時にどちらが安全でスピード感があると思いますか。この庁舎も空調用のプロパンガスがあるのに使わない手はないと思います。空調用ガスを目的外に使用することを前提とした設備にはなっていないということですが、他の自治体では災害対策用として活用しています。改めてお聞きしますが、災害時に供給されるガスを使っていく考え方や災害対策用の設備を増やすことについての考えを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。災害時においては不測の事態が起こる可能性があります。こうしたことから、活用できる設備は多いほうがよいと考えますので、今後の整備においては活用について検討してまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

次の質問に移ります。現在、富士川中学校の体育館は、プロパンガスを燃料にした空調設備工事が行われています。最初の質問に出てきましたGHPガスヒートポンプの略称ですが、電気モーターの代わりにガスエンジンでコンプレッサーを駆動させて冷暖房を行う空調システムです。今でこそ、空調用にも使われているプロパンガスですが、もともとは調理や風呂シャワーなどの燃料として使われていたものです。このプロパンガスを非常時に使えるようにすることは、避難所の機能をより高めるものと考えます。

そこで、２の質問です。富士川中学校のガス配管には、災害時に利用可能になる配管およびガス栓などは設置されるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川中学校のガス配管の当初の設計では、富士川中学校体育館には、災害時に利用できるガス管及びガス栓などは設置されておりません。

こうした中、令和８年の熊本地震を受け緊急的な対応として、配管の一部にT字管を取り付け、今後ガスの分岐ができるよう対策を講じたところでございます。T字管自体には、ガス栓は設置されていないため、今後、実際に使用する際には、別途の接続工事などが必要となる状況です。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

再質問です。この夏の熊本地震を受けガスの分岐工事ができるような対策を講じられたとのことですが、そうであるならば、実際にガスが使用できるようガス栓の設置工事を実施する予定はありますか。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口和仁教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

ただいまのご質問にお答えいたします。ガス栓の設置工事につきましては、災害時の機能強化につながるものと認識しております。

こうしたことから、議員ご指摘の通り、実際にガスが使用できるよう工事を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

後付けでもですね、ガス栓は取り付けられます。ガス栓ごと避難所の規模に応じて個数をぜひ設置するようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。富士川中学校には、災害時に使用できるガス栓等の設備は計画されていなかったようですが、これから設置が計画される避難所となる体育館について質問します。町内の学校３校の空調設備工事設計業務委託の入札が行われる予定ですが、災害時に利用可能になる配管及びガス栓などの設備は、取り入れる予定があるかどうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。GHP 空調機器の導入にあたりまして、避難所の環境を整えるため、空調を安定して動かすことを最優先と考えています。災害時に利用可能になる配管及びガス栓などの設備につきましては、今後の設計業務の中で検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

空調が最優先ということですが、煮炊きや給湯が可能な設備になるように検討をしてもらうことを再度申し上げます。災害時に避難所となる体育館の機能を劇的に向上させる魅力的なインフラになります。パネルでも示していますが、災害対応型バルクというものもあります。いろいろな角度から御検討をしていただき、より有効な設備になることを期待しております。以上で質問事項３、学校体育館の避難所機能強化についての質問は終わります。

それでは、最後の質問項目になります。質問事項４、申請が必要な給付金の受給率１００％達成に向けた対策について質問していきます。給付金の申請には必要な書類があります。書類を揃えることが苦手であったり通知を確認できなかったりして、給付されない人を１人でも多く減らすために質問します。今回この質問をするいきさつについて、少しお話をさせていただきます。あとで、給付事業の内容についてお話をしますが、今年３月末ごろですね。知り合いの町民から申請すれば、町からお金がもらえるということだが、書類を出すのに、コピーをしなければならんじゃんね、お年寄りで山間部に住んでいる人は、コピーなんかで

きなくて困ると思うよ、というようなことをおっしゃっていました。車の免許がなく、移動もままならない高齢者の方、大事な書類なのかもわからずにそのまま放置した方もいたのではないでしょうか。話の内容を聞けば、確かにいろいろなことが重なって、給付されなかった人もいたかもしれません。物価高騰対応特別定額給付金給付事業は、２０２６年１月１日現在、富士川町の住民基本台帳に登録されているすべての町民が対象でした。２月２０日から、申請書類を順次発送し、申請期限が５月３１日で締め切られました。１万４０００円を給付するものです。世帯主の銀行口座の情報を記載し、通帳の写し、本人確認書類の写しを添付の上、返信封筒で提出してくださいというものでした。給付率は９８．１８％で、約２５０人ほどが受給されていないという話を聞きました。

そこで、１番目の質問です。申請が必要な給付金が１００％町民に届けられない状況について、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。物価高騰対応特別定額給付金につきましては、対象となる６２５５世帯１万３６７１人のうち、給付を受けなかった方が１９５世帯２４８人おり、給付率は９８．１８％でした。申請の受け付けにあたっては、町として１００％町民に届けられることを目指し、申請が困難であると見込まれる特別養護老人ホームや障害者施設の入所者につきましては、あらかじめ施設へ連絡を行い、また、生活保護受給者やDV等避難者、里親制度を利用されている世帯につきましては、担当課から個別に連絡を取るなど、きめ細やかな対応を努めてまいりました。

こうした中、申請をされなかった背景には、失念された場合や書類が苦手で通知の開封や内容確認をされていない場合、通知は受けているものの生活実態が伴わない場合、受け取りたくない、必要ないという方という考えが内包されている場合などが想定されるところであります。また、７５歳以上の高齢者１人世帯が一定数あったことも分析によって判明したところであります。今後は、こうした分析結果を受け１００％給付できるよう研究検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

それでは、２番目の質問に移ります。５月の連休明けに再度案内を送付した結果の手応えについて伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。再度の通知につきましては、申請をされていない９８６世帯に対しまして、申請の締め切りが５月末であることを明確にお示しし郵送いたしました。その結果７９３世帯、割合にして、約８０．４％の世帯から、新たに申請をいただいたところであります。

こうしたことから、期限を改めて明示してお知らせしたことは、申請をお忘れであった世帯や手続きを後回しにされていた世帯の掘り起こしにつながり、一定の効果があったものと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

３番目の質問になります。封筒や通知などを分かりやすいデザインにすることや目立つ色などで、ほかの郵便物と区別することは有効だと思いますが考えをお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。封筒や通知をわかりやすいデザインや目立つ色で、他の郵便物と区別することは、開封や内容確認を促す上で有効であると考えております。

こうした中、封筒の色やデザインを変更する場合には、印刷にかかる経費が増すとともに仕様によっては、郵送料が高くなる場合もあります。

こうしたことから、事務費用を最小限に抑制するとともに、町民の皆様より多くの金額を給付できるよう今回の通知は、A4 サイズの封筒の表面に富士川町物価高騰対応特別定額給付金であることを大きく明記し、他の郵便物と区別できるよう努めたところであります。今後も、町民の皆様にわかりやすい封筒や通知を工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

４番目の質問になります。公金受取口座を事前に登録している世帯、個人に対して、申請手続きなしで給付する仕組みを構築することは可能かどうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の給付金の給付は、受給の意思確認を行うとともに誤りなく早く給付できるよう口座情報などの添付を含めた申請に基づいて、給付を行ったものであります。公金受取口座を事前に登録している世帯や個人であっても、給付意思の確認など申請手続きそのものは必要となります。

こうしたことから、今回の給付方法が最善の方法と考えておりますが、今後も受給率１００％に向けて、申請手続きを簡素化する仕組みを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

５番目の質問です。広報紙やホームページだけでなく、回覧板、地域の掲示板など町民が日常で目にする媒体を活用することについての考えを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の給付金の周知方法につきましては、広報紙で給付を実施する旨のお知らせを掲載した後、各世帯宛てに申請通知を郵送いたしました。その後、広報紙に掲載を重ねホームページや町公式 LINE により、給付金の情報発信に努めたところであります。議員のご質問の回覧板、地域の掲示板などの活用につきましては、地域の皆様のご理解とご協力を前提として、活用について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

６番目の質問です。まだ請求していない方のお宅に伺って、まだですか、どうですかという確認するのは、町の皆さん、職員の皆さん、これ大変だと思います。

それでですね、６番目の質問ですけども、福祉保健課、町の職員という形になりますけれ

ども、社会福祉協議会、民生児童委員、ケアマネージャーさんなどと連携して、訪問の際、確認を行ってもらうことは可能かどうか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の給付金におきましては、福祉保健課はもとより、富士川町社会福祉協議会にも協力をいただき、それぞれ関わりのある皆様に対して、声掛けや申請の支援を行ったところであります。

こうした中、民生児童委員やケアマネージャーとの連携につきましては、口座番号などの個人情報を伴う対応は難しいものと考えておりますが、申請を促す声掛けを中心としたご協力をお願いする方法など検討していく必要があると考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

７番目の質問です。来庁される方にもですね、それぞれの各課に用事があって来られる方がいらっしゃると思います。例えば、この何々課というところに来た方にもですね、窓口で、今こういう申請をしていただくと給付金がありますよというような形で、周知のために各課の窓口に給付金のお知らせボードを置くことは可能かどうかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。役場庁舎では、案内サインをわかりやすく整えるとともにデジタルサイネージを活用するなど各課の窓口の掲示物を必要最小限にとどめることで、来庁される皆様にとって、快適でわかりやすい庁舎環境の確保に努めているところであります。

こうしたことから、給付金のお知らせなどにつきましてもデジタルサイネージや町民ギャラリーなど所定の掲示板を活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

今回は、提案型で質問させていただきました。１００％給付というのは、どこの自治体でも、非常に難しい問題だということは、私も承知しております。これからも申請して給付さ

れる事業もあると思います。公正公平でなければならない行政には、思いやりの気持ちを込めて、今後も支給漏れのないように、ご努力をお願いいたしたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告７番　５番　深澤一幸議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告８番　３番　山本和志議員の一般質問を行います。

３番　山本和志議員。

○３番議員（山本和志議員）

３番山本でございます。よろしくお願い致します。初めに、本９月定例議会におきまして、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。今回は公共施設の中長期的な資産経営管理の視点から､町営住宅の維持管理の実施状況および今後の整備検討方針について、さまざまな視点からお伺いをさせていただきます。町では、富士川町公営住宅等長寿命化計画におきまして、これは令和４年３月時点で改訂版を策定されております。この改訂版では、本町における町営住宅等の適切なマネジメントを実施するということと、長寿命化に資する予防保全的な維持管理を改善事業が計画的に実施することで、町営住宅の適切な更新ならびにライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として、これは、まさに公共施設としての資産経営管理の視点から策定がされております。なお、内容を拝見しますと、改定時点での保有する町営の各住宅団地。これは、各住棟ごとの経年劣化の状態に応じて、丁寧な現地調査を実施した上で改定時点での中長期的な視点から、各団地ごとに用途廃止または長寿命化による計画的な維持修繕による今後の事業方針として、詳しく整理をされておりました。今回の一般質問においては、この富士川町公営住宅等長寿命化計画令和４年３月改定版以下、長寿命化計画改定版と発言をさせていただきますが、この改訂版の対象とする町営住宅において、管理運営がすでに丸４年が経過しまして、５年目に当たるところから、改めてこの町営住宅等の維持管理の現状とその改定策定された長寿命化計画の実施状況、あわせて今後の整備方針等について確認をさせていただきます。前置き少し長くなりましたが、これより通告に従いまして、６点の質問を順次お伺いいたします。長寿命化計画の確実な実施を図るために、予防保全の観点から日頃の日常点検ならびに法令点検等は重要な役割を担っております。

そこで､（１）の質問として､管理者としての日常点検と法令点検これは建築基準法並びに､消防法また水道法等ございますが、これの各実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。町営住宅の維持管理につきましては、住宅の安全性や居住環境を確保するため、日常的な管理に加え関係法令に基づく点検を実施しております。日常点検につきましては、町職員による巡回や入居者からの相談、修繕要望などを通じて、建物や設備の状況を把握し、必要に応じて対応しております。また、建築基準法第１２条に基づく特定建築物定期調査を梅林第４団地で実施しているほか、その他の団地におきましても消防法、水道法に基づき、必要となる点検を関係する設備や施設の状況に応じて実施し、指摘事項がある場合には、必要な改善を行っております。

こうしたことから、今後も入居者の安全確保を最優先に日常点検及び法令に基づく点検を適切に実施し、予防保全の考え方に基づき町営住宅の安全確保と適切な維持管理に努めてまいります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員。

○３番議員（山本和志議員）

当局で行った日常点検ならびに法令点検の各状況については、今答弁のとおり確認することができました。なお、日常点検の際に都度気づいた劣化状況については、可能な範囲で早期に処置することを努めていただきたいと思っておりました。例えば、屋根屋上の点検時に、屋上防水シート施工部に対して雑草とかですね苔等があれば、これは湿潤状態。これは湿っているということに当たることが想定されますので、これは、屋上部の排水性が確保できていないということにつながります。経年劣化した防水層は、部分的に浮きやジョイント部分の剥離などが想定されまして、思いがけない部分的な漏水等につながりかねないということから、丁寧に除去をするとまたは排水ドレイン周りの目詰まりの状態。これは、早期に改善をすることで、日常点検の際にですね。ぜひ合わせて心がけをいただければ幸いだと思います。

次に、（２）の質問について伺います。長寿命化計画改訂版によりますと、各住宅のストックの状況把握と日常点検および定期点検を行い、これらに基づく修繕の実施を行う。その際に、管理する住宅等の整備管理データのこれは、各住棟単位で整理することとされております。点検結果や経年劣化の状況をどのようにデータを管理し、なおどの基準で優先順位をつけて修繕を行っているのか、これらの具体的な判断基準についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。点検結果や修繕履歴につきましては、団地住棟ごとに状況を把握するため、点検日、点検内容、不具合の状況、修繕内容、実施時期などを住宅管理システムに記録し、維持管理に活用しております。修繕の優先順位につきましては、入居者の安全性を最優先に建物の機能や、住居環境への影響が大きいものまた、放置することで劣化が進行し、将来的な修繕費用の増加につながるものなどを考慮し、緊急性や必要性を踏まえて判断しております。また、計画上の修繕につきましても建物の状況や劣化状況に加え、町全体の財政状況や他の事業との優先順位などを踏まえ、実施時期を判断しております。

こうしたことから、今後も点検結果や修繕履歴などの情報を適切に管理活用し、各住宅の状態を的確に把握するとともに、予防保全の考え方に基づく、計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員。

○３番議員（山本和志議員）

当局の考え方、それからその実施方針、各データベースの管理ならびに優先順位の判断の基準等について、現状を把握することができました。なお、答弁いただいたとおり点検結果やこれ過去の修繕履歴等の情報をですね、一元的に情報管理をし、かつ予防保全の観点から、より計画的な維持管理に引き続き、努めていただきたいと思います。なお、緊急度を部位ごとに判断をして、当初設定の通り修繕を進める。その都度適切に進め判断をするということでございます。なお、これらの管理情報と判断基準に基づいた根拠資料により、確実な予算の確保を行う必要があるということです。なお、これらの手順を踏んだ予算は確保される必要があるということ。これは、資産経営管理の視点からいってもですね、重要なポイントであると、こういうふうに考えております。

次に（３）の質問について伺います。長寿命化計画改訂版において、策定時からの各住宅の日常点検結果や法令点検結果に基づいた経年劣化に伴う維持管理修繕のうち、主要な修繕工事について、令和４年度から令和７年度までの直近４か年に実施された具体的な修繕の内容についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。直近４年間につきましては、各団地の点検結果や入居者からの修繕要望などを踏まえ、必要な修繕を実施しております。特に、中高層耐火の５団地の主な修繕内容につきましては、給湯器取り替え修繕、床の張り替えなどの室内修繕、共用部照明取り替え修繕などとなっております。これらにつきましては、建物の設備や状態、修繕の緊急性、入居者への影響などを考慮し、必要性の高いものから実施したものであります。

こうしたことから、今後も建物の状態や修繕の緊急性などを確認しながら、計画的な維持管理を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員。

○３番議員（山本和志議員）

直近の令和４年度から７年度まで実施された状況につきましては、今報告があった通りというところでございます。今の答弁報告によって、共有することができました。ただし、今の答弁によりますと、長寿命化計画の改訂版において、策定された中期の修繕計画に照らしてみますと、必ずしも計画通りに進行していないということも分かります。この改訂版の策定時の関係資料内を拝見する中で、すでに各住宅団地の棟別の長寿命化を図るにあたり、改定の計画期間のその時点で１０年間で実施すべきというところで、各修繕の各事項につきまして明示化され、これは令和３年度末の策定時点で、必要な概算額も各年のことに示されております。具体的な計画としては、令和４年度から順次修繕に着手すべきとして、まずは梅林第４住宅の屋上部の屋根および露出シート防水層における経年劣化に伴う劣化ならびに外壁部の一部に、これは鉄筋の露出がもう見られるということなどから、すでにそれぞれの経年による劣化これはもう進行しておりまして、令和４年度の修繕が必要な事案として、もう具体的な提案がされておりました。なお、同改訂版の計画によりますと、これに引き続きまして、令和５年度計画事案としては、大久保団地の屋上防水層の修理が必要なこととして、これは順次計画的に修繕を行う必要があるということとして、具体的な提案報告がなされておりました。ここで、再質問をお願いいたします。確認のためにお伺いします。長寿命化計画の改訂版策定時に優先的に改善をするとして、順位が高く示され、令和４年度の実施予定事案として、すでにもう４年前になりますが、同計画書で示されている梅林第４団地の屋根および屋上防水層ならびに、外壁の経年劣化による修繕は、実施がされているか否かについて改めてお伺いをします。仮に未実施の場合には、その理由について伺います。よろしくお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。梅林第４団地の屋根および屋上防水層ならびに外壁の修繕につきましては、長寿命化計画において令和４年度の実施予定として位置づけられておりますが、現在まで実施しておりません。その理由につきましては大規模な修繕事業であり、町全体の事業計画を踏まえた結果、実施を見送っている状況であります。

こうしたことから、今後は現在の屋根および屋上防水層ならびに外壁の劣化状況や緊急性を改めて確認して、計画的な修繕につなげてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員。

○３番議員（山本和志議員）

再質問におきまして確認おきまして、今の答弁において、共有することができました。長寿命化計画改訂版の策定から、すでに差異が生じているということの共有ができます。確かに具体的に実施するということは、技術的な判断を含めて難易度は高いと考えます。本事例では、いずれも現段階では、当時の現況写真を含めた報告書に基づいたものであるということとはいえ、先ほどから答弁を求めた。すでに今回答弁をいただいたとおり、自らがその後も日常点検ならびに法令点検を実施して、十分把握をしているということでした。さらに、具体化するためには、毎年の点検結果に基づいて、例えば専門事業者等と一緒に劣化状況やその修繕のその範囲をですね、特定するための現地の確認をある程度詳細にする必要がございます。その上で、さらにですね、その現地確認をして詳細に確認をする。そして、予算精度をやはり上げていくということが必要になります。その上で予算を確保しながら、これらの修繕工事の実施に向けて、設計委託や具体の修繕工事をこれは長寿命化計画の判断のもとに、順次計画的に推進する必要があると考えます。なお、昨年度、令和７年度に実施された建築基準法第１２条の定期報告書を別途閲覧をさせていただきました。当然ながら、梅林第４団地における建築工事の確認において、屋上部、外壁部の指摘事項として報告がなされております。それがそのまま、点検結果として、県に報告がなされているというものでございます。今回ですね、あの先の１から３の並びに再質問も含めて確認によりまして、順次具体の事例をもとに振り返り、自らが４年前に策定した長寿命化計画これ改訂版について、その日常点検から情報管理の各段階ごとに、その実施状況を含めて確認をさせていただいたところでございます。あわせて、今回これまで相互に共有できたというところでございます。町では、町営住宅において公共施設の中長期的な公共施設等の経営管理の視点から、令和４年

３月末時点で、長寿命化計画の改訂版を策定されており、適切な維持修繕は、所定の期限内にやはり行われるべきと望まれるというところと考えます。今後は、当該年度に限らず、当面１０か年をめどとして、集中的な予算の確保を念頭に置いて財政担当を含めたこれは、庁舎内部での共有化を図り修繕の必要なものについては、やはり計画的にかつ所定の期限内において進める必要がありかと思います。自らが策定した改定版の長寿命化計画、所定の期限内をもとに、着実に実施していくための体制の確保について、重ねてお願いをいたします。

次に、（４）の質問についてお伺いします。各住宅団地ごとに、空き室の現況について調べてみました。今回の一般質問に当たり、担当課からの事前ヒアリングによりまして、経年劣化等の計画修正を図りながら、維持管理する団地につきましては、管理戸数１１８戸に対して、入居戸数は７９戸、これらの令和８年の３月の末時点現在のものでございますが、その入居率は６７％程度であり、空き室率は３３％の程度になるようです。また、各団地ごとに見ていますと、空き室の現況として、大久保団地が９戸、若宮団地これらは特高賃部門を含めてございますが９戸、梅林第２団地が６戸、梅林第３団地が１１戸、梅林第４団地が４戸として、それぞれ各団地ごとの現況において、それぞれ空き室がある意味慢性的に見られるということでございました。これらの状況から、経年劣化等の計画修正を図り、維持管理する大久保それから特高賃を含む若宮、それから、梅林の第２から第４、この５団地の空き家の活用方法についての検討策について、お伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えします。中層耐火建築の５団地の空き室につきましては、町営住宅として有効に活用していくことが重要でありますが、住宅によっては、修繕に要する費用が大きくなるものや建物自体の老朽化が進んでいるものもあります。

こうしたことから、今後団地の管理方針、修繕費、住宅の状態、入居需要などを総合的に判断する中で、子育て世代の定住促進を図るため、子育て世代に向けた団地のリノベーションなどについて、先進地の事例なども参考に、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員。

○３番議員（山本和志議員）

空き室に対する当局の考え方について、共有することができました。なお、町では山梨県との連携施策として、県営住宅に採用された、これは同一年度のたしか令和７年度でござい

ますけれども、町営住宅においても入居収入基準、これは認定月額の緩和を行いまして、子育て世帯や若者夫婦世帯がより利用できる環境を確保するなどの取り組みについて、これは、すでに導入を図っていただいているということについては、評価がされることと思っております。その上で、今回の質問の機会を通して、さらに現況の各団地ごとに、少し詳細に、これは入居世帯のうちの各団地ごとに、子育て世代の現在の入居の状態をちょっと調べさせていただきました。現況におきましてですが、若宮団地が約１９％、梅林第３団地については約２３％、それから梅林第４団地についてはすでに４２％の世帯が子育て世帯の入居が見られるというところから、これらの団地のうち、どちらかの団地について子育て世代向けの環境下への整備を推進する。例えば、子育て世代への団地化について、遊具やその他、居室内のリノベーションなどの整備も確保しながら、これまでの町の施策を打ち出しながら町独自の展開として、環境整備もあるのではないかなというふうに考えておりました。なお、本質問の趣旨を捉えて、山梨県との連携政策に加えまして、富士川町独自の施策として、これらの町営住宅において、まずはこれはご存知の通り、平成１９年に施行された住宅確保要配慮に対する、賃貸住宅の供給の促進に関する法律。これは、いわゆる住宅セーフティネット法でございます。これにおいては、公営住宅において低所得者以外に高齢者ならびに障害者あるいは子育て世帯が安心して暮らせる住まいとして、中核的な役割を果たすということも位置づけられております。この趣旨に基づいた視点と合わせて、さらにそれぞれの各団地の特性を踏まえて考えてみますと、例えばですが、１点目、後日ご提案している子育て世帯への取り組み、２点目、高齢者、障害者の人への入居への取り組み、それから３点目、これは町外県外からの移住者の入居への取り組み。さらには４点目、集会所を利用したひとり親、子ども食堂や高齢者食堂としての場の提供とこのような町のその施策の展開の場所として、公営住宅としての町営住宅の空き室を含めた、より有効的な活用方法ですね。以上の４軸を主軸に検討できないものなのかということは考えてございました。なお、答弁でも触れられておりましたが、県内では、大月市の市営住宅におきまして、人口減対策として、これは試験的にですが、子育て世帯の要望に沿った、まずは３戸のリノベーションを計画されているという事例も公表されておりました。今回の質問の機会を捉えて、より幅広な町独自の独自性のある、空き室等の検討策について、引き続き検討をいただければ、幸いだと思います。

次に、（５）の質問について伺います。これまでの質問とは別な視点から考えてみますと、経年劣化等の計画修繕を図りながら、維持管理する団地のうち特に浸水想定区域内に立地する団地については、残された耐用年数とこれからの長寿命化による計画的な修繕に基づく、財政投資に対応する費用とその費用対効果を勘案しながらも、やはり昨今の自然現象に伴うリスクから町民の生命財産、あるいはこういう財産の管理の側面からも、例えばすでに浸水

想定区域内にある町営住宅団地を移転促進区域として位置づけ、住宅を集団的に安定的区域に移転、再配置整備するということなどの検討も、これはむしろそう遠くない、中期的な視点から検討の必要があるのではないかと考えております。そこで、浸水想定区域内に立地する団地、若宮それから、梅林の第２から第４の今後の中長期的な整備の方針についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。浸水想定区域内に立地しています４団地の今後の維持管理につきましては、建物の老朽化だけでなく、防災減災の観点も踏まえて対応していく必要があると認識しております。現在の長寿命化計画では、これらの団地は長寿命化を図りながら、維持管理する団地として位置づけております。一方で、将来的には、建物の残存耐用年数や修繕費、浸水リスク、入居需要、建て替えや移転に必要となる費用など、さまざまな要素を総合的に踏まえる必要があります。

こうしたことから、今後の長寿命化計画の見直しにおいては、建物の状態や社会情勢などを踏まえながら建て替え、集約、譲渡売買などを含めた将来的な団地のあり方について、必要な情報収集や調査研究を行ってまいります。また、国などの財政支援制度につきましても、情報収集を行い活用可能な制度について把握してまいります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員。

○３番議員（山本和志議員）

今後の中長期的な整備計画におきまして、社会情勢を踏まえながら、建て替えや集約等を含めた将来的な住宅団地のあり方についての方針につきまして、当局の現段階での考え方として、一歩前向きな調査研究をいただけることについて、共有することができました。今回の本質問の機会を捉えまして、昨今の自然現象に伴う低地での浸水想定区域内に立地する町営住宅団地を含めた、この地区のリスクから、町民の生命財産あるいは公有財産の適切な管理の側面から、引き続き具体的な検討をいただきたいということでございます。なお、より安全な立地候補地区での建て替えや、あるいは移転再整備等の施設整備計画の検討にあたっては、今回話題とさせていただいた住宅セーフティネットの趣旨に基づいた子育て世代などの住宅確保の配慮を必要とする整備検討の視点と合わせまして、定住促進等の町の施策にも対応したより幅広な検討が望まれることと考えておりました。また、国の財政支援の補助事業の１つとしては、現行では、国土交通省の都市局が所管をされている防災集団移転促進事

業等の補助事業が存在をいたします。これらの国の財政事業の移転整備の基本的な方針等の検討の際には、必要に応じてご協力をさせていただければ幸いだと考えます。

最後に、（６）の質問についてお伺いをいたします。先の質問とは、さらに視点を変えて、用途廃止が計画をされている。１１団地の既存木造住宅に関しては、長寿命化計画改訂版において、すでに耐用年数、木造４０年を経過し、かつ新耐震基準法の施行以前の建築物については、建築物としての現行の耐震性の基準を満たしておらず、存在する住宅であるということです。このままの状態で利用している状態は、これも、町民の身体生命の安全性の確保を念頭において考えた場合に、やはり適切な事前対策を考えておく必要があると考えておりました。先ほどから出ておりますが、直近の令和８年熊本地震令和８年７月２８日発生したものですが、宇城市および氷川町で震度７を観測し、新耐震法以前の住宅等につきましては、全壊と相当数の被害を受けたところでございます。なお、山梨県内でも、直近の令和８年６月２６日に発生した山梨県東部富士五湖地震時には、富士河口湖町で震度６弱、大月市で震度５強ということを観測するなど、比較的大規模な地震が続いております。日本全土において、どの地域においても、大地震は発生し得るというところから、改めて事前対応策の１つとして捉え、これらの趣旨から用途廃止を計画されている１１団地の既存住宅の管理状況について伺うものです。なお、国有地の借地などの管理経費等の軽減の視点からも、早期の返還を含めての検討が望まれるというふうに考えております。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。建物の老朽化や耐用年数、耐震性などを踏まえ町では将来的に用途廃止を計画している団地は１１団地あります。これらの住宅につきましては、現在入居者がいることから、用途廃止までの間も町が管理する住宅として、入居者の安全確保を最優先に建物や設備の状況を日常の管理や入居者からの修繕要望などを通じて把握し、必要な維持管理を行っております。特に、旧耐震基準による住宅や耐用年数を経過した住宅につきましては、建物の現況を適切に把握するとともに、安全性にも十分留意して管理してまいります。なお、空き室につきましては、政策空き家として、新たな入居募集は行わず、順次用途廃止を進めるため、計画的に解体を進めてまいりたいと考えております。また、国有地の借地にある住宅につきましては、建物の解体時期などを踏まえ、土地所有者と協議を行い、適切な時期に土地を返還できるよう進めてまいります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員持ち時間が残りわずかとなっておりますので、簡潔にお願いいたします。

○３番議員（山本和志議員）

既存住宅の管理の状況につきまして、共有することができました。ただし本質問の趣旨で述べた通り、１１団地のそれぞれの状態について、その危険性を把握している管理者の立場として、改めて入居者に対して、少なくとも事前対策の１つとして、適切な注意喚起を含めて、周知これが必要でないかと考えておりました。なお国有地からの借地返還についてもですね、適正な整理をすることとして、引き続き検討よろしくお願いいたします。以上で、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告８番　３番　山本和志議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労様でした。

散会　　午後　４時０７分

令 和 ８ 年

富士川町議会９月定例会

９月　８日

令和８年第３回富士川町議会定例会（３日目）

令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１　議事日程

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　報告第　７号　令和７年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第　３　報告第　８号　富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について
日程第　４　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度富士川町一般会計補正予算（第２号））
日程第　５　議案第４３号　富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第４４号　富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第４５号　令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案第４６号　令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　議案第４７号　令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　議案第４８号　令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第４９号　令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１２　議案第５０号　令和８年度富士川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１３　議案第５１号　令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５２号　令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第５３号　公の施設の指定管理者の指定について
日程第１６　議案第５４号　町内小中学校における１人１台端末の導入業務契約の締結について
日程第１７　認定第　２号　令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算　認定について
日程第１８　認定第　３号　令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について
日程第１９　認定第　４号　令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について
日程第２０　認定第　５号　令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について

２　出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	平　田　桃　子	２番	樋　口　正　彦
３番	山　本　和　志	４番	宇田川　朱　恵
５番	深　澤　一　幸	６番	小　林　和　良
７番	秋　山　　仁	８番	望　月　　眞
９番	小　林　有紀子	１０番	齊　藤　欽　也
１１番	堀　内　春　美	１２番	鮫　田　洋　平

３　欠席議員

な　　し

４　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名　（１９名）

町　　長	望　月　利　樹	副　町　長	早　川　竜　一
教　育　長	樋　口　和　仁	会計管理者	小　林　　恵
政策参事	山　形　謙一郎	政策秘書課長	渡　辺　成　昭
財務課長	井　上　　誠	管財課長	望　月　奈緒美
税務課長	依　田　文　哉	防災交通課長	西　川　修　司
町民生活課長	芦　澤　晶　子	福祉保健課長	小河内　菜　美
子育て支援課長	秋　山　　綾	産業振興課長	小　林　喜　文
土木整備課長	井　上　勝　彦	都市整備課長	杉　田　　進
上下水道課長	齋　木　直　人	教育総務課長	大久保　公　生
生涯学習課長	齋　藤　栄　治		

５　職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	海　野　公　哉
書　　記	井　上　鮎　奈

開会　午前１０時００分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、相互に挨拶を交わします。

起立願います。相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

令和８年第３回富士川町議会定例会３日目の本会議に、議員各位には、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１　諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

なお、認定第２号から第５号の決算認定案件については、本会議の初日に、決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみにとどめてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第　２　報告第　７号　令和７年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告について

日程第　３　報告第　８号　富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について

以上の２案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから、報告第７号及び第８号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番　宇田川朱恵議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

報告第８号について質疑をさせていただきます。まずタブレット１６ページになります。Bの健やかな体の育成になります。その下の課題のところですが、こちらずっと令和６年度から物価高騰により適正な栄養価の献立を維持することが、難しいというようなことが書いてありましたが、令和７年度では、そちらの方が課題の方で書いてなかったのですが、令和７年度では、このような物価高騰の影響は解決できたのかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。令和７年度からは、給食費が完全無償化となりました。無償化となったことから、物価高騰に対応できているということではございませんが、給食費の金額に左右されることなく、食材を購入することができることになったということでございます。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、物価高騰はなくなっていないけれども、給食費の無償化によりということで了解いたしました。

次に同じく報告第８号で、タブレット２０ページになります。こちら、C の家庭や地域、学校の連携による家庭教育幼児教育の充実のところで、概要のところになります。子ども子育て会議を開催し、その中で住民の意見や提言を反映させるとありますが、どのような住民の意見や提言があったのかお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時　６分

再開　午前１０時　７分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

大久保課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在、手持ちの資料がございますので、後刻報告させていただきます。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

ただいま質疑につきまして、執行部より答弁を保留したい旨の申し出がありますので、これを認めます。後ほど準備が整い次第、答弁を求めます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、では後ほどよろしくお願いいたします。

続きまして、タブレット２５ページになります。こちらのICT教育についてになります。令和６年度の評価報告では、ICTの活用が学力向上につながっているか検証する必要があるとありました。令和７年度の課題では、アナログ教育の価値を再評価しと書かれております。このように変化した理由をお聞かせいただきたいんですけれども、令和６年度の検証によって、このような令和７年度の課題になったのかどうか、そのあたりも含めてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。タブレットを使えば、簡単にいろいろな情報が得られる、反面、本で調べるなど、いろいろな工程を経て学んだ時と比べて、知識が身につきにくいとも言われてございます。立体図形の形を求める考え方など適切にアナログの価値を使い分けることが必要ということで、こちらの方の記載をさせていただいたところでございます。以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第７号及び第８号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第４　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度富士川町一般会計補正予算（第２号））

を議題とします。

これから、承認第１０号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番　宇田川朱恵議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、タブレット４４ページになります。４款衛生費、１項保健衛生費、６目環境衛生費

の委託料になります。クビアカツヤカミキリの緊急防除対策事業になります。こちら非常に注目を集めている事業なんですけれども、こちらの具体的な内訳の方を教えてください。お願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質疑にお答えします。内訳ですけれども１本当たり１万５０００円で、町内全体で３５００本を見込んでおりますので､合計で５２５０万円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

この防除の方法なんですけれども、どのような形で行うのでしょうか。例えば、募集をするのであるとか、どこか業者に委託するのであるとか、そのあたりについてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質疑にお答えします。こちらは、緊急性もありましたので富士川町随意契約ガイドラインに則りまして、入札参加資格者名簿の建設工事の造園を有するものと、物品役務の樹木植栽管理を有する者のうち町内の業者を選定いたしました。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、これで終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第１０号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第５　議案第４３号　富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第６　議案第４４号　富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正

する条例について

以上の２議案は、条例改正案件でありますので一括して議題とします。

これから議案第４３号及び第４４号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第４３号及び第４４号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第　７　議案第４５号　令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案第４６号　令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　議案第４７号　令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　議案第４８号　令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第４９号　令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１２　議案第５０号　令和８年度富士川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１３　議案第５１号　令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５２号　令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算（第１号）

以上の８議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第４５号から第５２号までについて質疑を行います。質疑はありませんか。

５番深澤一幸議員

○５番議員（深澤一幸議員）

それでは、議案４５号に関わります質疑を行います。議案書６８ページをご参照ください。２款総務費、７節報奨費２７０万円。 説明では、クリーンファイターズ山梨の応援グッズとして、タオルやベースボールシャツの作成費用として活用しておりますが、それぞれの作成枚数についてお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。作成枚数については、１５００名を動員させたいというような要望でありますので、１５００枚ということで予定をしております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

１５００名動員ということで、１５００枚ということなんですけれども、タオルとベースボールシャツそれぞれということですか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいま質疑にお答えいたします。１５００人動員ですので、集まった金額に応じて、タオル、ベースボールシャツ、T シャツ等になると思われますので、詳細な部分につきましては、予定金額を見ながらクリーンファイターズ山梨の方で定めるというような形で聞き及んでおります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

ただいまの説明ではちょっと申し訳ないんですが、よくわかりません。一応３つ質問を用意しておりましたので、そのことについて聞くのはちょっと難しいので、それはまた後日お聞きします。これはあの販売ということでよろしいですかね。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。販売ではなく配布グッズという形で予定をしております。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

販売でなくて配布ということなんですけれども、それでは配布をするというですね。最終的にはその当日とかに配布という形になるのかなと思いますが、それまでのタイムスケジュールがもし分かりましたら、お教えいただけますか。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤議員、質疑は同一議題につき３回までとなっていて、その前の質疑３回になっていますので。

○５番議員（深澤一幸議員）

すみません。それでは以上で質疑を終了します。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

４番　宇田川朱恵議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。タブレットが６８ページになります。２款総務費、５項企画費、１２節委託料、ラプラプの姉妹都市提携準備業務が、今回補正予算に挙げられておりますけれども、こちらの具体的な内容をお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの費用につきましては、ラプラプ市の事前になります現地調査、担当者との情報交換、それから市長日程確認など、フィリピンのラプラプ市に行って頂く費用と考えております。それで内訳といたしましては、事前に打ち合わせ等で渡航していただく。また、本番の調印式というふうな費用の内訳になっておりまして、通訳または委託会社の職員さんが行く渡航費用３回２名で合わせる部分。それから、現地の情報を事前に入手いただくもの。それから両市町の紹介資料というような形で、英語版のものでの作成費用だったり、当日の調印式に関わる進行、通訳まで含めていただいておる費用となっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、調印式までということで、今ちょっと聞いたんですけれども、この３回行かれるということで、このスケジュール的なものはだいたいどれぐらいを予定しているのでしょう。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。予定といたしましては、年度内で調印式まですべて終わらせたいというふうに考えております。それから、新年度の４月以降の部分で予定する事業もございますので、間に合わせるようなスケジュール感で今のところ検討をしております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、わかりました。続きまして、同じくタブレット１８ページになります。その上の段ですね。ふるさと納税の推進業務、こちらがマイナスになっておりまして、その下に、また同じくふるさと納税の使用料という形で、予算が入っております。これについての説明をお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、楽天のサイト手数料になります。請求のやり方が変わりまして、金額の更正になります。ですので、委託料に５００万マイナス、使用料に５００万計上ということで、科目の更正となっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

タブレット６８ページになります。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員、項で３つになりまして、この６８ページですと、同じ項になってしまいますので。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、分かりました。失礼いたしました。そうしますと、次がタブレットの７５ページになります。

○議長（鮫田洋平議長）

失礼しました。目で３つです。申し訳ないです。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

はい、ちょっと次に行かせていただきます。失礼いたしました。次がタブレット７５ページになります。７款商工費、１項商工費、３目観光費の１２節委託料、アニソン花火富士川公演運営業務についてお伺いいたします。この金額の大まかな内訳についてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。委託料３０００万円の支出の内訳でございますが、アニソン花火の内ということで、花火演出費用といたしまして、約１０００万円、映像関連費用といたしまして、約１２００万円、その他、会場運営、広告宣伝費として、約８００万円の内訳でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

２つ目の質問になります。こちらの全協での説明で、まちづくり公社と連携を取っていくということでしたが、どのような連携をとっていくのか、役割分担は町とまちづくり公社でどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。全協の折り、ご説明した通りですね。まちづくり公社と連携をして事業を実施していくということで、今予定をしてございまして、主に花火と映像というところの委託業務でございますので、機動力のあるまちづくり公社と連携をする形での実施をしていくというふうに考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

具体的な連携の業務については、これからという形でよろしいでしょうか。

では、３つ目の質問になります。歳入として、企業版ふるさと納税を導入しておりますけれども、入場料や駐車場料金の方が歳入の方にはちょっと入っていなかったんですけれども、こちらについては無料なのか、それとも取っていく考えなのかお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。駐車場料等の収入につきましては、これから事業実施をしていくというところの検討段階でございますので、これから昨年の反省も踏まえて検討し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

９番　小林有紀子議員

○９番議員（小林有紀子議員）

議案第４５号、令和８年度富士川町一般会計補正予算タブレット８１ページ。１３款諸支出金、１項公営企業費、水道事業会計補助金、下の１番２番簡易水道事業会計補助金として、この水道事業会計負担金、物価高騰対策水道料金減免事業が簡易水道事業会計負担金物価高騰対策水道料金減免事業が入っておりますけれども、この物価高騰対策として、今回この水道料金とした理由を教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。物価高騰対策の部分で、前回１万４０００円各戸各住民に配布させていただいた後、国の方で８７０万円という予算配分で配布をいただいたところでございます。この部分の金額を鑑みまして、いろんな部分で町内で検討させていただき、消費券、子育てに特化したもの、それから水道料金というそれぞれ各課から、提案をされたものも検討させていただいた時に、金額に応じて住民の手元に行く部分のことを最優先と考えまして、水道料金という形で決定をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

今回この減免額が１か月１０４０円ということをお聞きしましたけれども、この交付金の範囲内にとどまらずせめて２か月分に上乗せしようとかっていう、この検討ということはされなかったでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質疑にお答えいたします。交付金限度内で進めるというような財政当局からのお願いも、その提案事業の中ではありましたので、全体を鑑みまして金額は少ないですけども、皆様に行き渡るものという形で決定をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

それでは、議案第５０号令和８年度富士川町水道事業会計補正予算第１号タブレット１６５ページで、１款資本的支出、１項建設改良費、工事請負費、水源取水水位計更新工事この詳細を教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

齋木直人上下水道課長。

○上下水道課長（齋木直人上下水道課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。水源に設置してあります水位計２か所が経年劣化によりまして、動作不良を起こしている状況でありまして、正確な水位が現在測れない状態となっております。そうしたところで、水位計を新しく付け替える工事を実施するものであります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○９番議員（小林有紀子議員）

場所はどこになりますか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋木課長。

○上下水道課長（齋木直人上下水道課長）

工事場所につきましては、増穂小学校と児童センターの間にあります高区第１水源ともう１か所が元上水道事務所の敷地内にあります第６水源の２か所となります。以上となります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

６番　小林和良議員。

○６番議員（小林和良議員）

それでは質疑をさせていただきます。ページは７５ページの議案第４５号令和８年度富士川町一般会計補正予算についてですねえ、この中の７款商工費、先ほども出ましたけれども、3目観光費の中のアニソン花火公演運営業務の３０００万についての質疑をさせていただきます。先ほども内訳等は発表していただきましたけれども、それ以外のことで質疑させていただきます。このですねえ、非常に昨年やって好評であったということなんですけれども、この３０００万を投入することによって、町としてどのような効果を期待しているのか、波及効果ですね。金額的なものまたはいろんな交流人口の増加とか、いろいろなものを期待して、これを開催すると思うんですが、その目的についてお聞きしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。アニソン花火公演こちらにつきましては、日本の２大文化アニメと花火の体験型のイベント開催による町内外インバウンドも含めました集客効果こちらはもとより町のにぎわいの創出などですね。観光振興の持続的な発展と地域活性化を期待するこういった、そして開催するものでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。いろいろ、その影響がある程度長い目で見るというふうに考えました。あとですね、もう１点確認させていただきたいんですけども、昨年も実施して、今回も実施すると、この内容同じアニソン花火ですけども、昨年よりは何か変わったことが新しい、そのバージョンアップとか昨年開催したアニソン花火よりも、変わったところというか、そのスケールアップしたところ等があれば説明してください。

○議長（鮫田洋平議長）

小林課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。内容につきましては、昨年とほぼ同じ内容でございますが、一部アニメコンテンツですね。こちらの一部入れ替え等も予定をしてございまして、コンパクトな形での開催を予定してございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、内容はだいたい分かりましたので、以上で私の質疑は終了いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

１０番　齊藤欽也議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

それでは、先ほどから出ています一般会計の補正予算で、今ちょうどアニソン花火があったんで､P７５ページの先ほどと同じアニソン花火のところについて少しお伺いしたいと思います。これは昨年やったと、昨年は確かイベント会社が中心になってやられたというふうに、私理解しています。ですから、町からの町長もおっしゃっていたお金は一銭も出さなかったよという話だったんですけれども、今回３０００万で町が主催者ということのようなんですけれども、この計画の経緯ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。これまでの経緯でございますが全協でも申し上げました企業版ふるさと納税ですね。こちらを原資とし開催をするという形で進めておりましたが、ちょうど３月ですかねえ、ちょっとこの昨年の事業の実施を踏まえ、反省また継続していくかというような検討をしておりまして、計５回の会議ですね。 政策会議を開催し、５月中旬に政策決定をして事業を実施するという流れの経緯で、今回事業提案をしているところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

昨年の実は当初予算になんで出なかったのかなという疑問もあったんですけれども、昨年のこのイベントについての検討会議を５回重ねて、結果的にも多分判断がこれは価値があるなという判断をされたんだろうと、で今回になったということのようですけれども、今回町が主体ですよね。ここにした理由っていうのは何でしょうか。イベント会社は昨年やってくださった。で町も協力して駐車場を貸したり、いろいろしたんだと思うんですけども、３０００万というと、やっぱり大きいんですよね。富士川まつりとか、町のいくつかお祭りでありますけれども、だいたいのは３００万とか、５００万程度の規模でやっていて、今回いきなり３０００万ということで、ちょっと驚いてるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

小林課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。まず企業版のふるさと納税ですね。こちらの出資の目的、魅力的な富士川町をつくる事業ということで、出資していただいたところの内容等が観光振興といった部分のお話があったこと。また昨年開催をしたところ、やはり町が入ってですね、町の目を入れる監視を入れる。こういったことで、事業を効果的に開催ができると

いったようなところもございまして、今回提案したところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

もう一点、３回しかできないの１点だけ。要は３０００万出すはいいんです。効果があればいい。だけども、金額があまりにも大きいので、昨年業者がやったときには、座席の席を結構いい値段で、なんというか、一番いいとか、１０万とか何万するっていうような金額、安いところでも１万円弱ですかね。結果的に人が集まらないんで、せっかくやったんだから、多くの人に見てもらいたいということで町は、まあね、子供たちはなんだ、できるだけ体験してほしいということで、配ったりもして、人を集めた経緯があったと承知しています。今回は町の主体で３０００万、業者に先ほど出ていた花火の打ち上げ料や映像等の含めたそのイベントの企画あるいは運営ということも含めて払うということなんだろうと思うんですけれども、この３０００万円、やっぱり例年通り、席料や駐車場で回収していかないと、とてもじゃないけど、大きな金額なんで、町民からもね、いろんな要求があります。お金がないから我慢してくれという話もしてるんですけれども、そういう中で３０００万円出しっぱなしとで、これが例えばね、２０００万回収できたよという話であれば、差し引き１０００万ということになると思うんですけれども、その辺について、先ほどなんか検討中みたいな話もあったんですけれども、実際どうされるのか、ただ出しっぱなしにしてしまうのか、２０００万あるいは回収目標を持って運営していくのか、そこのところお伺いします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。議員さん、おっしゃる通りですね。やはりそういったチケット販売、また収入等のことも十分考慮して、事業を開催していくということで、実施してまいりますので、昨年はチケット販売等がもう少し早く販売着手すればといったような反省点もありました。また協賛金の募集等も随時やっていくという形で、同時に実施してまいりますので、そういった形で予定をしてございます。以上です

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

３回目なんで、できるだけ出費を減らすような最終的な形での運営をしていただきたいということで、お願いしておきます。

それで、衛生費Ｐ６４ページですけれども、峡南医療センターの短期貸し付け１億５０００万円についてお伺いしたいと思います。この点については、峡南医療センターの方から議会にも説明ありました。ただこれ最終的に１億５０００万円の貸し付けを町当局が決定したんですけれども、今のままではどうにもならないと。で経営プラン改革プランも示されたんですけれども、私の感覚では非常に甘いかなと思ってるんですけども、貸し付けるにあたって、町当局として、この峡南医療センター経営の改善に向けて、何を一番大きな改善点とし

て求めているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。経営改善プランを先ほど議員おっしゃった通り、峡南医療センターで出されました。さまざま要因がございますが、やはり入院患者の増がまず不可欠であるということは、病院の方でもおっしゃっておりました。さまざまな要件ありますので、そちらの今の経営を見直しながら、経営改善をしていくということで、今年度の１億５０００万円の短期貸し付けに至ったところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

今年度、久しぶりです。この１億５０００万円の短期貸し付けていう手法をとったのは、久しぶりのことなんですけれども、やっぱり貸し付けるのであれば、私はね、例えば１０年なら１０年、あるいは５年なら５年はもう自力でやってもらわないと、このままではいかないぐらいの話をされるべきだろうと思うんですけれども、その点については、協議等々を行ったのかその辺を伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。もちろん、短期貸し付け今回でほぼもう終わりにしていただきたいということで、話はしております。長期貸し付けも当然その辺につきましては、病院側には伝えております。いずれにしましても、峡南の医療圏を守るためにも、自立した経営が必要になってくることは当然病院側もわかっておりますので、その辺につきましては、しっかり経営改革プランに従って事業を進めていくということでありましたので、今回の短期貸し付けに至ったということでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

それでは、次に同じ一般会計の補正の分で、Ｐ７７ページ。土木費、Ｐ７７ページすみません、私の遅いんで、土木ですね。町営住宅移転補償４４万円であるんですけど、この内容についてお願いをお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質疑にお答えいたします。町営のですね、梅林第２団地におきまして、排水のトラブルが起きまして、入居者がちょっと住むのに不自由があるということで、支障が出ているということで、その方に他の住宅への移転していただくということで、話をさせてい

ただいて引っ越しするための費用となっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

要するに町営住宅もそこには住めないからということだろうというふうに理解します。もう１点ですね。次に同じＰ７７なんですけども、教育総務費ですね。Ｐ７７、一番下のですけれども、ここに報酬費で会計年度任用職員７人が３１０万円、その下に一般職員７人ということで、１７０万円までの減額があってということなんですけど、最終的には、結局３３０万ぐらいですか、増額という風になってるんです。ここのなんというか人数のこの構成というか移転というか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。教育委員会費のところ、報酬と給料ということでありますが、当時の現員現給で行っておりますので、こちらの方は、この人数で計算をしておるところでございます。７人の内訳ですかね。細かい内訳ということですか。すいません、ちょっと反問権をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

はい。

○財務課長（井上誠財務課長）

今、齊藤議員のおっしゃった内容の中で報酬で７人の金額が増と給料で一般職員７人が減というように、私取ったんですが、そちらでよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

そういう理解で多分いいんだろうと。要は、この一方で、任用職員の報酬が７人分計上されていて、一方で一般職員という形、まあ、７人なのか、実際にどうなるか、まあ、何人か７人でしょう。いくらいくらかずつ減額しているという、そこのところよくわからないんでお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ありがとうございました。 はい、こちらの７人につきましては、現在いる人数です。ですので、その中の７人のうち、給料が上がった部分で、職員も７人のうち、給料が減額になった部分、これ３月というか、当初予算の計上時に現員現給でやってますので、そこで人数等はそのままの人数で金額が変わってきているということでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

ようやくわかりました。どうもありがとうございます。以上で私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

７番　秋山仁議員

○７番議員（秋山仁議員）

議案４５号ですけども、先ほど出ましたけれども、６４ページですねえ。峡南医療に短期貸付は１億５０００万円ですね。この件なんですけども。 現状の決算内容からすると、今後を見ても、計画書がありますけれども、非常に経営は厳しいです。病院がなくては困るということの中で、現状１億５０００万円のこのキャッシュフローはないと思われるんですけれども、その辺のお考えはどう考えますか。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。キャッシュフローがないものですから、お貸しするという形になります。当面の間の運転資金というような運転資金というとあれですが、当面の間の費用ということで、富士川町１億５０００万円、市川三郷町１億５０００万円、合計３億円を企業団に貸し付けるということであります。最終的には短期貸し付けでありますので、年度内精算をしていただくということが、確実な線となっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

ちょっと私と考えが違うかもしれませんけれど、キャッシュフローがないから貸し付けをするではなくて、どういういいですかね。今後、返済財源が見込めるかどうかというふうなことを考えるとどうなんでしょうかね、ということなんですけども。

○議長（鮫田洋平議長）

井上財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。あくまでも、営業収入により年度末までに償還していただくということで、企業団とも話をしております。これは、いずれにしても経営努力ということで、企業団でもそのように進めていくということでありますので、そちらの話をもとに貸し付けることにしたところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

そうしますと、改善策は１１項目提出されましたけれども、この辺は当局としてはどのように把握、本来であれば数字上のものを提出とかっていうことが基本かなと思われるんです

けども、その辺は改善策どのように提出されたのを考えますかね。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

すいません、反問権をお願いしたいと思います。秋山議員のおっしゃっている内容１１項目の中で、町としてどのように考えているかっていう今質問だったかと思うんですが、この答え的に、今数字を求められているんでしょうか。それとも、どのような感覚というかですね、町としてどのように対応していくかっていうことをご質疑なのでしょうか。大変申し訳ありませんが、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

ここでは、数字上のことは、またこっちに置いておいて、１１項目改善策が出ましたから、この改善策を町としては、どのように理解しますか。 っていう言い方がいいんですかね。ちょっとうまく。

○議長（鮫田洋平議長）

井上課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。この１１項目出されてすべての内容について、企業団の方で、当然努力目標が入っておりますが、この努力をしていただくということが、町の考え方であります。市川三郷町さんとも、話をしながら強い姿勢で、そちらについては、経営努力をしていってほしいということで伝えてございますので、確実にやっていただけるものだと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第４５号から第５２号までについて質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時０７分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

先ほど、保留となっておりました宇田川議員の質疑につきまして、大久保課長から答弁の準備が整った旨の申し出がありましたので、答弁を求めます。

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

先ほどの質疑について、お答えいたします。先ほど、いただきました事業の概要といたしましては、子ども子育て会議において出た意見を反映させ、例えば教育委員会であれば、プランに掲げられている特色ある学校教育の充実などの進捗点検管理を行っていくということでございます。かつての会議からいただいた要望等現実につなげる中で、いただいた要望から通学路のグリーンベルト化、また先程来申し上げました給食費の無償化などさらなる支援につなげているところでございます。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１５　議案第５３号　公の施設の指定管理者の指定について

を議題とします。

これから、議案第５３号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番　秋山仁議員。

○７番議員（秋山仁議員）

議案第５３号ですね。ページ数２２３ページですね。

指定管理に社協に指定管理にするということなんですけど、指定期間５年間ということなんですけど、このいきさつはどういう形で決めたわけですかね。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質疑にお答えいたします。最長５年間の期間の長さにつきましては、自治法等で定められている期間、また同一業者又は団体等に貸すのに、最長５年というような縛りがありまして、そこを基準に５年間という形で考えさせていただきました。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

自治法に基づいて５年間ということですけども、これはやっぱり独自な決め方が出るように、ちょっと調べたり載ってたんですけど、７年とか１０年とかこういうのもまあ考えられるようですけども次にですね、社協については、結構利用者さんがたくさんいまして、指定管理することによって、不便さが今後出てこないかなみたいに、ちょっと心配されるんです

けどその辺はいかがですか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質疑にお答えいたします。社協の指定管理は、新たな今まで福祉保健課を使っていた支援センターの指定管理になりますので、現在使っている福祉センターの指定管理に使っていたものが、北側の施設へ移るというような考えでありますので、事業的に何ら問題はないと考えております。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

確かにその辺のことの説明は受けたわけなんですけれども、要は今利用している方たちが今度前の福祉保健センターですか、そっちに移ることによっての不便さがないかということなんですよね。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまの質疑にお答えします。社会福祉協議会の方に、委託で実施しておりました通所介護事業につきましては、１２月末で委託事業は終了し、その後は社会福祉協議会独自でデイサービスを実施するということになっておりますので、そちらの方々については、問題なく移行できるような形になっているかと思います。あと、保健福祉支援センターの方で、委託事業として行っております若返り道場につきましては継続的な利用となりますので、問題ないかと思っておりますが、以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

３回だから終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

少し大きい声でお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第５３号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１６　議案第５４号　町内小中学校における１人１台端末の導入業務契約の締結について

を議題とします。

これから議案第５４号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番　宇田川朱恵議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

議案第５４号を質疑させていただきます。タブレットが２２４ページ、２２５ページになります。こちら全協で説明をいただきました。この中で概要ですね。概要のところで、１人１台端末の故障端末の増加やバッテリーの耐用年数を迎えるなどの課題に対応するため、新たに端末を購入するとありました。まず、こちら故障端末がどれくらいあるのか。あともう１点、バッテリーの耐用年数は何年なのかお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

一問一答となりますので、よろしくお願いします。あと、契約締結ですので、予算に関わるような細かい質疑の方は控えていただきたいと思います。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

変えたほうがいいですか。

○議長（鮫田洋平議長）

一つずつ。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在、故障端末としては、考えている台数につきましては、６６台を想定してございます。また、バッテリーの劣化耐用年数という話でしたが、こちらにつきましては、おおむね５年を考えてございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

これであの３つ目にさせていただきます。こちらですね全協での説明で、納品数が整備台数３００台で予備機が４０台ということ、多分３４０台になると思うんですけれども、金額の方が１８００万円程度ということで、こちらの大まかで構いませんが、ちょっと内訳の方を教えていただければと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

内訳でございますが、本体端末それから端末の管理ソフト、さらに皆様のタブレットにくっついております画面の保護ラベル、それからすぐに子どもたちが使えるようになりますように初期設定を行います。この４つからなる価格となってございます。以上でございます。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

２番　樋口正彦議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

はい、失礼しました。議案第５４号に関わり質疑をいたします。議案書２２５ページですが、随意契約とありますが、初日の説明でもご説明があったかもしれませんが、確認の意味を含めてもう一度お伺いしたいと思いますが、随意契約とした具体的な理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の契約は、山梨県が実施した令和８年度山梨県公立小中学校における１人１台端末の導入業務の共同調達にかかる契約者との契約となります。この共同調達にかかる契約者が、富士川町随意契約ガイドライン第２号（７）に該当することから、地方自治法等の規定および町の随意契約ガイドラインに基づき、随意契約とするものでございます。以上でございます。

○２番議員（樋口正彦議員）

ただいま共同でのというあの説明をお聞きしましたが、この場合、そうすると見積書の徴取は例えば何社からとかっていうことをしたのでしょうか。お聞きします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回は、先ほど管財課長が申し上げた通り、県の共同調達の契約相手候補者からとの契約となってございますので、この株式会社エーティーエルシステムズ以外からの見積もりは、徴してございません。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

だいたい内容がわかりましたが、それでいくと、６番の契約の保証金の件なんですが、納付を免除するっていう、この意味合いも共同のそういう経緯を経ているからということで、保証金の納付を免除するということになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまのご質疑につきまして、手元に資料がございませんので、後刻答弁をさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

ただいまの質疑につきまして､執行部より答弁を保留したい旨の申し出がありましたので、これを認めます。後ほど準備が整い次第、答弁を求めます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○２番議員（樋口正彦議員）

はい。以上で質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第５４号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１７　認定第２号　令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８　認定第３号　令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第１９　認定第４号　令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について

日程第２０　認定第５号　令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について

以上の４議案は、決算認定案件でありますので一括して議題とします。

なお、本案は決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみにとどめてください。

これから、認定第２号から第５号までについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

１０番　齊藤欽也議員

○１０番議員（齊藤欽也議員）

それでは、認定第２号一般会計について、雑ぱくな質問を１つだけしたいと思います。令和７年度の決算というのは、６年度に比べれば、一般会計の場合ですね。約８９億円から、総額で９６億円と、規模は非常に大きくなったと。で内容的には自主財源が２９億円だけども、ほぼ横ばいだけど、ちょっと増加で、依存財源の方が６０億円から６６億円と、国庫の関係や県の支出金、あるいは地方交付税の増額ということが主な要因だと思います。一方で、今日もあったんですけれども、財政健全化比率なんかは非常に好転、数字の上で非常に好転しているんですね。監査委員の報告の中でも、主な指標というのは、財政力指数を除いて、皆改善していると。ただ、ここでね、私ちょっと気になるのは、そうはいえ、私いつも心配性なんであれなんですけれど、そうはいえ、債務残高っていうのはわずかですけども、わずかと言っていいのかどうか増えています。増加して１億円余りに増加している。で、まあ、今の社会情勢金利も非常に上がっている中で心配なんですけども、この状況っていうのは、数字の上では、いろんな指標がよくなってるんだけども、ただ財政規模が大きくなっているということも一方にあるんで、この債務が残高が増えてるっていうところで、私ちょっと危惧しているんですけど、全体としてこのそれも含めた全体として、令和７年度の決算状況というのは、非常にいいと言えるのかどうか、そこだけ一言。お願いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。齊藤議員おっしゃった通り、各比率等につきましては、現状とほぼ変わっておりません。地方債につきましては、やはり借入額の方が償還額よりも多いため上昇していることは否めません。しかしですね、現在の財政状況からすれば、これまでと同様健全であるというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

まあ、将来的にも大丈夫だよと当面はそういう見込みでいるという判断でよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

井上財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質疑にお答えします。さまざまな事業等ございます。そちらの方は、十分精査をしてまいりまして、現在事業を行っているところでございます。未来につきましても、そのような形で各事業等につきましては、精査を行いながらしっかりした財政運営をしていくということでございますので、この状況は当面大きく変動はしないものであると考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

ありがとうございます。金利が上昇していることで、償還の金額なんか上がるんじゃないかなという心配、非常にあります。そういうことで、私非常に心配性なんでね。しっかりとしたあの運営にこの決算をもとにですね、やっていただければと思います。以上で、私の質疑は終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第２号から第５号までについて質疑を終わります。

先ほど、保留となっておりました。樋口議員の質疑につきまして、望月課長から答弁の準備が整った旨の申し出がありましたので、答弁を求めます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

先ほどの樋口議員の質疑に対しての答弁をさせていただきます。先ほどの契約保証金の免除につきましては、富士川町財務規則第１６２条第１項第７号により指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により、契約を締結する場合において契約担当者が必要ないと認めたときを準用し免除とするものでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会　午前１１時３０分

令 和 ８ 年

富士川町議会９月定例会

9月１８日

令和８年第３回富士川町議会定例会（４日目）

令和８年９月１８日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１　議事日程

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　請願第　１号　平田桃子議員の辞職を求める請願書について
日程第　３　請願第　２号　こどもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について
日程第　４　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度富士川町一般会計補正予算（第２号））
日程第　５　議案第４３号　富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第４４号　富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第４５号　令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案第４６号　令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　議案第４７号　令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　議案第４８号　令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第４９号　令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１２　議案第５０号　令和８年度富士川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１３　議案第５１号　令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５２号　令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第５３号　公の施設の指定管理者の指定について
日程第１６　議案第５４号　町内小中学校における１人１台端末の導入業務契約の締結について
日程第１７　認定第　２号　令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１８　認定第　３号　令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について
日程第１９　認定第　４号　令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について
日程第２０　認定第　５号　令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について
日程第２１　議案第５５号　富士川町損害賠償の額を定め和解することについて
日程第２２　富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第２３　議案第５６号　富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第２４　発委第　８号　町長において専決処分することができる事項の指定について
日程第２５　発議第　２号　議員派遣の件

日程第２６　意見書案第１号　こどもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書提出について
日程第２７　ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第２８　まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第２９　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について
（追加日程）
日程第　１　発議第３号　平田桃子議員に対する再度の議員辞職を求める議員辞職勧告決議について

２　出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	平田桃子	２番	樋口正彦
３番	山本和志	４番	宇田川朱恵
５番	深澤一幸	６番	小林和良
７番	秋山　仁	８番	望月　眞
９番	小林有紀子	１０番	齊藤欽也
１１番	堀内春美	１２番	鮫田洋平

３　欠席議員

なし

４　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	樋口和仁	会計管理者	小林　恵
政策参事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡辺成昭
財務課長	井上　誠	管財課長	望月奈緒美
税務課長	依田文哉	防災交通課長	西川修司
町民生活課長	芦澤晶子	福祉保健課長	小河内菜美
子育て支援課長	秋山　綾	産業振興課長	小林喜文
土木整備課長	井上勝彦	都市整備課長	杉田　進
上下水道課長	齋木直人	教育総務課長	大久保公生
生涯学習課長	齋藤栄治		

５　職務のため出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長　海　野　公　哉
書　　記　井　上　鮎　奈

開会　午前　１０時００分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

令和８年第３回富士川町議会定例会４日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本会議および委員会において、慎重にご審議いただきました第３回定例会も、本日が最終日となります。引き続きご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１　諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として、選挙管理委員会委員選挙ほか意見書案１件、議案１件、人事案１件、発委案１件、発議案１件、閉会中の継続調査申出書３件が提案されています。

ご審議をよろしくお願いします。

なお、報道機関から議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２　請願第　１号　平田桃子議員の辞職を求める請願書について

を議題とします。

この案件につきましては、地方自治法第１１７条の規定により除斥が適用されますので、平田桃子議員の退席をお願いします。

（平田桃子議員　退場）

去る９月４日の本会議において、議会運営委員会に付託しました請願第１号について委員長の報告を求めます。

○議長（鮫田洋平議長）

８番　望月眞議員。

○８番議員（望月眞議員）

――――――　委員会審査報告書朗読　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上で議会運営委員長の報告が終わりました。

望月委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから請願第１号の委員会審査報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番　齊藤欽也議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

望月委員長ありがとうございます。請願採択っていうのはよろしいと思ってますけども、町民の意思はね、何とかしてほしいという平田桃子議員に対して強い願いが込められた請願だと思います。単に採択だけでいいのかというと、私少し疑問があるんですけども、その点について、今後議会として、あるいは請願を受けて、委員会審査の中でですね、それについてどのように対応していくかということの議論はされたかどうか､お伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

おっしゃるとおり、やっぱり町民から出された請願というのは重い意味がありますので、議会としては議員辞職勧告をいたしましたが、今回はこの請願を採択したことにより、やっぱり町民の請願事項を重く受け止めて、更なる判断を促す形で、議会として本人に通告したいと思います。そのような意見がありました。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

委員長がおっしゃるとおり、前回は無免許運転ということで、議会としてこれは議員の品位を著しく傷つけ、議会の信頼も貶めたということで、議会として辞職勧告決議を出したと思っております。今回、町民から出されたのは、それももちろんのこと、中学校等での発言等があったということで､これ以上平田議員にですね､議員を続けてほしくないということ、強い思いを込めた請願だと思っておりますので、私としてはね、まあ例はいくつかありますけれども､再度それを踏まえた町民の意思を踏まえた議員辞職勧告決議というものを取るべきではないかと思っております。その点について、これは委員会では多分議論されてないようなので、委員長個人としてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月議員。

○８番議員（望月眞議員）

本請願では、特にそういった措置を求める内容は出ていませんでしたので、今回は措置なしという形でいたしましたが、先ほど申しましたように、町民の民意は大切にしなければならないということで、今後議会として本人にもう一度、今後の判断を再度町民の請願の趣旨を汲んだ上で判断してほしいという申し入れをすることがいいと思います。辞職勧告等については、これはまた１回出したばっかりですので、また必要があるかどうか、これから議会の中で検討していく必要はあると思います。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

ありがとうございます。私は、再度出すことはより一層重いものだと。町民から出されたものを受けて出すということはより一層重いものだと思っております。以上で質疑は終わりたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

７番　秋山仁議員。

○７番議員（秋山仁議員）

先ほどの齊藤議員の意見に対して私も賛成いたします。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって請願第１号委員会審査報告について質疑を終わります。

望月委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから請願第１号について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって請願第１号について討論を終わります。

これから日程第２請願第１号について採決します。

お諮りします。

請願第１号に対する委員会審査報告は採択とするものです。

委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、請願第１号は委員会審査報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

動議を提出したいと思います。平田桃子議員の再度の辞職を求める勧告決議案の動議を提出したいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山議員。

○７番議員（秋山仁議員）

先ほどの動議に賛成したいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

ただいま齊藤欽也議員から平田桃子議員の再度の辞職を求める辞職勧告決議案について動議が提出されました。この動議は１人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

平田桃子議員の辞職勧告についての動議を日程に追加し、追加日程として議題とすることにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第１として議題にいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時１２分

再開　午前１０時１５分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

この動議を日程に追加し、追加日程第１発議第３号として議題にします。

初めに動議提出者の説明を求めます。

○議長（鮫田洋平議長）

１０番　齊藤欽也議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

――――― 辞職勧告決議朗読 ―――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上で動議提出者の説明が終わりました。齊藤議員、その場でしばらくお待ちください。

これから発議第３号の決議について質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番　望月眞議員。

○８番議員（望月眞議員）

齊藤議員にお聞きいたします。議員辞職勧告に対する個人的な見解を私は先ほど申し上げましたが、この議員辞職勧告を本議会において直ちに提出をしろとこういう内容ですか。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

はい、その通りです。

○議長（鮫田洋平議長）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、発議第３号の決議について質疑を終わります。

齊藤議員、自席にお戻りください。

これから発議第３号について討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対の発言を許します。

○議長（鮫田洋平議長）

８番　望月眞議員。

○８番議員（望月眞議員）

今議会における議員辞職勧告決議案については反対をいたします。先ほど、方針的な見解として、議員辞職勧告をすることもやぶさかではないと私も思っております。ただ、議員辞職勧告というのは非常に重いもんだと思っています。 前回出して、またすぐにということがいかがかなということが１点と、それから請願の趣旨、請願の決定事項をまだ本人に伝えてない。本人からの意思表示も受けておりません。本人がそれを請願を重く受け止めて辞職するということであれば、辞職勧告は必要なくなりますよね。だから、これはもう少し必要であるならば、時をもって辞職勧告するような経緯が必要ではないかということで、私は今議会における辞職勧告案には反対をいたします。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

７番　秋山仁議員。

○７番議員（秋山仁議員）

私は、齊藤議員の意見に賛成したいと思います。７月の６日にですね、この議会におきまして、辞職勧告決議を決定しました。その後、全員協議会を開きまして、本人から町民に対しての説明責任を行いますということの発表がありました。その間にですね、中学校の不適切な説明といいますか、言葉もあったわけですけども、そしてまた、最近の９月４日、メディアにおきましても請願が出たということで、重く受け止めているというふうなことで、そういうことを考えてみますと、やはりここで決めるべきだというふうに考えます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

他に討論ありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって発議第３号について討論を終わります。

これから追加日程第１発議第３号について起立によって採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

着席してください。

（賛成者起立：堀内議員、齊藤議員、秋山議員、小林（和）議員、深澤議員、山本議員、樋口議員、起立７名）

起立多数です。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

平田桃子議員の入場を許可します。

（平田桃子議員　入場）

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１０時２７分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

平田桃子議員にお知らせします。

先ほど、追加日程第１として、発議第３号平田桃子議員に対する辞職勧告決議について、提案され採決を行った結果、平田桃子議員に対する辞職勧告決議は可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第３　請願第２号　こどもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

を議題とします。

去る９月４日の本会議において、ひとづくり常任委員会に付託しました請願第２号について、委員長の報告を求めます。

４番　宇田川朱恵議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

――――――　委員会審査報告書朗読　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上でひとづくり常任委員長の報告が終わりました。

宇田川委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから請願第２号の委員会審査報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第２号委員会審査報告について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから請願第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって、請願第２号について討論を終わります。

これから日程第３請願第２号について採決します。

お諮りします。

請願第２号に対する委員会審査報告は採択するものです。

委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、請願第２号は委員会審査報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第４　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度富士川町一般会計補正予算（第２号））

を議題とします。

これから承認第１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第１０号について討論を終わります。

これから日程第４承認第１０号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１０号は原案のとおり承認されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第５　議案第４３号　富士川町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第６　議案第４４号　富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の２議案は条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第４３号および第４４号について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第４３号および第４４号について討論を終わります。

これから日程第５議案第４３号および日程第６議案第４４号について一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号および第４４号については、原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第　７　議案第４５号　令和８年度富士川町一般会計補正予算（第３号）

日程第　８　議案第４６号　令和８年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　議案第４７号　令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　議案第４８号　令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第４９号　令和８年度富士川町工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１２　議案第５０号　令和８年度富士川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１３　議案第５１号　令和８年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５２号　令和８年度富士川町下水道事業会計補正予算（第１号）

以上の８議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第４５号から第５２号までについて一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第４５号から第５２号までについて討論を終わります。

これから日程第７議案第４５号から日程第１４議案第５２号までについて一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号から第５２号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１５　議案第５３号　公の施設の指定管理者の指定について

を議題とします。

これから議案第５３号について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第５３号について討論を終わります。

これから日程第１５議案第５３号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１６　議案第５４号　町内小中学校における１人１台端末の導入業務契約の締結につ

いて

を議題とします。

これから議案第５４号について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第５４号について討論を終わります。

これから日程第１６議案第５４号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１７　認定第２号　令和７年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８　認定第３号　令和７年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第１９　認定第４号　令和７年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について

日程第２０　認定第５号　令和７年度富士川町下水道事業会計決算認定について

以上の令和７年度決算認定につきましては、去る９月４日の本会議で決算特別委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

５番　深澤一幸議員。

○５番議員（深澤一幸議員）

――――――　委員会審査報告書朗読　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上で決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

深澤委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、認定第２号から第５号までについては質疑と討論を省略します。

深澤委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから日程第１７認定第２号から日程第２０認定第５号までについて採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員会審査報告は認定とするものです。

委員会審査報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、認定第２号から第５号までについては、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２１　議案第５５号　富士川町損害賠償の額を定め和解することについて

を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第５５号について補足説明を求めます。

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

それでは、議案第５５号の補足説明をさせていただきます。タブレットの４ページをご覧ください。本件につきましては、合併時まで遡って過去の損害賠償及び和解にかかる事務処理を確認し、議会の議決を経ずに処理されていた事案を整理し、次ページ以降の一覧表に取りまとめております。一覧表には、事故発生年月日及び時間、賠償金支払日、事故場所、事故内容、相手方、損害賠償額を記載しております。なお、今回対象とした事案につきましては、いずれも既に相手方との示談等が成立し、損害賠償金の支払いも完了しております。

以上、議案第５５号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第５５号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番　小林和良議員。

○６番議員（小林和良議員）

それでは、今のこの５５号について、質疑をさせていただきます。１つは損害賠償額なんですけども、この額はすべて保険等から支出し、一般財源または他のものからは、出ていないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。過去に遡って、確認をした結果、６ページのその他の損害賠償につきましては、町の支出により損害賠償を行ったものでございます。以上で

ございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

次に、他のものは保険金から支払ったということで、その保険金の金額なんですけども、通常我々個人で入っている保険というのは、事故または物損等を起こすと保険金額がアップするんですけども、これらの事象において保険金額が通常よりもアップしたということはございませんでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。損害賠償額は事故の内容や損害の程度などに応じて決まるものであり、それぞれの事案について事故の内容や損害の状況等を踏まえて決定した結果でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長、小林議員が質問したこととちょっと回答がずれておりますので、回答をお願い、もう一度お願いいたします。小林議員からの質問には、一般の保険だと事故をすると等級とかそういうのが上がって、翌年度の保険の支払いが高くなると思うんだけれども、今回賠償額で保険屋さんが払ったことによって、掛ける保険金が上がったかどうかっていう質問でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。保険金につきましては、賠償を行ったことによっての金額の変動はございません。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

わかりました。あとはこれらの当然皆さんいろいろ動かれてるから、いろんなことが起きるとは思うんですけど、これらの今ここに公開されていることは、共有されているのかどうかだけ確認したい。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。現在は、本日議会の方に上程した案件でございますので、今後は関係部署への周知を徹底し、手続等の体制を整えていく考えでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

３回目になっちゃってるんだけども。

○議長（鮫田洋平議長）

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１０時５０分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

先ほどの質疑にお答えをいたします。損害賠償案件につきましては、回議書の方で、町長決裁の方まで行っているところでございます。決裁の方をすでに受けているものについて、賠償金の方を支払っているような状況でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

よろしいですか。職員間でちゃんと共有されているかどうかっていう、多分ご質問だと思うんですけれども。

○議長（鮫田洋平議長）

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１０時５１分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

○議長（鮫田洋平議長）

望月課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

先ほどの質疑にお答えをいたします。決裁につきましては、各課の方で回しておりますので、職員すべてに共有ということではございません。今後につきましては、このような案件を共有するような形で、事故防止に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員。

○６番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。以上で私の質疑は終了します。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第５５号について質疑を終わります。

これから議案第５５号について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　　し　）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第５５号について討論を終わります。

これから日程第２１議案第５５号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時０２分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

日程第２２　富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

を議題とします。

富士川町選挙管理委員会堀内敬明委員長から、富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生し、地方自治法第１８２条第８項の規定により通知がありましたので、同法第１８２条第１項及び第２項の規定により、これから富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推薦で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推薦者名簿配布のため暫時休憩します。

（　事務局が名簿配布　）

休憩を解いて再開します。

富士川町選挙管理委員会委員には、秋山雅美さん、富士川町選挙管理委員会補充員には、第４順位深澤透さん、以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２３　議案第５６号　富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号については質疑と討論を省略します。

これから日程第２３議案第５６号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２４　発委第８号　町長において専決処分することができる事項の指定について

を議題とします。

提出者から発委第８号について提案理由の説明を求めます。

８番　望月眞議員。

○８番議員（望月眞議員）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上で望月委員長から発委第８号について提案理由の説明が終わりました。

望月委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、発委第８号については質疑と討論を省略します。

望月委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから日程第２４発委第８号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、発委第８号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２５　発議第２号　議員派遣の件

を議題とします。

提出者から発議第２号について提案理由の説明を求めます。

８番　望月眞議員。

○８番議員（望月眞議員）

――――――　提案理由の朗読説明　――――――

○議長（鮫田洋平議長）

以上で望月議員から発議第２号について提案理由の説明が終わりました。

望月議員その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、発議第２号については質疑と討論を省略します。

望月議員ご苦労様でした。自席にお戻りください。
これから日程第２５発議第２号について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（　異議なし。の声　）
異議なしと認めます。
したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）
日程第２６　意見書案第１号　こどもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書提出について
を議題とします。意見書案第１号の提出者に趣旨説明を求めます。
４番　宇田川朱恵議員。
○４番議員（宇田川朱恵議員）
――――――　趣旨説明朗読　――――――
○議長（鮫田洋平議長）
以上で宇田川委員長から意見書案第１号の趣旨説明が終わりました。
宇田川委員長、その場でしばらくお待ちください。
これから意見書案第１号について質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　　し　）
質疑なしと認めます。
以上をもって意見書案第１号について質疑を終わります。
宇田川委員長ご苦労様でした。自席にお戻りください。
これから意見書案第１号について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　　し　）
討論なしと認めます。
以上をもって意見書案第１号について討論を終わります。
これから日程第２６意見書案第１号について採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（　異議なし。の声　）
異議なしと認めます。
したがって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２７　ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第２８　まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第２９　議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の３議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（　異議なし。の声　）

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

以上をもちまして、本定例会の議事日程はすべて終了しました。

令和７年度の決算認定案など重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、決算特別委員会の審査等にご協力をいただき、ありがとうございました。併せて今定例会では、初日と最終日の２日間、皆様の協力のもと、富士川町議会として初めてとなるゆずにゃんクールを実施いたしました。ゆずにゃんポロシャツを着用して本議会にご出席をいただき、本取り組みにご理解とご協力をいただきましたことに改めてお礼申し上げます。今後は、今回の実施状況や意見などを踏まえまして検証を行い、来年度以降の実施方法や取り扱いについて検討してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては何かとご多忙と存じますが、健康には十分ご留意されまして、町政の推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和８年第３回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労様でした。

閉会　午前１１時２２分